

山陽小野田市国土強靱化地域計画

令和8年（2026年）4月

山陽小野田市

目 次

はじめに

1 計画策定の趣旨	2
2 計画の位置付け	2
3 計画期間	2

第1章 基本的な考え方

1 基本目標	3
2 強靱化を推進する上での基本的な方針	3

第2章 想定するリスク

1 本市の地域特性	4
2 対象とする自然災害	5

第3章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方	11
2 脆弱性評価の手順	11
3 脆弱性評価の結果（概要）	13

第4章 強靱化の推進方針

1 施策分野ごとの推進方針	27
（別表）重要業績評価指標（K P I）一覧	42
2 取組の重点化	45

第5章 計画の着実な推進

1 計画の推進体制	46
2 計画の進行管理	46

【資料編】

1 第3章3 脆弱性評価の結果（詳細）	
（1）「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性評価結果	48
（2）「施策分野」ごとの脆弱性評価結果	80
2 用語解説	95

はじめに

1 計画策定の趣旨

東日本大震災の教訓を踏まえ、平成 25 年(2013 年)12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が公布・施行されました。

国土強靱化は、災害の発生の度に甚大な被害を受け、その都度、長期間をかけて復旧・復興を図るといった「事後対策」の繰り返しを避け、どのような災害が起ころうとも、最悪の事態に陥ることが避けられるような強靱な行政機能、地域社会、地域経済を事前に作り上げていこうとするものです。

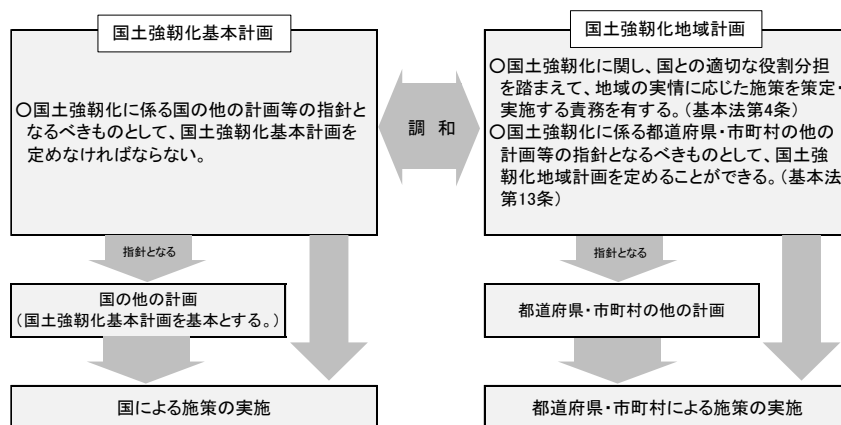
こうした国土強靱化を実効あるものとするためには、国における取組のみならず、地方公共団体や民間事業者を含め、関係者が総力を挙げて取り組むことが不可欠であり、国における国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）の策定に引き続き、地方公共団体においても国土強靱化地域計画を策定し、国と地方が一体となって国土強靱化の取組を進めることが重要となります。

これを受けて山口県においては平成 28 年(2016 年)3 月に山口県国土強靱化地域計画（以下「県地域計画」という。）を策定（令和 2 年 3 月、令和 7 年 3 月に改定）しており、本市においても、国土強靱化に市や関係機関が一体となって取り組むため、「山陽小野田市国土強靱化地域計画（以下「本計画」という。）」を策定（令和 3 年）したものです。

2 計画の位置付け

本計画は、基本法第 13 条に基づく「国土強靱化地域計画」として、本市における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針として定めるものです。

【国土強靱化基本計画と国土強靱化地域計画の関係】



3 計画期間

計画期間は、令和 8 年度(2026 年度)から令和 12 年度(2030 年度)とします。

なお、おおむね 5 年ごとに見直しを行うこととしますが、計画期間中であっても、施策の進捗や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ、計画を見直します。

第1章 基本的な考え方

1 基本目標

山口県内においては、近年相次いで大雨等による被害が、本市においても同様に被害が発生しています。また、近い将来、南海トラフ地震の発生も予測され、人命を守り、また、経済社会への被害が致命的にならず迅速に回復する「強さとしなやかさ」を備えた国土を平時から構築することが重要です。

このため、本計画では次の4点を基本目標として、国土強靱化の取組を推進します。なお、基本目標は、基本計画及び県地域計画と同一の基本目標とします。

いかなる大規模自然災害が発生しようとも

- ①人命の保護が最大限図られること
- ②市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④迅速な復旧復興

2 強靱化を推進する上での基本的な方針

強靱化の推進に当たっては、国の基本計画及び県地域計画における「強靱化を推進する上での基本的な方針」を踏まえ、以下に掲げる基本的な方針に基づき取り組むこととします。

【市民の生命と財産を守る防災インフラの整備・管理】

巨大災害リスクの切迫や気候危機の深刻化等、市土や地域の持続性を脅かす危機に備え、市民の生命と財産を守るため、防災インフラの整備・管理を戦略的に推進する。

【経済発展の基礎となる交通・通信・エネルギー等ライフラインの強靱化】

社会経済構造の変化に対応し、自然災害発生時においても、交通・通信・エネルギー等の機能が一体的に安定して発揮できるよう、相互関連性も踏まえつつ、ライフライン全体の強靱化を図る。

【デジタル等新技術の活用による国土強靱化施策の高度化】

デジタルが持つ、地域社会の生産性や利便性を飛躍的に高め、産業や生活の質を大きく向上させる力を最大限活用し、本市・地域が直面する災害への対応力を強化する。

【災害時における事業継続性確保を始めとした官民産学連携強化】

市民の多様化する価値観に即し、地域が直面する災害リスクに対応するため、国・県との適正な連携・補完関係を強化するとともに、市民の力を最大限発揮し、官民産学の多様な主体の連携・協働による取組を推進する。

【地域における防災力の一層の強化】

未曾有の人口減少、少子高齢化の加速等、市土や地域の持続性を脅かす危機に対し、地域の資源を総動員して、地域の力を結集し、市土全体でつなぎ合わせ、高齢者・障害者・子ども等のあらゆる人々が安心して暮らし続けることのできる地域づくりを推進し、地域における防災力の一層の強化を図る。

第2章 想定するリスク

1 本市の地域特性

(1) 地理的・地形的特性

本市は、山口県の南西部に位置し、瀬戸内海周防灘に面しています。

面積は 133.09 km²（東西約 14.6 km、南北約 20.8 km）で、北部一帯は標高 200～300m 程度の中国山系の尾根が東西に走っており、中部から南部にかけては丘陵性の大地から平地で、海岸線一帯はほとんど干拓地となっています。

東は宇部市、西は下関市、北は美祢市に接し、市の中央部には 2 級河川厚狭川、有帆川が流れ、平地部を通過して瀬戸内海に注いでいます。

地質としては、石炭、粘土層を主とする新生代の地質と、砂岩、礫岩など風化しやすい岩石を主とする中生代の地質とその堆積した地質で構成され、小野田、埴生、厚陽の沿岸に干拓地が広がっています。北部山地地帯は、安山岩、砂岩を主とする関門層群で、埴生地域はおおむね花崗岩類で形成され、厚狭盆地を挟むように砂岩系の中に石炭を有する地層が広がっています。

また、本市の中央から南部内陸地帯は、石炭を埋蔵する古第三紀層宇部層群が分布し、南部沿岸地帯は干拓による平坦地で、緩い傾斜をもって海底に入っています。

(2) 気候的特性

本市の年平均気温は約 16℃、年間平均降水量は約 1,525mm で温暖にして降雨も比較的少なく、風向は、春夏季は東又は南東風、秋冬季は北又は北西風となっており、南風はごく少なく、一般的に瀬戸内海気候といえます。

(3) 社会経済的特性

①人口

国勢調査からみる本市の人口は、令和 2 年（2020 年）では 60,326 人となっており、平成 12 年から令和 2 年までの間に約 7,000 人減少するなど、減少傾向が続く一方で、高齢化率は上昇しており、令和 2 年では 33.9%となっています。

人口動態は、社会増となっている年もありますが、おおむね社会減の傾向にあり、自然減と相まって人口減少が継続しています。減少数については増減があり、平成 24 年（2012 年）以降では自然減が拡大し、人口減少が顕著になっています。

また、世帯数は増加しているものの、1 世帯当たりの人数は減少しており、核家族化や単身世帯の増加が影響しているものと考えられます。こうした状況から単身高齢者など、災害時に特に支援を要する人が増加していることが懸念されます。

②産業

本市は、古くから、石炭、セメント、化学工業を中心とした鉱工業都市として栄えてきましたが、昭和 30 年代後半のエネルギー革命はエネルギー構造を石炭主力型から石油主力型に変え、本市の石炭産業は壊滅し、産業構造は大きな転換期を迎えました。この市勢回復策と

して、昭和40年以降石油精製業、鉄鋼業、電力業等の多くの企業を誘致し、工業の振興に力を注いできました。

市内従業者を産業大分類別にみると、製造業と医療・福祉、卸売業・小売業の業種で従業者が多く、全国との割合を比較する特化係数をみても製造業や医療・福祉関連は1.0を超えており、本市の特徴的な産業となっています。

なお、これらの工場は、大量の可燃物、有毒ガス等の危険物を取り扱っていることもあって、いわゆる産業災害の発生の可能性があります。また、県内には4つの石油コンビナート等特別防災区域（岩国・和木、周南、宇部・小野田、六連島）があり、市内にも指定地区があります。

③地域

本市の交通は、市域のほぼ中央に山陽自動車道宇部下関線が、また、それを挟むように国道2号と190号が東西方面に連絡し、これらと交差して、国道316号、主要県道小野田山陽線が南北に走り、県北部に連絡しています。鉄道も、JR山陽新幹線を軸に山陽本線、美祢線、小野田線が各方面に連絡するなど、県南西部の交通の要衝となっています。また、重要港湾である小野田港及び山陽小野田沖に本線航路を控え、狭い海域を大型船舶の航行が盛んです。

したがって、多数の者の遭難を伴う交通機関の衝突・沈没・タンカー事故等による大量の油類・その他危険物・有害物の流出等大規模な事故の発生要因を内包しています。このほか近年は、宅地造成による豪雨時の崖崩れ、土砂の流出によって、付近住民に被害を与える傾向も見られます。

また、北部の市境一帯は、標高200～300m程度の中国山系の尾根が東西に走り、森林地帯となっています。市内には厚狭川、有帆川が流れ、その流域の平野部及び厚狭川両岸に広がる旧山陽町地区では、平野部だけでなく圃場が狭小で傾斜もある地域でも農業が営まれています。この中山間地域は流域の上流部に位置することから、中山間地域の農業、農村が持つ水源のかん養、洪水の防止、土壌の浸食や崩壊の防止などの多面的機能によって、下流域の住民を含む多くの市民の財産、豊かな暮らしを守っているものの、後継者問題、耕作放棄地や荒廃森林の増加、空き家の増加など生産活動の縮小や集落機能の低下による農山漁村の活力の減退が進んでおり、地域の活性化の総合的な取組が求められています。

2 対象とする自然災害

本計画においては、本市の特性や過去の災害の発生状況等を踏まえ、市民生活・経済に影響を及ぼすリスクとして、本市において最も発生頻度が高く、全国的にも甚大な被害をもたらしている「大雨による浸水・土砂災害」、近年、温暖化等により大型化・強化化する「台風による風水害及び高潮災害」、さらには、今後発生が懸念される「南海トラフ地震等による地震・津波災害」などの大規模自然災害を想定します。

こうした大雨、台風、地震のほか、積雪による停電や交通障害の発生など、市民生活に影響を及ぼす大雪についても、配慮する必要があります。

(1) 大雨による浸水・土砂災害

近年、全国的にも短期的・局地的豪雨が頻発し、数時間で平年1か月分の数倍もの降水量をもたらすこともあり、大規模な被害が懸念されます。大雨による被害は、台風、梅雨、集中豪雨で起きることが多く、同じ場所で積乱雲の発生が繰り返される場合や同じ場所に積乱雲が次々に移動することにより長時間同じ場所で強い雨が続き、集中豪雨となります。また、梅雨前線による豪雨は、前線が山口県や福岡県の近くに長く停滞するときに発生しやすく、前線が南北に振動し、数日間の大雨ののち集中豪雨となるときは、河川の氾濫、浸水、崖崩れ等の被害が発生します。特に、干拓低地の宿命ともいべき満潮時の大雨には警戒を要します。

本市では時間雨量が20mm、日雨量80mmを超えると何らかの形で被害が出始めるのが通例です。記録に残る過去の豪雨で最も激しいものは、昭和28年6月の大雨で、山口県西部では時間雨量77mm、日雨量266mm、総雨量529mmを記録しています。

また、近年においては平成21年、22年と2年続いて7月の梅雨前線による大雨災害や、令和4年、5年、6年と3年続いて6月の大雨災害にあっています。特に平成22年については、本市への降水量は特筆するほどではなかったものの、美祢市東厚保で最大降水量207.5mm/日、秋吉台234mmを記録しました。これにより厚狭川が越水し、厚狭地区を中心に大規模半壊8戸、床上浸水446戸と甚大な被害が発生し、災害救助法が適用されました。

【過去の災害事例】

近年の浸水・土砂災害	災害の概要	死者・行方不明者	半壊	床上浸水	床下浸水
平成21年7月21～27日大雨	4日間450mmを超える大雨により浸水被害発生。	0人	0件	38件	198件
平成22年7月12～15日大雨	美祢市東厚保で最大日降雨量207.5mm、秋吉台で234mmを記録し、厚狭川洪水が発生。	0人	8件	446件	351件

平成22年7月12～15日大雨
(厚狭川洪水)



令和5年6月豪雨
(桜川・大正川越水)



(2) 台風による風水害及び高潮災害

近年、地球温暖化など気候変動に伴い、台風が大型化・強力化しており、大規模な被害が

懸念されます。

勢力の強い台風が衰弱することなく九州西海上を、又は西九州に上陸後、北東に進んだ場合に大きな被害が発生しています。地形から見ると、本市の瀬戸内海（周防灘）沿岸は、対岸距離が長く南向きの海岸であるため、台風時における高潮の被害を受けやすく、また、周防灘西部では、南～南東の強風が吹くと、吹き寄せられた海水が関門海峡によってせき止められるため、高潮が大きくなる傾向があります。昭和 17 年の周防灘台風、平成 3 年の台風第 19 号、平成 11 年の台風第 18 号などはこれに当たり、台風がこのようなコースをとれば猛烈な風により瀬戸内海や豊後水道から海水が吹き寄せられ、高潮による災害も起こりやすくなります。

特に平成 11 年 9 月 24 日の台風第 18 号では台風の通過が満潮(大潮)と重なり天文潮位 3.51m に対し、最高潮位 5.60m を観測しました。

また、台風の通過に伴い竜巻が発生し、市内全域にわたり浸水被害、建物の全・半壊等甚大な被害をもたらしました。

【過去の災害事例】

近年の浸水・土砂災害	災害の概要	死者・行方不明者	負傷者	全壊	床上浸水
				半壊	床下浸水
平成 3 年台風第 19 号	高潮が発生。	0 人	7 人	3 件	12 件
				11 件	46 件
平成 11 年台風第 18 号	宇部市に上陸し山口県を縦断。高潮、竜巻が発生	0 人	93 人	49 件	83 件
				573 件	360 件

平成 11 年台風第 18 号
(高潮被害)



平成 11 年台風第 18 号
(竜巻被害)



(3) 南海トラフ地震等による地震・津波被害

①南海トラフ地震

南海トラフに震源を有する地震は過去に 100～150 年周期で発生し、日本各地に大きな被害をもたらしました。震源位置によって東海地震、東南海地震、南海地震と呼ばれますが、過去に 3 地震が個別に又は 2 地震あるいは 3 地震が同時に発生した様々なケースがあったと考えられています。

国の地震調査委員会によれば、令和 7 年(2025 年)9 月 26 日に、南海トラフ地震が今後 30

年以内に発生する確率を60%～90%程度以上と予想されており、地震規模はマグニチュード(M) 8～9クラスとされています。

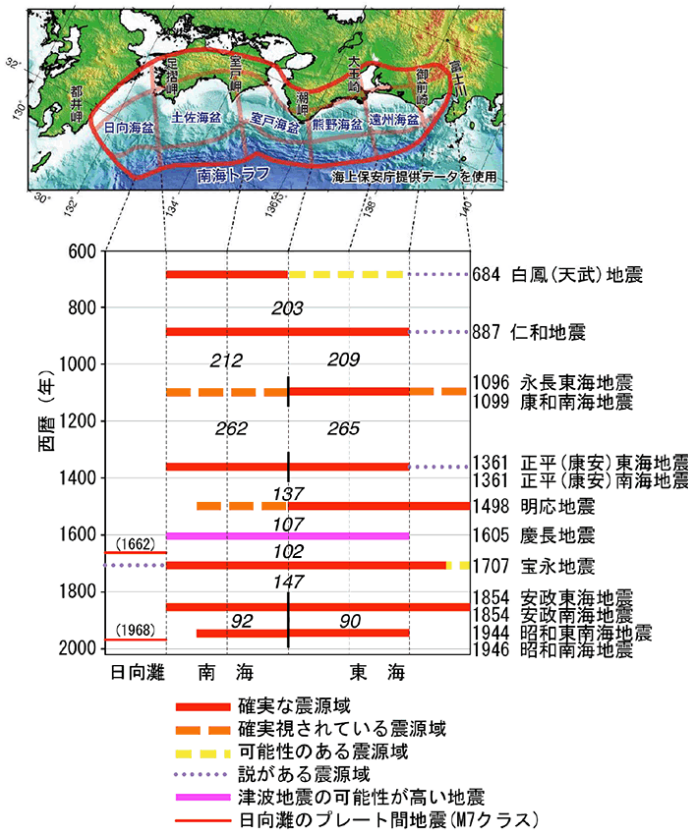
なお、令和6年8月8日に発生した日向灘を震源とする地震では、国として初の「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表されました。切迫する南海トラフ地震などの大規模地震から市民の生命、身体及び財産並びに暮らしを守り、市及び市民生活の重要な機能を維持するため、防災・減災、国土強靱化の取組を切れ目なく推進する必要があります。

想定地震	地震規模	地震タイプ	最大震度	最高津波水位	地震発生確率(30年以内)
南海トラフ巨大地震	M9.0	プレート間	5弱	T.P.+3.7m	60%～90%

【山陽小野田市の被害想定】

	建物被害				人的被害等				
	全棟	壊数	半壊棟数	出火数	死者数	負傷者数	避難者数	避難者数	
								避難所生活者	避難所外生活者※
南海トラフ巨大地震	746棟		3,099棟	0件	77人	3人	11,962人	7,974人	3,988人

※平成26年3月 山口地震・津波被害想定調査報告書より



	発生日年月日	規模		
		M	Mt	Mw
正平(康安)東海地震	1361/08/0?			
正平(康安)南海地震	1361/08/03	8¼～8.5		
明応地震	1498/09/20	8.2～8.4	8.5	
慶長地震	1605/02/03	7.9	8.2	
宝永地震	1707/10/28	8.6	8.4	
安政東海地震	1854/12/23	8.4	8.3	
安政南海地震	1854/12/24	8.4	8.3	
昭和東南海地震	1944/12/07	7.9	8.1	8.1～8.2
昭和南海地震	1946/12/21	8.0	8.1	8.2～8.5

※マグニチュードとして、宇津(1999)の表に記述されたマグニチュード(M)、津波の大きさから決めた津波マグニチュード(Mt)、各種研究成果を踏まえ、地震モーメント等を利用して推定したモーメントマグニチュード(Mw)を示す。正平(康安)東海地震の発生日年月日は南海地震と同時に起きた(8/3)という説と、2日前に起きた(8/1)という説があるため、日の表記を“?”にした。

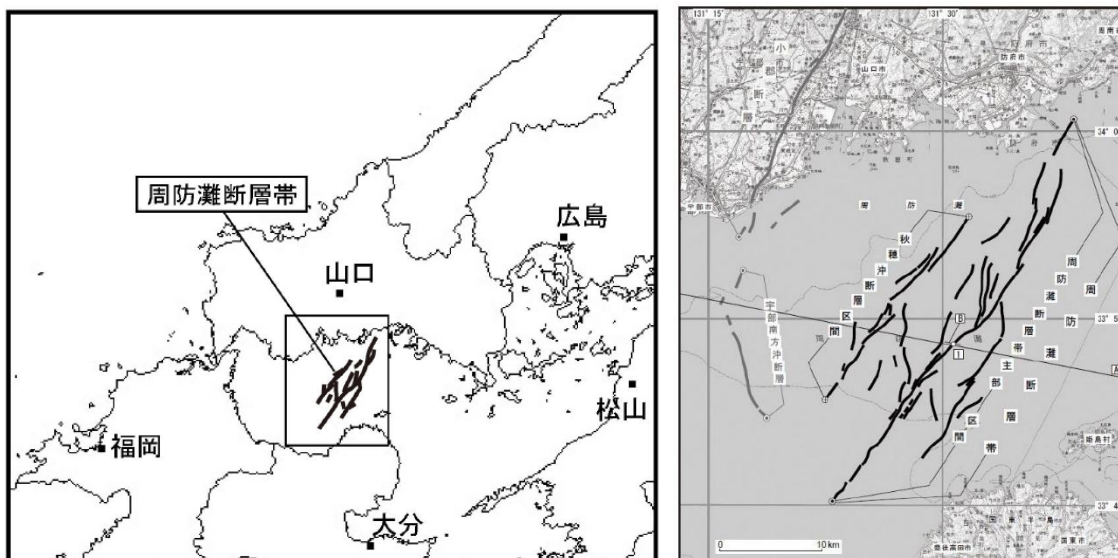
(出典：地震調査研究推進本部資料(文部科学省))

②周防灘断層帯主部による地震

周防灘断層帯主部区間は、全体が1つの区間として活動する場合、M7.6程度の地震が発生する可能性があり、その際、断層近傍の海底面では、4m程度の右横ずれと断層の北西側が南東側に対して1~2m高まる段差が生じる可能性があります。

地震発生長期確率には幅がありますが、その最大値をとると、周防灘断層帯主部区間は、今後30年の間に地震が発生する可能性が日本の主な活断層の中では高いグループに属することになります。

想定地震	地震規模	地震タイプ	最大震度	最高津波水位	地震発生確率(30年以内)
周防灘断層帯主部	M7.6	内陸(地殻内)	6弱	T.P.+2.4m	2%~4%(*)



(出典：地震調査研究推進本部資料(文部科学省))

③県内活断層による地震

活断層とは、過去に繰り返し活動し、今後も再び活動すると考えられる断層です。

県内には、10以上の活断層が存在し、活動間隔は数千年から数万年とされていますが、発生時期の推定は困難です。これらの活断層が動いた場合、直下型の地震が発生するため、大きな揺れ(最大震度6弱~7)が想定されます。

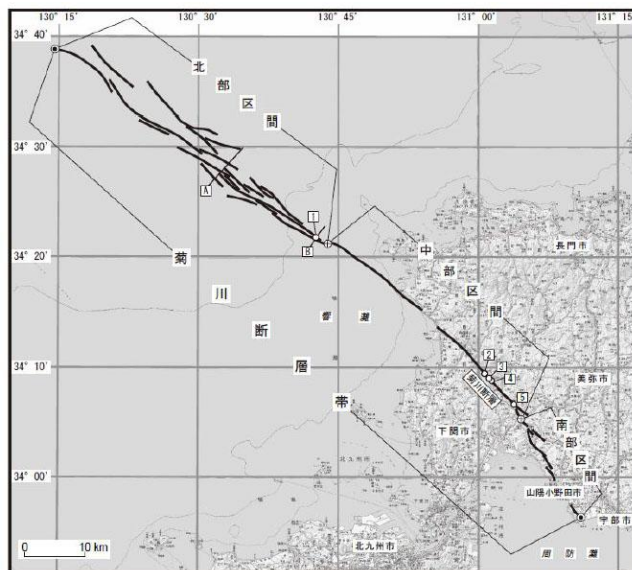
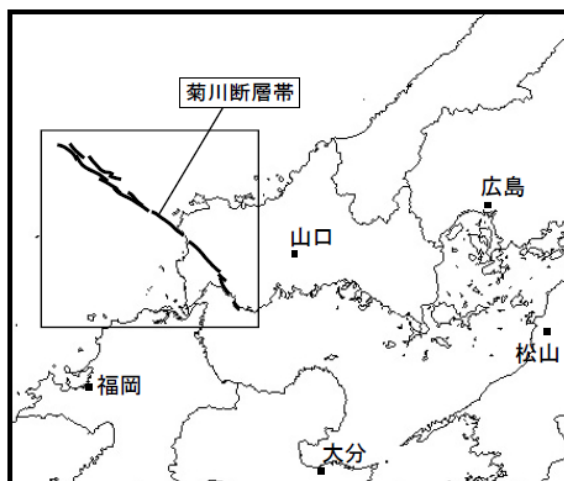
このうち、市内に大きな影響があるのは菊川断層の活動に伴う地震であり、その他、主要な断層ではないものの、文献に記載された「厚狭東方断層による地震」があります。

想定地震	地震規模	地震タイプ	最大震度	最高津波水位	地震発生確率(30年以内)
菊川断層	M7.0	内陸(地殻内)	6強	—	0.1%~4%
厚狭東方断層	M6.5	内陸(地殻内)	6弱	—	不明

【山陽小野田市の被害想定】

	建物被害			人的被害等					
	全 棟 数	壊 壊 数	半壊棟数	出火数	死者数	負傷者数	避難者数	避難者数	
								避難生活者	避難所外※
菊川断層による震地	396棟		2,291棟	84件	13人	184人	12,147人	9,000人	3,147人

平成19年～20年度 山口県地震被害想定調査報告書より



(出典：地震調査研究推進本部資料（文部科学省）)

第3章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方

国土強靱化の推進を図る上で必要な対策を明らかにするため、本市の強靱化の現状と課題を評価すること（脆弱性評価）は、重要です。

このため、国が示した国土強靱化地域計画策定ガイドラインに基づき、脆弱性評価を行い、評価結果に基づき、対応方を検討しました。

2 脆弱性評価の手順

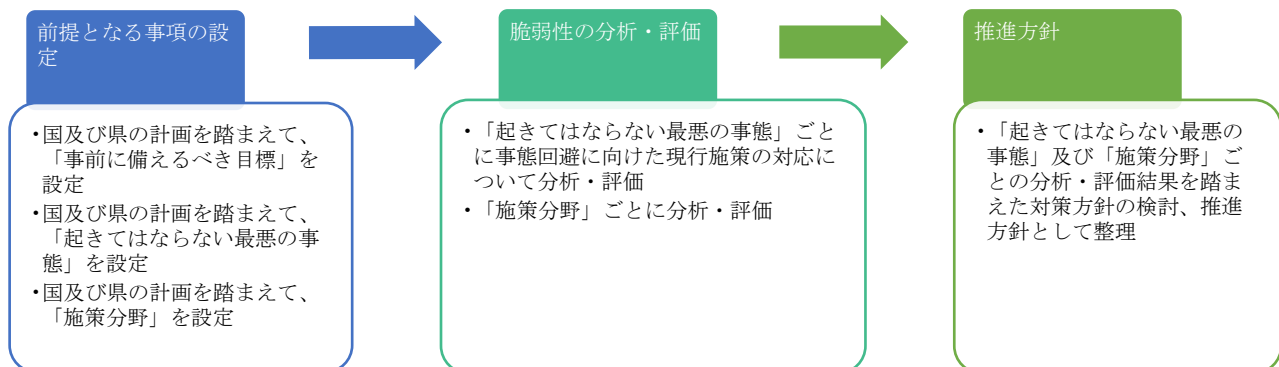
【最悪の事態ごとの脆弱性評価】

想定するリスクを踏まえ、「事前に備えるべき目標」とその妨げとなる「起きてはならない最悪の事態」を設定した上で、最悪の事態を回避するための施策を洗い出し、具体的な指標を用いて進捗状況を把握し、現状を分析・評価します。

【施策分野ごとの脆弱性評価】

その上で、効果的な取組を推進するため、施策分野を設定し、分析・評価します。

(脆弱性評価の流れ)



(1) 「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態」の設定

脆弱性評価は、基本法第17条第3項において、起きてはならない最悪の事態を想定した上で行うこととされています。本計画では、基本計画及び県地域計画本計画、本計画の4つの基本目標（P3参照）、を踏まえ、本市における6つの「事前に備えるべき目標」と、30の「起きてはならない最悪の事態」を設定しました。

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
1	【人命の保護】 あらゆる大規模自然災害に対し、人命の保護が最大限図られる	1-1	建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地等における火災による死傷者の発生
		1-2	広域にわたる大規模津波による多数の死者の発生
		1-3	広域的な洪水・高潮に伴う長期的な浸水による多数の死傷者の発生
		1-4	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態
		1-5	情報伝達の不備や防災に関する知識の不知等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2	【救助・救急、医療活動】 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）とともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	2-1	警察、消防等の被災による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-2	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
		2-3	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
		2-4	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生
		2-5	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-6	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
		2-7	大規模な自然災害と感染症との同時発生
3	【行政機能の確保】 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能を確保する	3-1	被災による現地の消防機能の大幅な低下による治安の悪化
		3-2	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	【経済活動の維持】 大規模自然災害発生直後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	4-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力・経営執行力低下による事業活動の縮小・停止
		4-2	コンビナート・高圧ガス施設等の重要な産業施設の損壊、火災、爆発等に伴う有害物質等の大規模拡散・流出
		4-3	基幹的交通ネットワークの機能停止
		4-4	食料等の安定供給の停滞に伴う、市民生活・社会経済活動への甚大な影響
		4-5	農地・森林や生態等の被害に伴う荒廃・多面的機能の低下
5	【ライフラインの確保】 大規模自然災害発生直後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、情報通信サービス、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	5-1	テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNS等、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態
		5-2	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LNPガス等の燃料供給施設等の機能停止
		5-3	上下水道施設の長期間にわたる機能停止
		5-4	地域交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
6	【迅速な復旧復興】 大規模自然災害発生直後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・復旧できる条件を整備する	6-1	復旧復興を担う人材（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復旧復興が大幅に遅れる事態
		6-2	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧復興が大幅に遅れる事態
		6-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧復興が大幅に遅れる事態
		6-4	基幹インフラの損壊により復旧復興が大幅に遅れる事態
		6-5	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
		6-6	貴重な文化財や環境的資産の喪失等による有形・無形の文化の衰退・損失
		6-7	風評被害等による地域経済等への甚大な影響

(2) 施策分野の設定

脆弱性評価は、基本法第17条第4項において、国土強靱化に関する施策の分野ごとに行うこととされています。

本計画では、基本計画及び県地域計画で設定された施策分野を踏まえ、市・関係機関等の取組主体が、効果的な取組を推進するため、本市における8つの個別施策分野と6つの横断的分野を設定しました。

【個別施策分野】

- | | |
|-----------------|------------|
| ①行政機能／消防等／防災教育等 | ②住宅・都市／環境 |
| ③保健医療・福祉 | ④産業・エネルギー |
| ⑤情報・通信 | ⑥交通・物流 |
| ⑦農林水産 | ⑧国土保全・土地利用 |

【横断的分野】

- | | |
|---------------|---------|
| ⑨リスクコミュニケーション | ⑩人材育成 |
| ⑪官民連携 | ⑫老朽化対策 |
| ⑬研究・技術開発 | ⑭デジタル活用 |

3 脆弱性評価の結果

「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性評価の結果の概要は P13~P21、結果の詳細は P53~82 のとおりです。また、「施策分野」ごとの脆弱性評価の結果の概要は P22~P25、結果の詳細は P83~97 のとおりです。

なお、本市の地域特性や過去の災害の発生状況等を踏まえた「起きてはならない最悪の事態」ごと及び「施策分野」ごとの脆弱性評価結果のうち、主なものは次のとおりです。

【主な脆弱性評価の結果】

干拓低地という本市の特性や過去の災害の発生状況等を踏まえると、風水害や高潮災害を想定した上でのさらなる治水対応、また未経験の大規模自然災害等を想定した上での体制構築が決して十分とはいえず、特に次の項目について脆弱性への対応が必要です。

- 災害を未然に防止する公共土木施設等(橋梁、堤防等)の計画的な整備が必要
- 生活・社会基盤の耐震化や公共土木施設等の老朽化への対応が必要
- 災害時の輸送・復旧活動等を支える広域道路ネットワークの整備が必要
- 石油コンビナート等での防災対策が必要
- 「自助」「共助」に基づく地域防災力の充実強化が必要
- 早期避難や孤立防止等のための情報伝達・通信基盤の確保・拡充が必要
- 関係機関の連携等による救助・救急体制の整備が必要

「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性評価項目（一覧）

※評価結果の詳細は、資料編 1（1）「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性評価結果に掲載

1 あらゆる大規模自然災害に対し、人命の保護が最大限図られる

1-1) 建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地等における火災による死傷者の発生

- 学校施設等の耐震化
- 住宅・建築物等の耐震化
 - （住宅の耐震化）
 - （大規模建築物の耐震化）
- 社会福祉施設の耐震化
- 道路の防災対策の推進
 - （道路の防災対策）
 - （道路施設の老朽化対策）
- 都市の防災機能の向上
 - （防災・減災のまちづくりの推進）
 - （大規模盛土造成地マップの整備）
- 住宅の防災対策の推進
 - （住宅の防火対策の推進）
 - （空き家対策の推進）
- 文化財防災対策の促進
- 多様な情報伝達手段の確保
- 建設DXの推進

1-2) 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生

- 津波・高潮対策の推進
 - （海岸保全施設の整備）
 - （海岸堤防の整備・点検）
- 道路の防災対策の推進
 - （道路の防災対策）
 - （道路施設の老朽化対策）
- 住宅・建築物等の耐震化
 - （大規模建築物の耐震化）
- 都市の防災機能の向上
 - （防災・減災のまちづくりの推進）
- 要配慮者対策の促進
 - （避難行動要支援者対策の促進）
- 災害時の情報伝達の強化
 - （防災行政無線の耐災害性の強化）
- 多様な情報伝達手段の確保

1-3) 広域的な洪水・高潮に伴う長期的な浸水による多数の死傷者の発生

- 農地防災の推進
- 津波・高潮対策の推進
 - (海岸保全施設の整備)
 - (海岸堤防の整備・点検)
- 内水対策の促進
 - (下水道(雨水)の整備)
 - (内水ハザードマップの整備)
- 洪水対策の推進
 - (河川改修、ダム建設の推進)
 - (洪水ハザードマップの整備)
- 都市の防災機能の向上
 - (防災・減災のまちづくりの推進)

1-4) 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が 高まる事態

- 農地防災の推進
- 山地災害対策の推進
- 土砂災害対策の推進
 - (土砂災害防止施設の整備)
 - (土砂災害防止施設の老朽化対策)
- 都市の防災機能の向上
 - (消防水利施設の耐震化)
 - (防災・減災のまちづくりの推進)
- 多様な情報伝達手段の確保

1-5) 情報伝達の不備や防災に関する知識の不知等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

- 多様な情報伝達手段の確保
- 災害時の情報伝達の強化
 - (防災行政無線の耐災害性の強化)
 - (的確な情報の発信)
- 孤立防止のための情報伝達体制の整備
- 要配慮者対策の促進
 - (避難行動要支援者対策の促進)
- 避難体制の整備
 - (避難体制の整備)

2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）

2-1) 警察、消防等の被災による救助・救急活動等の絶対的不足

- 消防施設の耐震化
（消防施設の耐震化）
- 救助救出活動の充実強化
（ヘリコプターによる支援体制の整備）
（装備資機材の整備・高度化）
- 警察・消防・自衛隊・海上保安庁等の関係機関の連携強化
 - 災害時の情報伝達の強化
（防災行政無線の耐災害性の強化）
- 消防職員・消防団員等の確保・育成

2-2) 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

- 応援協定の締結・拡充
- 道路の防災対策の推進
（道路の防災対策）
（道路施設の老朽化対策）
- 道路ネットワークの整備

2-3) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

- 社会福祉施設の耐震化
- 災害医療体制の充実
（災害拠点病院の体制強化）
（災害医療に必要な電力や水等の確保）
（広域医療搬送体制の充実）
- 災害医療に係る人材の養成
（DMAT要員等の養成確保）
- 災害医療に携わる人材養成及び体制整備
- 災害医療に係る関係機関の連携強化
- 要配慮者対策の促進
（避難行動要支援者対策の促進）
- 道路の防災対策の推進
（道路の防災対策）
（道路施設の老朽化対策）
- 道路ネットワークの整備
- 住宅・建築物等の耐震化
（住宅の耐震化）
（大規模建築物の耐震化）

- 都市の防災機能の向上
 - (防災・減災のまちづくりの推進)
 - (都市施設の整備)
 - (大規模盛土造成地マップの整備)
- 住宅の防災対策の推進
 - (空き家対策の推進)

2-4) 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

- 避難体制の整備
 - (避難体制の整備)
 - (避難所等の確保)
 - (避難所備蓄品の整備)

2-5) 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

- 応援協定の締結・拡充
- 上下水道施設等の耐震化等の促進
 - (水道施設の耐震化)
 - (応急給水体制の整備)
 - (ガス管の耐震化)
- 避難体制の整備
 - (避難体制の整備)
 - (避難所等の確保)
 - (避難所備蓄品の整備)
- 道路の防災対策の推進
 - (道路の防災対策)
 - (道路施設の老朽化対策)
 - (道路ネットワークの整備)
- 港湾・空港施設の整備等
 - (港湾施設の整備)
 - (漁港施設の整備)

2-6) 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

- 孤立防止のための情報伝達体制の整備
- 中山間地域の避難対策
- 道路の防災対策の推進
 - (道路の防災対策)
 - (道路施設の老朽化対策)
- 道路ネットワークの整備
- 山地災害対策の推進
 - (治山事業の推進)

2-7) 大規模な自然災害と感染症との同時発生

- 感染症対策の推進
- 上下水道施設等の耐震化等の促進
 - (下水道機能の確保)
 - (水道機能の確保)
 - (応急給水体制の整備)
- 合併処理浄化槽設置整備事業の推進

3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

3-1) 被災による現地の消防機能の大幅な低下による救出救助活動の遅れ

- 消防施設の耐震化
 - (消防施設の耐震化)
 - (消防水利施設の整備)
- 救助救出活動の充実強化
 - (装備資機材の整備・高度化)
- 消防職員・消防団員等の確保・育成

3-2) 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

- 業務継続計画（BCP）の実効性に向けた取組
- 防災拠点となる公共施設等の強化
 - (防災拠点となる公共施設等の耐震化)
 - (防災拠点施設における電力の確保)
 - (防災拠点施設における上下水道システムの確保)
- 消防施設の耐震化
 - (消防施設の耐震化)
- 住宅・建築物等の耐震化
 - (住宅の耐震化)
 - (大規模建築物の耐震化)
- 災害時の情報伝達の強化
 - (防災行政無線の耐災害性の強化)
- 情報通信技術における業務継続計画（ICT-BCP）の推進
- 道路の防災対策の推進
 - (道路の防災対策)
 - (道路施設の老朽化対策)
- 道路ネットワークの整備
- 津波・高潮対策の推進
 - (海岸保全施設の整備)
- 洪水対策の推進
 - (河川改修の推進)

4 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

4-1) サプライチェーンの寸断等による企業の生産力・経営執行力低下による事業活動の縮小・停止

- 企業BCP策定の支援
- 道路の防災対策の推進
 - （道路の防災対策）
 - （道路施設の老朽化対策）
- 道路ネットワークの整備
- 水道及び工業用水道の安定供給
- 港湾・空港施設の整備等
 - （港湾施設の整備）
 - （漁港施設の整備）
- 津波・高潮対策の推進
 - （海岸保全施設の整備）
 - （高潮ハザードマップの整備）
- 洪水対策の推進
 - （河川改修の推進）

4-2) コンビナート・高圧ガス施設等の重要な産業施設の損壊、火災、爆発等に伴う有害物質等の大規模拡散・流出

- 有害物質対策の推進
 - （有害物質対策の推進）
- 石油コンビナート防災対策の強化
 - （石油コンビナート防災体制の強化）
 - （石油コンビナート区域の耐震強化）
- 津波・高潮対策の推進
 - （海岸保全施設の整備）
 - （高潮ハザードマップの整備）

4-3) 基幹的交通ネットワークの機能停止

- 道路の防災対策の推進
 - （道路の防災対策）
 - （道路施設の老朽化対策）
- 道路ネットワークの整備
- 港湾・空港施設の整備等
 - （港湾施設の整備）
 - （漁港施設の整備）
- 津波・高潮対策の推進

- (海岸保全施設の整備)
- (高潮ハザードマップの整備)
- 洪水対策の推進
- (河川改修の推進)

4-4) 食料等の安定供給の停滞に伴う市民生活・社会経済活動への甚大な影響

- 農業生産基盤の整備
- 農地防災の推進
- 農業生産体制の強化
- 救援物資の輸送等
- 道路の防災対策の推進
- (道路の防災対策)
- (道路施設の老朽化対策)
- 道路ネットワークの整備
- 港湾・空港施設の整備等
- (港湾施設の整備)
- (漁港施設の整備)

4-5) 農地・森林や生態等の被害に伴う荒廃・多面的機能の低下

- 山地災害対策の推進
- (治山事業の推進)
- (保安林指定の推進)
- (荒廃森林の整備)
- 農業生産基盤の整備・保全

5 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、情報通信サービス、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

5-1) テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNS等、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態

- 情報通信技術における業務継続計画（ICT-BCP）の推進
- 多様な情報伝達手段の確保
- 防災行政無線の耐災害性の強化
- 通信事業者等の災害対応力強化

5-2) 電力供給ネットワーク（発電所・送配電設備）や石油・LNGガス等の燃料供給施設等の機能停止

- 電力の安定供給体制の確保

- (電力の長期供給停止の防止)
- (発電施設の老朽化・耐震化対策等の推進)
- (再生可能エネルギーの導入促進)
- 石油コンビナート防災対策の強化
 - (石油コンビナート防災体制の強化)
 - (石油コンビナート区域の耐震強化)
- 道路の防災対策の推進
 - (道路の防災対策)
 - (道路施設の老朽化対策)
- 道路ネットワークの整備
- 津波・高潮対策の推進
 - (海岸保全施設の整備)

5-3) 上下水道等の長期間にわたる機能停止

- 上下水道施設等の耐震化等の促進
 - (下水道機能の確保)
 - (水道施設の耐震化)
 - (応急給水体制の整備)

5-4) 地域交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

- 道路の防災対策の推進
 - (道路の防災対策)
 - (道路施設の老朽化対策)
- 道路ネットワークの整備
- 港湾・空港施設の整備等
 - (港湾施設の整備)
 - (漁港施設の整備)

6 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・復興できる条件を整備する

6-1) 復旧復興を担う人材（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復旧復興が大幅に遅れる事態

- 迅速な復旧・復興に向けた取組
 - (建設産業の担い手確保・育成)
- 応援協定の締結・拡充

6-2) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧復興が大幅に遅れる事態

- 災害廃棄物処理対策の推進

6-3) 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧復興が大幅に遅れる事態

- 消防職員・消防団員等の確保・育成
- 地域防災力の充実強化
 - (地域ぐるみの防災活動の促進)
- 消防施設の耐震化
 - (消防施設の耐震化)
 - (消防水利施設の整備)
- 救助救出活動の充実強化
 - (ヘリコプターによる支援体制の整備)
 - (装備資機材の整備・高度化)
 - (警察通信システムの確保)
- 警察・消防・自衛隊・海上保安庁等の関係機関の連携強化
- 防災教育等
 - (防災教育等)

6-4) 基幹インフラの損壊により復旧復興が大幅に遅れる事態

- 道路の防災対策の推進
 - (道路の防災対策)
 - (道路施設の老朽化対策)
- 道路ネットワークの整備
- 港湾・空港施設の整備等
 - (港湾施設の整備)
 - (漁港施設の整備)
- 迅速な復旧・復興に向けた取組
 - (地籍調査の促進)
- 電力の安定供給の確保
- 上水道及び工業用水道の安定供給
- 被災者生活支援システムの活用

6-5) 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

- 迅速な復旧・復興に向けた取組
 - (応急仮設住宅の迅速な供与)

6-6) 貴重な文化財や環境的資産の喪失等による有形・無形の文化の衰退・損失

- 文化財防災対策の促進

6-7) 風評被害等による地域経済等への甚大な影響

- 的確な情報の発信

「施策分野」ごとの脆弱性評価項目（一覧）

※評価結果の詳細は、資料編 1（2）「施策分野」ごとの脆弱性評価結果に掲載
（個別施策分野）

1）行政機能／消防等／防災教育等

《行政機能》

- 防災拠点となる公共施設等の強化
 - （防災拠点となる公共施設等の耐震化）
 - （防災拠点施設における電力の確保）
 - （防災拠点施設における上下水道システムの確保）
- 業務継続計画等（BCP、ICT-BCP）の実効性に向けた取組
- 応援協定の締結・拡充
- 避難体制の整備
 - （避難体制の整備）
 - （避難所等の確保）
 - （避難所備蓄品の整備）
- 中山間地域の避難対策
 - 《消防》
 - 消防施設等の耐震化
 - （消防施設の耐震化）
 - （消防水利施設の整備）
 - 救助救出活動の充実強化
 - （ヘリコプターによる支援体制の整備）
 - （装備資機材の整備・高度化）
 - （警察通信システムの確保）
 - 警察・消防・自衛隊・海上保安庁等の関係機関の連携強化
 - 消防職員・消防団員等の確保・育成
 - 《防災教育》
 - 防災教育等

2）住宅・都市／環境

《住宅・都市》

- 学校施設等の耐震化
- 住宅・建築物等の耐震化
 - （住宅の耐震化）
 - （大規模建築物の耐震化）
- 都市の防災機能の向上
 - （消防水利施設の耐震化）
 - （防災・減災のまちづくりの推進）
 - （都市施設の整備）

- (大規模盛土造成地マップの整備)
- 住宅の防災対策の推進
 - (住宅の防火対策の推進)
 - (空き家対策の推進)
 - (老朽市営住宅の整備)
- 文化財防災対策の促進
- 内水対策の促進
 - (下水道(雨水)の整備)
 - (内水ハザードマップの整備)
- 上下水道施設等の耐震化等の促進
 - (下水道機能の確保)
 - (水道施設の耐震化)
 - (ガス管の耐震化)
 - (応急給水体制の整備)
- 合併処理浄化槽設置整備事業の推進
《環境》
- 災害廃棄物処理対策の推進
- 有害物質対策の推進

3) 保健医療・福祉

- 災害拠点病院・社会福祉施設の耐震化
- 災害医療体制の充実
 - (災害拠点病院の体制強化)
 - (災害医療に必要な電力や水等の確保)
 - (広域医療搬送体制の充実)
- 災害医療に係る人材の養成
 - (DMAT要員等の養成確保)
- 災害医療に係る関係機関の連携強化
- 要配慮者対策の促進
 - (避難行動要支援者対策の促進)
 - (福祉避難所の指定)
- 感染症対策の推進

4) 産業・エネルギー

- 企業BCP策定の支援
- 電力の安定供給体制の確保
 - (電力の長期供給停止の防止)
 - (再生可能エネルギーの導入促進)
- 上水道及び工業用水道の安定供給
- 石油コンビナート防災対策の強化

(石油コンビナート防災体制の強化)

(石油コンビナート区域の耐震強化)

5) 情報・通信

○情報通信技術における業務継続計画（ICT-BCP）の推進

○多様な情報伝達手段の確保

○災害時の情報伝達の強化

(防災行政無線の耐災害性の強化)

○的確な情報の発信

○孤立防止のための情報伝達体制の整備

○通信事業者等の災害対応力強化

6) 交通・物流

○道路の防災対策の推進

(道路の防災対策)

(道路施設の老朽化対策)

○道路ネットワークの整備

○港湾・空港施設の整備等

(港湾施設の整備)

(漁港施設の整備)

○救援物資の輸送等

7) 農林水産

○農地防災の推進

○農業生産基盤の整備

○農業生産体制の強化

8) 国土保全・土地利用

○津波・高潮対策の推進

(海岸保全施設の整備)

(海岸堤防の整備・点検)

○洪水対策の推進

(河川改修、ダム建設の推進)

(洪水ハザードマップの整備)

(河川管理施設の耐震化)

(河川管理施設の老朽化対策)

○山地災害対策の推進

(治山事業の推進)

(保安林指定の推進)

(荒廃森林の整備)

- 土砂災害対策の推進
（土砂災害防止施設の整備等）
- 迅速な復旧・復興に向けた取組
（地籍調査の促進）
（応急仮設住宅の迅速な供与）

（横断的分野）

9) リスクコミュニケーション

- 地域防災力の充実強化
（防災意識の醸成）
（地域ぐるみの防災活動の促進）
（防災の担い手づくり）
（中山間地域づくりの推進）

10) 人材育成

- 人材の育成・確保
- 災害医療に携わる人材養成及び体制整備

11) 官民連携

- 応援協定の締結・拡充
- 被災地支援活動に対する支援体制整備

12) 老朽化対策

- 公共施設等の適切な維持管理
（公共施設等の総合的なマネジメントの推進）
（公共土木施設等の老朽化対策の推進）
（水道施設のアセットマネジメントの推進）

13) 研究・技術開発

- 衛星画像・UAV等の災害時の活用

14) デジタル活用

- AI等を活用した防災システム

第4章 強靱化の推進方針

1 施策分野ごとの推進方針

推進方針は、脆弱性評価の結果を踏まえ、ハード・ソフト両面から、基本目標の達成に向け今後必要となる対応策を施策分野ごとに取りまとめました。

また、推進方針の進捗状況を可能な限り定量的に評価し、計画の進行管理を行うため、28の重要業績評価指標（KPI）を設定しました（一覧は別表 P47～49）。

（1）行政機能／消防等／防災教育等

災害応急対策の円滑な実施のため、公共施設等の耐震性の強化や消防の装備資機材の整備・高度化、関係機関の連携強化等を図ります。

《行政機能》

●防災拠点となる公共施設等の強化

（防災拠点となる公共施設等の耐震化）

- ・各施設に耐震性を備えるよう、国等が示す設計指針をもとに耐震改修工事の実施や建替等の取組を推進する。

（防災拠点施設における電力等の確保）

- ・避難、救護その他応急対策活動の拠点となる施設における電力の確保が求められることから、自立・分散型電源の確保や、省・創・蓄エネ設備の普及拡大を図る。

（防災拠点施設における上下水道システムの確保）

- ・避難、救護その他応急対策活動の拠点となる施設における上下水道システムの確保のため、防災拠点施設までの水道施設及び防災拠点施設からの下水道施設の耐震化を図る。

●業務継続計画等（BCP、ICT-BCP）の実効性に向けた取組

- ・策定済みの業務継続計画等（BCP、ICT-BCP）に基づき、災害発生時においても非常時優先業務に係る必要人数、参集可能職員数、非常時優先業務を支えるシステムやネットワーク等の稼働を確保するとともに、職員への周知徹底を図るなど、実効性の確保に努める。

●応援協定の締結・拡充

- ・近隣市等や民間企業との災害時の広域応援体制について、平時からその実効性のある運用に向けた取組を推進する。

●避難体制の整備

（避難体制の整備）

- ・大規模災害に備え、各地区において「避難所運営の手引き」の作成を支援し、地元住民による自主的な避難所運営ができる体制を整えていく。

- ・各地区における防災リーダーを確保・育成するため、山口県自主防災アドバイザー養成研修を活用して、防災士の確保に務める。

(避難所等の確保)

- ・地域における率先避難・呼びかけ避難体制づくりを進めていくとともに、協定による民間施設の活用など避難先確保を推進する。

(避難所備蓄品の整備)

- ・災害は予測が困難で、その規模や種類によって必要な備品は変わることから、避難所運営に必要となる備蓄品の購入、管理、確認、見直しを行い、避難者のニーズに応じた備蓄品を整備する

●中山間地域の避難対策

- ・山間部は災害時に孤立の可能性のある小規模集落・高齢集落が存在することから、一時的な避難場所の確保や、UAV（無人航空機）などの離着陸場所の適地選定等の防災対策を促進する。

《消防》

●消防施設等の耐震化

(消防施設の耐震化)

- ・救助・救急活動等の中枢的な役割を担う防災活動拠点となる消防施設の機能を確保するため、消防署等の耐震化等を促進する。

(消防水利施設の整備)

- ・市内には水利不便地域が多く、消火活動に支障をきたす場合もあるため、大規模災害時や水道断水時にも対応できるよう、消火栓との適切な組み合わせを図りながら必要な地域に耐震防火水槽を設置する必要がある。

●救助救出活動の充実強化

(ヘリコプターによる支援体制の整備)

- ・消防防災ヘリコプターによる災害対応をより円滑に安全に実施するため、その支援と併せ、緊急時の離着陸場の確保を進める。

(装備資機材の整備・高度化)

- ・迅速かつ的確な救出救助活動に必要となる、消防の各種装備資機材の整備の充実や高度化を推進し、災害対応能力の強化を図る。

(警察通信システムの確保)

- ・災害発生時、警察を含む関係機関との通信システムが機能停止とならないよう、機能を維持するための通信機器等の整備を促進する。

●警察・消防・自衛隊・海上保安庁等の関係機関の連携強化

- ・発災時における関係機関との合同会議等を想定した訓練を実施し、警察・消防・自衛隊・海上保安庁等との連携強化を図るとともに、関係機関による受援計画の実効性を高める。

- ・受援に際して市が提供できる場所や施設について、関係機関に情報を提供する。
- ・気象警報等発令時や災害発生中における、県と関係機関との効率的な情報共有システムの必要性、あり方等について、防災システム担当、警察や消防・自衛隊・海上保安庁等の関係機関の意見も伺いながら検討する。

●消防職員・消防団員等の確保・育成

- ・県消防学校において実施している教育訓練に、消防職員及び消防団員等を積極的に参加させ、各種資格についても計画的に取得させながら、緊急対応の習熟を図る。
- ・地域防災体制の強化に向けて、消防団員の処遇や装備の拡充・改善を図るとともに、火災予防や防災啓発活動、訓練・指導を活性化し、団員の資質向上に努める。さらに、広報活動や消防団協力事業所表彰などを通じて、消防団員の確保に努める必要がある。

《防災教育等》

●防災教育等

- ・停電を想定した避難訓練や本震と余震を想定した避難訓練の実施のほか、より実効性のある日時等を事前に告げない避難訓練の実施に向けて、好事例の情報発信や啓発活動に取り組む。
- ・学校教育や避難・伝達訓練などの様々な取組を通じて、防災意識を着実に向上させるため、VR等のデジタル技術を活用したリアルな災害体験などを通じて防災意識を高め、自助・共助の取組の重要性について周知を図る。
- ・山陽小野田市WEBマップや山陽小野田市防災気象情報システムを活用した防災教育を推進するとともに、これまで以上に大学、下関地方気象台等の専門機関や関係機関、防災士等の専門家等の知見を活かした防災教育を促進する。

(2) 住宅・都市／環境

災害に強いまちづくりを進めるため、学校・住宅・大規模建築物等の耐震化や避難路・避難地の確保等、都市防災機能の向上を推進するとともに、災害廃棄物の処理を迅速かつ適正に行う体制を整備します。

《住宅・都市》

●学校施設の耐震化

- ・耐震化が未完了の学校施設に対し、国・県の補助制度などを活用した取組を行うとともに、各学校が抱える課題等を踏まえた助言・情報提供や、「日常の安全点検」の実施や、棚・機器等の確実な固定等を促し、学校内における備品等の落下・転倒防止対策を推進する。

●住宅・建築物等の耐震化

(住宅の耐震化)

- ・地震による住宅や多数の者が利用する建築物等の倒壊被害等から市民を守るため、耐震化の普及啓発を図るとともに、国の補助制度などを活用して引き続き耐震診断・耐震改修を支援し、耐震化を促進する。

●都市の防災機能の向上

(消防水利施設の耐震化)

- ・大規模地震発生時における大規模火災を防ぐため、耐震性のある消防水利施設の整備を行う。

(防災・減災のまちづくりの推進)

- ・防災の観点を取り入れた質の高い立地適正化計画の策定を検討する。

(都市施設の整備)

- ・延焼防止や避難地・避難路の確保など都市の防災機能の向上を図るため、計画的に市街地における街路や公園等の整備を含めた面的整備を推進する。

(大規模盛土造成地マップの整備)

- ・より効果的なマップの周知方法について検討を行い、市民の防災意識醸成に向けた取組を推進する。

●住宅の防災対策の推進

(住宅の防火対策の推進)

- ・火災発生時の逃げ遅れによる被害を防止するために、宇部・山陽小野田組合火災予防条例で規制する寝室を含む全ての箇所への住宅用火災警報器の設置を促進するとともに、適切な維持管理や交換に関する啓発を推進する。
- ・大規模地震発生後の漏電等による電気火災の発生を抑止するための感震ブレーカー等の設置について、普及啓発を行う。

(空き家対策の推進)

- ・防災上の問題等を解決するため、空き家所有者の意識啓発や積極的な情報発信を図るとともに、県と連携して計画的な空家等の適正管理と利活用を促進する。

(老朽市営住宅の整備)

- ・老朽化が著しい市営住宅について、入居者や周辺住民の安全性の確保のため市営住宅の除却や建替事業を推進する。

●文化財防災対策の促進

- ・無形民俗文化財の存続に向けた取組を支援するとともに、映像等の記録保存を促進する。
- ・地域の貴重な財産である文化財を後世に残していくため、現状を把握して、適正な保存管理に努める。
- ・文化財建造物の耐震診断・耐震補強等、所有者や管理者による倒壊防止策をはじめ、各文化財の特性に応じた予防計画の策定や消防設備等の整備充実を支援するとともに、防災思想の普及啓発や防火訓練の実施により、広く市民の意識の高揚を図る。
- ・専門家や民間団体等との連携を進め、災害時のあらかじめの受援体制の一層の整備を進める。

●内水対策の促進

(下水道(雨水)の整備)

- ・下水道（雨水）の整備には多くの費用と年月を要することから、国の補助事業制度や効率的な整備に資する新技術の活用等により、計画的に事業の進捗が図られるよう努める。
（内水ハザードマップの整備）
- ・想定最大規模降雨を基にした内水ハザードマップの速やかな作成・公表を推進する。

●上下水道施設等の耐震化等の促進

（下水道機能の確保）

- ・下水道施設の老朽化対策や耐震化等には多くの費用と年月を要することから、国の補助事業制度や効率的な整備に資する新技術の活用等により、計画的に事業の進捗が図られるよう努める。
- ・下水道BCPの実効性を高めるため、下水道BCPの継続的な見直しや訓練の実施を推進する。

（水道施設の耐震化）

- ・水道施設の耐震化には費用と時間を要することから、将来を見据えた資産の効率的かつ効率的運用を定めたアセットマネジメント計画に基づき、施設の健全度・需要度に基づく施設整備計画を策定し、国の補助制度や効率的な整備に資する新技術等の活用等により事業の進捗を図る。
- ・災害時における水道の長期間にわたる機能停止を防ぐため、水道基幹施設の耐震化を図るとともに、必要に応じて広域連携を考慮した施設整備計画を策定する。
- ・災害時においても防災拠点施設、大規模避難所及び災害拠点病院等における水道供給システムを維持し続けるために、水道管路の耐震化を図る。

（ガス管の耐震化）

- ・都市ガスについて、耐震性・耐腐食性に優れたガス管への取り替えを計画的に推進する。

（応急給水体制の整備）

- ・災害時における応急給水体制や応急復旧体制を確保するため、災害に応じた個別マニュアルや水道BCPに基づく訓練の実施や、定期的な見直しを行うとともに、避難所等に設置する給水拠点に補水を行う給水車の配備等、応急給水に必要な体制の整備を促進する。

●合併処理浄化槽設置整備事業の推進

- ・生活雑排水を処理できない単独処理浄化槽等から、生活排水をすべて処理でき、災害に強い合併処理浄化槽への転換を推進する。

《環境》

●災害廃棄物処理対策の推進

- ・大規模災害が発生した場合、国や県内市町間における災害時の相互支援を強化することで、災害廃棄物の処理体制の構築を図り、迅速・適正な処理に努める。

●有害物質対策の推進

- ・大気汚染状況・水質汚濁状況を常時監視し、環境基準の達成状況により、有害物質の適正管理の状況を把握する。

(3) 保健医療・福祉

迅速かつ適切な医療救護活動が行われるよう、災害拠点病院の整備等、災害医療体制の充実を図るとともに、DMAT要員等、災害医療等に係る人材の養成確保に取り組みます。

また、高齢者や障害者等避難行動要支援者の適切な避難につながるよう、名簿の更新・拡充や福祉避難所の確保等を促進します。

●社会福祉施設の耐震化

- ・高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者の安全を確保するため、社会福祉施設の設置者に対し、耐震診断・耐震改修の必要性の普及・啓発等を行い、耐震化を促進する。

●災害医療体制の充実

(災害拠点病院の体制強化)

- ・災害拠点病院の通信手段の冗長化や研修を通じた機能強化を図るとともに、圏域における災害拠点病院の連携体制の構築を促進する。

(災害医療に必要な電力や水等の確保)

- ・災害時に適切な医療提供体制を維持するため、災害拠点病院及び透析医療機関においては、常に上下水道システムの利用が可能となるよう、耐震化整備を行う。

(広域医療搬送体制の充実)

- ・大規模災害時の医療施設での被災等に備え、定期的な訓練等を実施し、災害派遣医療チーム(DMAT)、医療機関、消防等との連携強化を図る。

●災害医療に係る人材の養成

(DMAT要員等の養成確保)

- ・国が実施するDMAT研修の活用等により、その機能強化を図るとともに、他の医療チームとの連携を強化する。
 - ・中国地区DMAT実働訓練と一体的に実施するDPAT実働訓練の活用や県が主催して実施するDPAT研修等により、DPATの体制を整備する。
- ・多数の負傷者が同時に発生し、医療機関の被災も想定される災害時において、迅速かつ適切な医療救護活動ができる体制を整備する。
- ・被災した精神科病院を継続的に支援するため、DPAT先遣隊の業務を引き継ぐDPATを活動させることができる体制を整備する。
- ・大規模災害時には、支援に必要な人材の確保が困難となることから、引き続き、DMAT等のチーム員の増加や、広域的な支援、受け入れの仕組みについて、検討を進める。

●災害医療に係る関係機関の連携強化

- ・防災関係機関、医療機関等が連携した訓練等を実施し、災害医療コーディネーターを中心とした医療救護活動の統括・調整機能の強化を図るとともに、広域災害・救急医療情報システム(EMIS)の積極的な活用を促進し、迅速に災害時医療情報を把握できる体制を整備する。

●要配慮者対策の促進

(避難行動要支援者対策の促進)

- ・避難行動要支援者名簿の更新、個別避難計画の策定について関係部署、福祉専門職、地域が連携して取組を推進する。
- ・外国人に向けた迅速かつ的確な災害情報の伝達を行うために、外国人に伝わりやすい「やさしい日本語」を使用する等、外国人に伝わりやすい情報伝達の手法の普及・啓発を図る。また、「災害時外国人サポーター」を活用するとともに、県の実施する災害時サポーター養成研修の受講等、サポーター登録の周知活動を行い、災害時外国人サポーターの確保に務める。
- ・大規模災害時には、支援に必要な福祉人材の確保が困難となることから、広域的な支援、受入れの仕組みについて、引き続き検討を進める。

(福祉避難所の指定)

- ・避難所生活で特別な配慮が必要な高齢者や障害者等を受け入れる福祉避難所のさらなる確保とあわせ、適切な対応に向けた運営と連携協力のために平時から十分な連携を図る。

●感染症対策の推進

- ・災害時の感染症の発生回避・まん延防止のため、平時から定期の予防接種の確実な実施を推進する。

(4) 産業・エネルギー

経済活動が機能不全に陥らないよう、企業のBCP策定の支援や、電力の安定供給体制の確保、水道及び工業用水道の安定供給に努めるとともに、石油コンビナートにおける防災対策を強化します。

●企業BCP策定の支援

- ・物や情報等の様々な経営資源を確保し、事業の継続・早期復旧を可能とするため、セミナー等を通じたBCPモデルの活用促進、専門家の活用等によるBCP策定支援を図るとともに、事業継続力強化計画の策定・認定支援等を実施し、BCP策定率の向上を図る。

●電力の安定供給体制の確保

(電力の長期供給停止の防止)

- ・電気事業者においては、電気設備の自然災害に対する耐性評価等に基づき、必要に応じ発電所・送電線網等の電力システムの耐災性の強化や復旧の迅速化に取り組む。

(発電施設の老朽化・耐震化対策等の推進)

- ・施設の劣化状況を的確に把握するとともに施設の老朽化・耐震化対策、設備のオーバーホール等の施設整備を計画的に実施する。

(再生可能エネルギーの導入促進)

- ・山口県地球温暖化対策実行計画（第2次計画改定版）に基づき、県内の自然特性に加え、再生可能エネルギーによる県内産業の技術力を活かし、省・創・蓄エネの組み合わせによる多様な再生可能エネルギーの導入に向けた取組を推進する。

●上水道及び工業用水道の安定供給

- ・大規模災害時において、上水道及び工業用水道の早期復旧は、社会経済活動の早期復旧に多大な影響を与えることから、安定供給に向けてあらゆる検討を行う。

●石油コンビナート防災対策の強化

（石油コンビナート防災体制の強化）

- ・防災計画の見直しや、防災訓練による防災活動の習熟及び関係機関相互の連携強化を通じ、コンビナート防災体制の強化を継続して推進する。

（石油コンビナート区域の耐震強化）

- ・石油タンクについては耐震基準適合済であり、防災計画を踏まえた被害軽減措置及び地震被害を想定した防災訓練等により、防災体制の強化を図る。

（５）情報・通信

迅速かつ的確な防災情報を市民へ提供するため、Ｌアラートの活用や避難場所等における早期通信手段の確保等、災害時の情報伝達体制の強化に努めます。

●情報通信技術における業務継続計画（ＩＣＴ－ＢＣＰ）の推進

- ・災害発生時においても、応急業務や優先度の高い通常業務を支えるシステムやネットワーク等の稼働が確保できるよう、策定済みの情報通信技術における業務継続計画（ＩＣＴ－ＢＣＰ）について、点検・訓練の実施や必要に応じた項目の見直し等を通じて、実効性の確保・向上に向けた取組を推進する。

●多様な情報伝達手段の確保

- ・市民の適切な避難行動につながるよう、迅速かつ的確な防災情報の伝達に向け、さらなる多重化に努め、定期的な情報伝達訓練を実施する。

●災害時の情報伝達の強化

（防災行政無線の耐災害性の強化）

- ・市災害対策本部における災害対応に必要な情報の迅速な収集・共有や、市民に対する防災情報の伝達が可能となるよう、防災行政無線について、その耐災害性の向上や情報・通信システムの冗長性の確保に努めるとともに、多様な情報収集・伝達手段の確保を図る。

●的確な情報の発信

- ・災害発生時において、関係機関と連携しながら、多様な情報伝達手段を用いた的確な情報発信に努める。
- ・情報の素早い収集・整理と効率的な利活用のため、災害対応に必要な情報を災害対策本部で一元化できるよう、デジタル技術を活用した関係機関で共有する仕組みづくりを図る。

●孤立防止のための情報伝達体制の整備

- ・山間部等における災害時の孤立防止のため、携帯電話不感地域の対応として、衛星通信網

等を活用した多様な伝達手段の確保を促進する。

●通信事業者等の災害対応力強化

- ・通信事業者においては、災害時に備え、市と連携し、設置要請のあった避難所等における早期通信手段確保のための災害時用公衆電話の設置を進める。
- ・放送事業者においては、送信所の整備や予備電源設備等のバックアップ設備の整備など、災害時に放送中断がないよう放送体制の整備に取り組む。



(6) 交通・物流

大規模災害時における被災者の避難や支援物資の受入れ・輸送等を円滑に実施するため、耐震化など道路や港湾の防災対策を推進するとともに、民間事業者との協定を通じた輸送手段の確保や災害時にも機能する道路ネットワークの構築を図ります。

●道路の防災対策の推進

(道路の防災対策)

- ・大規模災害時における救助・救援活動や緊急物資輸送のため、緊急輸送道路において、橋梁の耐震補強や流失防止対策、斜面の防災対策、無電柱化を推進する。
- ・緊急輸送道路・重要物流道路下に埋設している上下水道管等の老朽化により、道路陥没等の事故が生じ、人命や社会経済活動に甚大な影響をもたらすおそれがあることから、定期点検を実施するとともに、老朽化した施設の更新等を推進する必要がある。
- ・道路区域内に存在している耐震化されていない防火水槽は、大規模地震時に道路の陥没などの危険性があるため、長寿命化対策等を講じるか撤去する必要がある。
- ・緊急輸送道路・重要物流道路下に埋設している管路など、事故発生時に社会的影響が大きい老朽化している水道・下水道管路の更新を推進する。

(道路施設の老朽化対策)

- ・大規模災害時にも道路の機能を発揮させるため、橋梁等については定期点検を行い、健全度の把握を進めるとともに、道路施設の長寿命化計画等を策定し、計画に基づく修繕・更新を推進する。
- ・道路施設の点検・診断、修繕・更新を着実に実施するため、AI等のデジタル技術を活用し、維持管理の高度化・効率化を推進する。

●道路ネットワークの整備

- ・大規模災害時にも機能する信頼性の高い道路ネットワークを構築するため、地域の課題や利用者ニーズを踏まえながら、幹線道路や身近な生活道路の整備を推進する。

●港湾の整備等

(港湾施設の整備)

- ・大規模災害時に必要な港湾の機能を発揮できるよう、県や関係機関と連携して、耐震強化岸壁の整備や予防保全計画に基づいた老朽化対策を推進する。
- ・「港湾事業継続計画（港湾BCP）」の実効性を高めるため、県や関係機関と連携して、必要に応じて更新に取り組む。

(漁港施設の整備)

- ・老朽化する漁港施設について、機能保全計画（個別施設計画）を策定し、施設の維持管理・更新等の老朽化対策を推進する。

●救援物資の輸送等

- ・大規模災害時の物資の受入や被災地への輸送等が適切に行われるよう、物資輸送拠点施設を指定するとともに、当該施設の安全性の確保に努める。
- ・住民避難や支援物資等の輸送については、民間事業者等と災害時の協定を締結するとともに、災害による陸上輸送路の途絶による不通等の発生に備え、関係機関と連携して、UAV、漁業取締船や漁業調査船等を救援物資の輸送手段として確保する体制を整備する。
- ・必要な支援物資を迅速・確実に届けるため、物流専門家の意見を取り入れた支援物資の輸送体制を構築するとともに、国の物資調達・輸送調整等支援システムを活用した、物資配送訓練を実施し、物資支援体制の強化を図る。

(7) 農林水産

農地・農業用施設の被害の防止を図るため、危険ため池の改修や、地すべり防止対策等の農地防災を推進するとともに、農地の保全活動を実施し、農地の多面的機能の維持を図ります。

●農地防災の推進

- ・決壊した場合に下流域の人家に被害を及ぼすおそれのある防災重点農業用ため池について、廃止や改修等を計画的に取り組むとともに、ため池サポートセンターによる点検・指導等、ソフトとハードの両面から決壊等による災害を防止・減災する。
- ・危険性のある個所の地すべり防止対策を進め、農地・農業用施設の保全や人家・人命の保護など、地域の保全や市民生活の安定を図る。
- ・施設の損傷が軽微である早期段階から予防的な修繕等を実施する予防保全型の維持管理へ転換することにより、農業用施設の長寿命化対策を推進する。



防災重点農業用ため池の改修整備（出典：山口県国土強靱化地域計画）

●農業生産基盤の整備・保全

- ・営農経費の節減に資する農地の大区画化や、農事組合法人への農地集積を図り、スマート農機の活用を前提とした農業生産基盤の整備を進めることによって、水田農業の生産性の向上と省力化を図り、耕作放棄地の発生を防止する。
- ・農地の高度利用と収益性の向上を図るため、水田の高機能化を推進する。
- ・過疎・高齢化が進む中山間地域の農業生産活動を維持していくためには、集落間連携等による新たな人材の確保が有効であることから、合併や統合による集落協定の広域化を推進する。
- ・活動組織の広域化や統合の推進、土地改良区を核とした連携による体制強化を図り、地域資源（農用地、水路、農道等）の適切な保全管理を推進する。

●農業生産体制の強化

- ・多様な担い手の確保・育成を推進するため、募集から定着まで一貫した支援体制により、新規就業者の安定的な確保・定着を図るとともに、経営発展を目指す意欲ある農業中核経営体の経営基盤強化に向けた支援や、企業等の新規参入の促進等に取り組む。
- ・災害時には、市町、農業団体等と連携し、迅速な被害状況の把握及び応急措置や復旧に向けた現地指導を実施する。
- ・交通・通信の途絶のため、受託事業者からの災害時応急用米穀の迅速な引渡しが困難な場合は、国に直接、引渡しの要請を行う。

（８）国土保全・土地利用

災害に強く迅速な復旧復興が可能なまちづくりを進めるため、海岸保全施設の整備や河川改修、治山事業などハード対策を推進するとともに、高潮・洪水ハザードマップ等の作成などソフト対策を推進します。

●津波・高潮対策の推進

（海岸保全施設の整備）

- ・過去に繰り返し甚大な被害が発生した高潮や、発生が懸念される地震・津波に備えるため、海岸保全基本計画に基づき、計画的に海岸保全施設の整備・点検を推進するとともに、長寿命化計画に基づき、UAV等のデジタル技術の活用により、インフラメンテナンスの高度化・効率化を推進し、老朽化対策を進める。

（高潮ハザードマップの整備）

- ・国のマニュアルに基づく最大規模の高潮による浸水想定に対応した高潮ハザードマップの整備に取り組む。

●洪水対策の推進

（河川改修の推進）

- ・近年の気候変動を考慮すると、集中豪雨はいつどこで発生してもおかしくない状況にあり、市民の暮らしの安心・安全を確保するためには、洪水対策が重要であることから、河川浚

渫等の維持管理を着実に推進する。

- ・河川の変状を早期に発見し、対応を図るため、航空レーザ測量やUAV等のデジタル技術を活用した河川の変状監視を推進する。

(洪水ハザードマップの整備)

- ・頻発・激甚化する水害に備え、河川の監視体制の強化や住民等へ提供する防災情報の充実に図るため、近年の豪雨災害を踏まえ、水位計や監視カメラの増設や浸水想定区域の公表、洪水ハザードマップの見直しに取り組む。

(河川管理施設の耐震化)

- ・堤防の倒壊や沈下により大規模な浸水被害が発生するおそれがある河川について、県と連携して耐震対策を推進する。

(河川管理施設の老朽化対策)

- ・排水機場等の長寿命化計画に基づき、修繕・更新等の老朽化対策を効率的・効果的に推進する。
- ・護岸や排水機場等において、劣化等の状況を把握するため、UAV（無人航空機）等のデジタル技術を活用した点検を実施し、インフラメンテナンスの高度化・効率化を推進する。

●山地災害対策の推進

(治山事業の推進)

- ・近年の局地的な豪雨により山地災害が多発している現状を踏まえ、特に、山麓に近接した集落の安全性の向上を図るため、国の補助制度等を活用した復旧対策や予防対策を通じて、計画的に山地防災機能の強化を図る。

(保安林指定の推進等)

- ・木材の供給を始め、水質の保全や災害の防止等、様々な重要な役割を担う森林について、引き続き市町や関係機関と連携し、保安林指定や荒廃森林の整備を計画的に推進する。

●土砂災害対策の推進

(土砂災害防止施設の整備等)

- ・土砂災害により大規模な被害が発生しないよう、要配慮者利用施設・避難所が立地する箇所等、危険性や緊急性の高い箇所から重点的・計画的に土砂災害防止施設の整備を推進する。
- ・UAVやモバイル端末等を用いて施設点検の効率化を図るとともに、長寿命化計画に基づき、施設の損傷状況に応じて計画的に補修・改築を行うことにより、ライフサイクルコストの縮減を図る。

●迅速な復旧・復興に向けた取組

(地籍調査の促進)

- ・地籍調査は、正確な土地の基礎的情報の明確化を通じて、事前防災対策の推進や被災後の復旧・復興事業の迅速化に寄与するため、正確かつ最新の調査データを維持していく。

(応急仮設住宅の迅速な供与)

- ・十分な応急仮設住宅の建設用地を確保するため、引き続き応急仮設住宅建設候補地の選定

を行っていく。また、平常時から応急仮設住宅の供与に向けた検討・調整を継続して行う。

(9) リスクコミュニケーション

「自助」「共助」に基づく地域防災力の充実強化を図るため、防災意識の醸成、地域ぐるみの防災活動の促進、防災の担い手づくりに取り組みます。

●地域防災力の充実強化

(防災意識の醸成)

- ・各種ハザードマップや災害教訓事例集、AR・VR等のデジタル技術を導入し、研修の開催等を通じて防災知識の普及・啓発を図るとともに、市民や民間事業者等が参加する防災訓練を通じて平時から防災意識の醸成を図る。

(地域ぐるみの防災活動の促進)

- ・自主防災アドバイザーの養成・派遣等を通じて、地域防災の要である自主防災組織の活性化を推進するとともに、地区運営協議会等による地域ぐるみの防災活動を促進する。
- ・学校関係者及び県・市防災部局の合同協議や、コミュニティ・スクールの連携・協働体制を活用しながら、学校・家庭・地域・関係機関等が一体となった実践的な防災訓練等の実施を促進する。

(防災の担い手づくり)

- ・地域ぐるみによる防災活動の促進、防災意識の醸成に係る取組等を通じて、自主防災組織の育成や消防団員の確保など防災の担い手づくりの取組を進める。
- ・山口県自主防災アドバイザー養成研修を活用して、防災士の確保に務める。

(中山間地域づくりの推進)

- ・集落の小規模高齢化が進む中、災害発生時にも、生活機能・サービスを地域で支え合うことができるよう、「山口県中山間地域づくりビジョン」「山陽小野田市中山間地域づくり指針」に基づき、広域的な範囲で集落機能や日常生活を支え合う中山間地域づくりを推進するとともに、住民主体の地域づくりを進める。

(10) 人材育成

災害対応力の向上を図るため、防災機関等における人材育成や体制整備、迅速な復旧・復興を担う民間事業者の人材の確保・育成に取り組みます。

●人材の育成・確保

- ・災害に関する実践的な知識・技能と的確な判断力を習得できるよう、防災研修を実施するとともに、災害時に迅速な対応が行えるよう、各種訓練を通じて災害対応力の向上を図る。
- ・国が進める災害マネジメント総括支援員等の確保を行うため、国の定めた専門研修に市の職員を参加させる。

●災害医療に携わる人材養成及び体制整備

- ・災害発生時に医療救護活動を円滑に実施するため、様々な医療チームの派遣や患者の受入医療機関の確保の調整等を行う、職種を横断した人材養成に取り組む。

(11) 官民連携

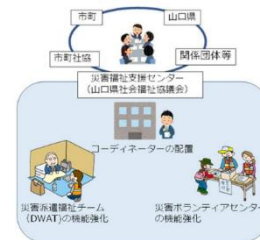
迅速かつ効果的な応急対策を実施するため、民間事業者等との協定の締結や、官民連携した支援体制の整備に取り組みます。

● 応援協定の締結・拡充

- ・迅速かつ効果的な応急対策が実施できるよう、協定の締結・拡充など、民間事業者等との連携・支援体制の整備に努めるとともに、協定に基づく効果的な運用を図る。

● 被災地支援活動に対する支援体制整備

- ・市社会福祉協議会と連携し、災害ボランティアセンターの運営に関する研修等を通じ、地域住民の災害ボランティアセンター運営への協力体制を強化する。



(出典：山口県国土強靱化地域計画) (災害福祉支援センターと連携した支援体制)

(12) 老朽化対策

公共施設や道路や港湾等の公共土木施設等の老朽化に計画的に対応するため、個別施設計画の策定を進め、維持管理費の縮減や更新費用の平準化を図るとともに、適切な維持管理・更新を推進します。

● 公共施設等の適切な維持管理

(公共施設等の総合的なマネジメントの推進)

- ・「山陽小野田市公共施設等総合管理計画」に基づき、個別施設計画を作成し、災害時に拠点となる公共施設や道路等が使用不可能とならないよう適切な維持管理、修繕、更新等を行う。

(公共土木施設等の老朽化対策の推進)

- ・公共土木施設等の老朽化対策について、予防保全の観点から、定期的な点検による評価・診断の下で、適切な維持管理・更新を確実に実施する。
- ・都市基盤施設の安心・安全の確保や長寿命化の推進に当たっては、技術力の確保が重要であることから、研修等を通じ、専門的技術力を有する職員を継続的に養成し、適切に維持管理ができる体制を整える。
- ・公共土木施設等の異状を早期に発見し、早期に対応を図るため、AI・GIS・UAV等のデジタル技術を活用し、維持管理の高度化・効率化を推進する。

(上下水道施設等の老朽化対策の推進)

- ・水道施設の老朽化対策には費用と時間を要することから、将来を見据えた資産の効率的かつ効率的運用を定めたアセットマネジメント計画に基づき、施設の健全度・需要度に基づく施設整備計画を策定し、国の補助制度や効率的な整備に資する新技術等の活用等により事業の進捗を図る必要がある。

(13) 研究・技術開発

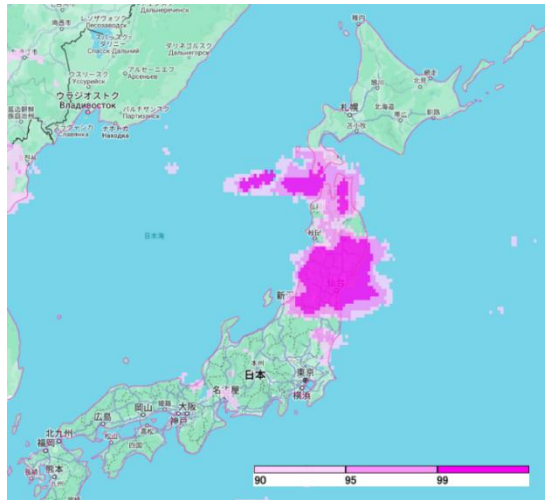
防災対策の高度化を進めるため、大学等と連携し、衛星画像の防災利用等の研究・技術開発を促進します。

●衛星画像・UAV等の災害時の活用

- ・地震や津波、水害等による被災状況について、広域的かつ迅速に把握するため、国や県、山口東京理科大学等と連携し、衛星画像等の活用を進める。



(出典：株式会社 Prodrone (デジタル庁HP))



(14) デジタル活用

(出典：JAXA ホームページ)

防災・減災対策の高度化・効率化、災害対応の迅速化・効率化等を図るため、デジタル技術を活用し、被災者生活再建支援システムの活用等防災DXの推進に取り組みます。

●AI等を活用した防災システム

- ・激甚・頻発化する自然災害から市民の生命・財産を守るため、デジタル技術を活用した迅速な気象情報の発表や避難指示等を行えるよう防災DXの推進に取り組みます。



(出典：NTT東日本 (デジタル庁HP))

重要業績評価指標（KPI）一覧

1 行政機能／消防／防災教育等（原則、現状値は令和6年度、目標値は令和12年度）

No.	重要業績評価指標	現状値	進捗状況	目標値
	防災拠点等となる公共施設（地域交流センター）の耐震化済施設数	7施設（11施設中）		8施設（11施設中）
	消防団員の条例定数に対する充足率	72.5%		100%
	防災拠点の再生可能エネルギー普及率	12.5%（令和5年度）		15%
	広域応援協定締結数	3協定		3協定（維持する）
	下水道の急所施設である下水道管路の耐震化完了率	0%（令和5年度）		43.6%
	水道の急所施設である導水管・送水管の耐震化完了率	48.6%		53.3%

2 住宅・都市／環境

No.	重要業績評価指標	現状値	進捗状況	目標値
	【再掲】下水道の急所施設である下水道管路の耐震化完了率	0%（令和5年度）		43.6%
	住宅の耐震化率	84.2%（令和5年度）		90.0%
	耐震診断義務付け対象建築物の耐震化率	50%		
	住宅用火災警報器の設置率	79.2%		84.9%
	【再掲】水道の急所施設である導水管・送水管の耐震化完了率	48.6%		53.3%
	特定空家解決数（累計）	5件		8件
	空き家バンク登録戸数（累計）	65戸		145戸 （令和11年度）
	環境基準の達成度（大気～硫黄酸化物、浮遊粒子状物質等）	100%		100%
	埋設ガス管の耐震化	90.3%（令和5年度）		95%

3 保健医療・福祉

No.	重要業績評価指標	現状値	進捗状況	目標値
	社会福祉施設の耐震化率	93.8%（令和5年度）		95.8%
	予防接種法に基づく予防接種MR（麻しん・風疹混合）接種率	第1期96.5%、第2期 94.1%		第1期・第2期 95%以上
	やさしい日本語教室開催数	1回/年		3回/年
	DMATチーム数	5チーム		5チーム（維持する）

	個別避難計画の策定数（累計）	27 件		152 件
--	----------------	------	--	-------

4 産業・エネルギー

No.	重要業績評価指標	現状値	進捗状況	目標値
	公共施設の再生可能エネルギー発電出力	127.5kw		153.2kw
	【再掲】埋設ガス管の耐震化	90.3%（令和5年度）		95%

5 情報・通信

No.	重要業績評価指標	現状値	進捗状況	目標値
	市防災メール登録者数	3,522 人		4,500 人
	L I N E ともだち登録者数	7,569 人		10,000 人 (令和11年度)
	防災ラジオ配布台数	2,002 台		2,330 台
	Jアラート屋外スピーカー設置箇所数	14 箇所		14 箇所

6 交通・物流

No.	重要業績評価指標	現状値	進捗状況	目標値
	緊急輸送道路・重要物流道路下の水道老朽铸铁管延長	5.2km		0.7km
	橋梁の耐震補強実施数（累計）	5 橋		7 橋
	橋梁の長寿命化計画に基づく修繕実施数（累計）	11 橋		19 橋
	計画期間内に整備を完了する市道の延長（令和8年度以降の累計）	0m		175m

7 農林水産

No.	重要業績評価指標	現状値	進捗状況	目標値
	防災重点農業用ため池の整備箇所数(累計)	1 箇所	-	3 箇所
	農業施設整備箇所数（累計）	4 箇所	-	6 箇所

8 国土保全・土地利用

No.	重要業績評価指標	現状値	進捗状況	目標値
	河川カメラ設置箇所数	13 箇所		13 箇所
	水位計設置箇所数	11 箇所		11 箇所

9 リスクコミュニケーション

No.	重要業績評価指標	現状値	進捗状況	目標値
	自主防災組織率	93.91%		95%
	市内防災士有資格者数	181 人		212 人

10 人材育成

No.	重要業績評価指標	現状値	進捗状況	目標値
	災害マネジメント総括支援員等の確保	0人		1人
	【再掲】やさしい日本語教室開催数	1回/年		3回/年

11 官民連携

No.	重要業績評価指標	現状値	進捗状況	目標値
	災害ボランティアセンター研修会開催回数	0回/年		1回/年
	災害時応援協定の締結数	62協定		62協定 (維持する)

12 老朽化対策

No.	重要業績評価指標	現状値	進捗状況	目標値
	【再掲】橋梁の長寿命化計画に基づく修繕実施数 (累計)	11橋		19橋
	【再掲】下水道の急所施設である下水道管路の耐震化完了率	0% (令和5年度)		43.6%
	【再掲】水道の急所施設である導水管・送水管の耐震化完了率	48.6%		53.3%

13 研究・技術開発

No.	重要業績評価指標	現状値	進捗状況	目標値
	衛星データ防災利用研修参加回数	1回		1回

14 デジタル活用

No.	重要業績評価指標	現状値	進捗状況	目標値
	【再掲】河川カメラ設置箇所数	13箇所		13箇所
	【再掲】水位計設置箇所数	11箇所		11箇所
	【再掲】LINともだち登録者数	7,569人		10,000人 (令和11年度)

2 取組の重点化

本市の国土強靱化を効率的・効果的に進めるため、計画期間（令和8年度(2026年度)～令和12年度(2030年度)）において取組の重点化を図る必要があります。

このため、「人の命を守る」「地域を守る」「産業を守る」の3つの観点から、本市が直面するリスクや地域特性等を踏まえ、優先度や緊急度を考慮して、以下の7つの取組を、市・関係機関等が一体となって重点的に推進します。特に緊急に実施すべき防災・減災対策や社会基盤の整備については、国の「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を活用し、取組の更なる加速化を図ることで「第二次山陽小野田市総合計画」に掲げる「安全・安心なまちづくり」を支える「災害に強いまちづくり」を推進します。

◇大規模自然災害に備えた施設整備

災害から市民生活や経済活動を守る基盤となる、河川や土砂災害防止施設、海岸保全施設等の公共土木施設等の整備を推進する。

◇生活・社会基盤の耐震化、老朽化対策

今後、発生が懸念される南海トラフ地震など、大規模な地震への備えを着実に進めるため、学校や道路、堤防など生活・社会基盤の耐震性強化を推進する。また、道路や港湾等の公共土木施設等の老朽化対策を推進する。

◇ライフライン・サプライチェーンの確保

大規模自然災害が発生しても、市民生活への影響を最小限に抑えるとともに、経済活動が継続できるよう、ライフラインやサプライチェーンの確保を図る。

◇石油コンビナート防災対策

大規模自然災害による災害の発生、拡大を防止するため、石油コンビナートの防災対策を推進する。

◇中山間地域における防災対策

人口減少・少子高齢化が進む中山間地域において、山地災害対策等のハード整備に加え、情報伝達体制の整備、救助救出活動の充実強化等、防災対策を推進する。

◇地域防災力の充実強化

災害から被害を最小限に抑えるためには、「自助」、「共助」の精神に基づく取組が重要であり、地域ぐるみの防災活動の促進等、地域防災力の充実強化を推進する。

◇災害対応力の充実強化

災害発生時の応急対策を迅速・的確に実施するため、防災情報システム等の機能強化やデジタル技術の活用、官民連携強化等、災害対応力の充実強化を図る。

第5章 計画の着実な推進

1 計画の推進体制

国土強靱化は、県・市・関係機関等が連携・協力し、一体となって取組を推進する必要があることから、毎年度、「山陽小野田市防災会議」に取組の進捗状況等を報告するとともに、各機関の主体的な取組を促進するなど、計画の着実な推進を図ります。

2 計画の進行管理

毎年度、重要業績評価指標（KPI）の達成状況や、数値では測れない定性的な取組状況も含め、施策の進捗状況等を、各部局で構成する「山陽小野田市国土強靱化地域計画推進会議」において把握し、検証を行った上で、「山陽小野田市防災会議」の意見等を踏まえ、必要に応じて、見直し、改善を行うなど、PDCAサイクルにより計画の進行管理を進めます。

令和3年4月	新規策定
令和4年8月	一部修正
令和5年3月	一部修正
令和7年2月	一部修正
令和8年4月	一部改定

【資料編】

1	第3章 3 脆弱性評価の結果（詳細）	
	（1）「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性評価結果	・・・48
	（2）「施策分野」ごとの脆弱性評価結果	・・・・・・・・・・・・・・・・・・80
2	用語解説	・・・・・・・・・・・・・・・・・・95

(1) 「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性評価結果

1 あらゆる大規模自然災害に対し、人命の保護が最大限図られる

1-1) 建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地等における火災による死傷者の発生

○学校施設等の耐震化

- ・学校施設等は、児童生徒が日中の大半を過ごす場であり、災害時の避難場所となることも多いことから、設置者によって耐震化を完了する必要があるが、本市においては完了済。ただし、非構造部材の耐震対策は必要である。

○住宅・建築物等の耐震化

(住宅の耐震化)

- ・住宅の耐震化率は、84.2%(令和5年度)で、全国水準90%(令和5年度)や山口県86.1%(令和5年度)を下回っていることから、引き続き住宅耐震診断・耐震改修への支援、耐震化に係る普及啓発を行い、住宅の耐震化を促進する必要がある。

(大規模建築物の耐震化)

- ・多数の者が利用する建築物等について、引き続き、耐震診断や耐震改修に対する支援を行い、早急な耐震化を促進する必要がある。特に、大規模な病院等の不特定多数の者等が利用する耐震診断義務付け対象建築物は、地震により倒壊した場合に甚大な被害を及ぼす恐れがあることから、重点的に耐震化を進めていく必要がある。

○社会福祉施設の耐震化

- ・社会福祉施設の耐震化率は、全国平均92.5%(令和元年度)、県平均90.0%(令和元年度)を上回る94.7%(令和7年度)と高水準となっているが、改修予定のない施設も存在するため、災害時の利用者等の安全確保を図るため、耐震化を促進する必要がある。

○道路の防災対策の推進

(道路の防災対策)

- ・大規模災害時における救助・救援活動や緊急物資輸送のため、緊急輸送道路等において、橋梁の耐震補強や流失防止対策、冠水対策や斜面の防災対策を推進する必要がある。
- ・大規模地震時の電柱の倒壊による道路閉塞のリスクを軽減するため、緊急輸送道路等において、無電柱化を推進する必要がある。
- ・緊急輸送道路・重要物流道路下に埋設している上下水道管等の老朽化により、道路陥没等の事故が生じ、人命や社会経済活動に甚大な影響をもたらすおそれがあることから、定期点検を実施するとともに、老朽化した施設の更新等を推進する必要がある。
- ・道路区域内に存在している耐震化されていない防火水槽は、大規模地震時に道路の陥没などの危険性があるため、長寿命化対策等を講じるか撤去する必要がある。

(道路施設の老朽化対策)

- ・道路施設の老朽化により安全な通行に支障が生じ、必要な道路の機能を発揮できないおそれがあることから、道路施設の長寿命化計画に基づき、定期点検を実施するとともに、修繕・更新等を推進する必要がある。
- ・道路施設の点検・診断、修繕・更新を着実に実施するため、A I等のデジタル技術を活用し、維持管理の高度化・効率化を推進する必要がある。

○都市の防災機能の向上

(防災・減災のまちづくりの推進)

- ・様々な災害リスクが高まる中、災害に強い都市の形成を図るためハード・ソフトを組み合わせた総合的な防災・減災対策について都市計画マスタープランに盛り込むことにより、都市防災を推進する必要がある。
- ・防災の観点を取り入れた質の高い立地適正化計画の策定を検討する必要がある。

(消防水利施設の耐震化)

- ・大規模地震発生時における大規模火災を防ぐため、耐震性のある消防水利施設の整備を行う。

(大規模盛土造成地マップの整備)

- ・大規模盛土造成地に対する市民の防災意識醸成のためには、適切な情報提供が重要であり、大規模盛土造成地マップの、より効果的な周知方法について検討を行い、市民の防災意識醸成に向けた取組を推進する必要がある。

○住宅の防災対策の推進

(住宅の防火対策の推進)

- ・住宅用火災警報器の設置率は、全国平均84.9%（令和7年度）、県平均83.3%（令和7年度）、本市79.2%（令和7年度）で、寝室等の条例に適合する全ての箇所への設置率は全国平均65.8%（令和7年度）、県平均69.7%（令和7年度）、本市68.0%（令和7年度）であることから、さらなる普及啓発を行う必要がある。
- ・大規模地震発生後の漏電等による電気火災の発生を防止するため、感震ブレーカー等の設置を促す必要がある。

(空き家対策の推進)

- ・本市の空き家率は16.7%と、県内の空き家率19.4%（令和5年度）を下回るものの、全国の空き家率13.8%（令和5年度）を上回っている。今後も空き家率の増加が見込まれているため、適切に管理されていない空き家の放置により発生しうる防災上の問題等を解決するため、空き家の適正管理・利活用を促進する必要がある。

○文化財防災対策の促進

- ・文化財建造物を災害から守り、利用者の安全を確保するため、文化財の特性に応じた防災対策を促進する必要がある。

○多様な情報伝達手段の確保

- ・市民の適切な避難行動につながるよう、迅速かつ的確な防災情報の伝達に向け、さらなる多重化に努め、定期的な情報伝達訓練を実施する必要がある。

○建設DXの推進

- ・自然災害の激甚化・頻発化や公共土木施設等の老朽化、就業者数の減少や高齢化等の課題に対応するため、デジタル技術を積極的に活用し、建設産業におけるDXを推進することで、建設産業の生産性向上、インフラメンテナンスの高度化・効率化及びデータ利活用環境の整備を進める必

要がある。

重要業績評価指標 (KPI)	現状値
住宅の耐震化率	84.2% (令和5年度)
耐震診断義務付け対象建築物の耐震化率	50% (令和7年度)
社会福祉施設の耐震化率	94.7% (令和7年度)
橋梁の耐震補強実施数 (累計)	5 橋 (令和7年度)
橋梁長寿命化計画に基づく修繕実施数 (累計)	11 橋 (令和7年度)
緊急輸送道路・重要物流道路下の水道老朽铸铁管延長	5.2km (令和6年度)
住宅用火災警報器の設置率	79.2% (令和7年度)
LINE ともだち登録者数	7,569 人 (令和6年度)

1-2) 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生

○津波・高潮対策の推進

(海岸保全施設の整備)

- ・ これまでにも台風襲来に伴い高潮被害を受けていることから、護岸堤防の嵩上げや内水排除のための排水機場整備等を計画的かつ早期に進める必要がある。

(海岸堤防の整備・点検)

- ・ 津波・高潮等から市民の生命や財産を守るため、海岸堤防の整備（計画高までの整備と耐震化）や防災施設（海岸堤防）の点検、点検結果に基づく対策を、県と連携して計画的に進める必要がある。

○道路の防災対策の推進

(道路の防災対策)

- ・ 大規模災害時における救助・救援活動や緊急物資輸送のため、緊急輸送道路等において、橋梁の耐震補強や流失防止対策、斜面の防災対策、冠水対策を推進する必要がある。
- ・ 大規模地震時の電柱の倒壊による道路閉塞のリスクを軽減するため、緊急輸送道路等において、無電柱化を推進する必要がある。
- ・ 緊急輸送道路・重要物流道路下に埋設している上下水道管等の老朽化により、道路陥没等の事故が生じ、人命や社会経済活動に甚大な影響をもたらすおそれがあることから、定期点検を実施するとともに、老朽化した施設の更新等を推進する必要がある。
- ・ 道路区域内に存在している耐震化されていない防火水槽は、大規模地震時に道路の陥没などの危険性があるため、長寿命化対策等を講じるか撤去する必要がある。

(道路施設の老朽化対策)

- ・ 道路施設の老朽化により安全な通行に支障が生じ、必要な道路の機能を発揮できないおそれがあることから、道路施設の長寿命化計画に基づき、定期点検を実施するとともに、修繕・更新等を推進する必要がある。
- ・ 道路施設の点検・診断、修繕・更新を着実に実施するため、AI 等のデジタル技術を活用し、維持管理の高度化・効率化を推進する必要がある。

○住宅・建築物等の耐震化

(大規模建築物の耐震化)

- ・多数の者が利用する建築物等について、引き続き、耐震診断や耐震改修に対する支援を行い、早急な耐震化を促進する必要がある。特に、大規模な病院等の不特定多数の者等が利用する耐震診断義務付け対象建築物は、地震により倒壊した場合に甚大な被害を及ぼす恐れがあることから、重点的に耐震化を進めていく必要がある。

○都市の防災機能の向上

(防災・減災のまちづくりの推進)

- ・様々な災害リスクが高まる中、災害に強い都市の形成を図るためハード・ソフトを組み合わせた総合的な防災・減災対策について都市計画マスタープランに盛り込むことにより、都市防災を推進する必要がある。
- ・防災の観点を取り入れた質の高い立地適正化計画の策定を検討する必要がある。

(消防水利施設の耐震化)

- ・大規模地震発生時における大規模火災を防ぐため、耐震性のある消防水利施設の整備を行う。

○要配慮者対策の促進

(避難行動要支援者対策の促進)

- ・避難行動要支援者名簿の更新、個別避難計画の策定について関係部署、福祉専門職、地域が連携して取組を推進する。
- ・外国人に向けた迅速かつ的確な災害情報の伝達を行うために、外国人に伝わりやすい「やさしい日本語」を使用する等、外国人に伝わりやすい情報伝達の手法の普及・啓発を図る。また、「災害時外国人サポーター」を活用するとともに、県の実施する災害時サポーター養成研修の受講等、サポーター登録の周知活動を行い、災害時外国人サポーターの確保に務める。
- ・大規模災害時には、支援に必要な福祉人材の確保が困難となることから、引き続き、災害派遣福祉チーム(DWAT)のチーム員の増加や、広域的な支援、受け入れの仕組みについて、検討を進める必要がある。

○災害時の情報伝達の強化

(防災行政無線の耐災害性の強化)

- ・民間通信事業者の回線が停止した場合にも、災害対応に必要な情報の迅速な収集・共有や、大規模自然災害に対する人工衛星、IoT、ビッグデータ等、最新の科学技術を活用した防災情報の伝達・収集ができるよう、防災行政無線(衛星系・地上系)について、その耐災害性の向上、情報・通信システムの冗長性の確保、災害リスク情報の伝達手段の強化等を図る必要がある。

○多様な情報伝達手段の確保

- ・市災害対策本部における災害対応に必要な情報の迅速な収集・共有や、市民に対する防災情報の伝達が可能となるよう、防災行政無線について、その耐災害性の向上や情報・通信システムの冗長性の確保に努めるとともに、多様な情報収集・伝達手段の確保を図る必要がある。

重要業績評価指標 (KPI)	現状値
【再掲】橋梁長寿命化計画に基づく修繕実施数(累計)	11 橋 (令和7年度)
【再掲】橋梁長寿命化計画に基づく点検	23 橋 (令和6年度)
【再掲】緊急輸送道路・重要物流道路下の水道老朽铸铁管延長	5.2km (令和6年度)
個別避難計画の策定数	27 件 (令和6年度)

やさしい日本語教室開催数	1回（令和6年度）
【再掲】LINEともだち登録者数	7,569件（令和6年度）

1-3) 広域的な洪水・高潮に伴う長期的な浸水による多数の死傷者の発生

○農地防災の推進

- ・本市のため池は、築造年が古いものが多く老朽化が進んでおり、豪雨等で決壊し、下流の人家や公共施設に被害を与えるおそれがあることから、ため池の改修や廃止等の対策に取り組んでいく必要がある。
- ・老朽化した農業用施設は、豪雨や地震時等に機能不全になり、農業生産が停滞するおそれがあることから、施設の修繕や更新等の長寿命化対策に取り組んでいく必要がある。

○津波・高潮対策の推進

（海岸保全施設の整備）

- ・台風時に高潮の影響を受けやすい地勢的な特徴を有しており、これまでたびたび大きな高潮被害に見舞われてきたことから、護岸や堤防等の整備を計画的かつ早期に進める必要がある。

（海岸堤防の整備・点検）

- ・津波・高潮等から市民の生命や財産を守るため、海岸堤防の整備（計画高までの整備と耐震化）や防災施設（海岸堤防）の点検、点検結果に基づく対策を県と連携して計画的に進める必要がある。

○内水対策の促進

（下水道（雨水）の整備）

- ・気候変動による降雨量の増大等により、内水被害が頻発していることを踏まえ、内水による浸水被害の軽減を図るため、下水道（雨水）の整備を引き続き進めていく必要がある。

（内水ハザードマップの整備）

- ・気候変動による降雨量の増大等を考慮し、内水による浸水被害が発生することを想定して、想定最大規模降雨を基にした内水ハザードマップの作成・公表を進めていく必要がある。

○洪水対策の推進

（河川改修、ダム建設の推進）

- ・近年では、令和5年梅雨前線豪雨(2023年)をはじめとして、平成21年7月の中国・九州北部豪雨(2009年)、平成22年7月の梅雨前線豪雨(2010年)、平成25年7月の大雨(2013年)、平成26年8月豪雨(2014年)、平成30年7月豪雨(2018年)により、過去15年間で6回も甚大な浸水被害が発生していることから、河川改修や浚渫等の適切な維持管理を推進していく必要がある。

（洪水ハザードマップの整備）

- ・気候変動に伴い頻発・激甚化する水害に備え、引き続き、河川の監視体制の強化や住民等へ提供する防災情報の充実を図るため、近年の豪雨災害を踏まえ、水位計や監視カメラの増設や洪水ハザードマップの作成を実施する必要がある。
- ・河川整備の計画規模の洪水を上回った場合でも、人命を守り、社会経済の壊滅的な被害をできる限り軽減するため、最悪の事態を想定し、想定最大規模の洪水に対応した浸水想定区域の公表や洪水ハザードマップの作成等を進める必要がある。

○都市の防災機能の向上

(防災・減災のまちづくりの推進)

・様々な災害リスクが高まる中、災害に強い都市の形成を図るためハード・ソフトを組み合わせた総合的な防災・減災対策について都市計画マスタープランに盛り込むことにより、都市防災を推進する必要がある。

・防災の観点を取り入れた質の高い立地適正化計画の策定を検討する必要がある。

(消防水利施設の耐震化)

・大規模地震発生時における大規模火災を防ぐため、耐震性のある消防水利施設の整備を行う。

重要業績評価指標 (KPI)	現状値
河川カメラ設置箇所数	13 箇所 (厚狭川、有帆川、大正川、桜川、前場川、糸根川、沖中川、長田屋川)
防災重点農業用ため池の整備箇所数	2 箇所 (令和7年度)

1-4) 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態

○農地防災の推進

- ・老朽化した農業用施設は、豪雨や地震時等に機能不全になり、農業生産が停滞するおそれがあることから、施設の修繕や更新等の長寿命化対策に取り組んでいく必要がある。
- ・地すべりの危険性のある個所について、地すべりによる災害を未然に防ぐ必要がある。

○山地災害対策の推進

- ・近年の局地的な豪雨により山地災害が多発しており、その復旧対策や山地災害の発生を未然に防止する予防対策のため、今後も必要に応じて整備を進める必要がある。

○土砂災害対策の推進

(土砂災害防止施設の整備)

- ・土砂災害を防止・軽減するため、土砂災害防止施設の整備を、県や関係機関と連携して危険性や緊急性の高い箇所から重点的・計画的に進める必要がある。
- ・老朽化による機能低下を防止し、土砂災害防止施設の所定の機能・性能を維持・確保するため、県や関係機関と連携して長寿命化計画に基づき適正に対策を実施する必要がある。

(土砂災害防止施設の老朽化対策)

- ・土砂災害防止施設について、老朽化による機能低下を防止して所定の機能や性能が確保できるように対策に取り組む必要がある。県が所有する施設については、連携して老朽化対策に取り組む必要がある。

○都市の防災機能の向上

(防災・減災のまちづくりの推進)

- ・様々な災害リスクが高まる中、災害に強い都市の形成を図るためハード・ソフトを組み合わせた総合的な防災・減災対策について都市計画マスタープランに盛り込むことにより、都市防災を推進する必要がある。

・防災の観点を取り入れた質の高い立地適正化計画の策定を検討する必要がある。

(大規模盛土造成地マップの整備)

- ・より効果的なマップの周知方法について検討を行い、市民の防災意識醸成に向けた取組を推進する必要がある。

(消防水利施設の耐震化)

- ・大規模地震発生時における大規模火災を防ぐため、耐震性のある消防水利施設の整備を行う。

○多様な情報伝達手段の確保

- ・市災害対策本部における災害対応に必要な情報の迅速な収集・共有や、市民に対する防災情報の伝達が可能となるよう、防災行政無線について、その耐災害性の向上や情報・通信システムの冗長性の確保に努めるとともに、多様な情報収集・伝達手段の確保を図る必要がある。

重要業績評価指標 (KPI)	現状値
【再掲】防災重点農業用ため池の整備箇所数	2箇所 (令和7年度)
【再掲】LINEともだち登録者数	7,569件 (令和6年度)

1-5) 情報伝達の不備や防災に関する知識の不知等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

○多様な情報伝達手段の確保

- ・市民の適切な避難行動につながるよう、迅速かつ的確な防災情報の伝達に向け、さらなる多重化に努め、定期的な情報伝達訓練を実施する必要がある。

○災害時の情報伝達の強化

(防災行政無線の耐災害性の強化)

- ・民間通信事業者の回線が停止した場合にも、災害対応に必要な情報の迅速な収集・共有や、大規模自然災害に対する人工衛星、I o T、ビッグデータ等、最新の科学技術を活用した防災情報の伝達・収集ができるよう、防災行政無線(衛星系・地上系)について、その耐災害性の向上、情報・通信システムの冗長性の確保、災害リスク情報の伝達手段の強化等を図る必要がある。

(的確な情報の発信)

- ・市災害対策本部における災害対応に必要な情報の迅速な収集・共有や、市民に対する防災情報の伝達が可能となるよう、防災行政無線について、その耐災害性の向上や情報・通信システムの冗長性の確保に努めるとともに、多様な情報収集・伝達手段の確保を図る必要がある。
- ・情報の素早い収集・整理と効率的な利活用のため、災害対応に必要な情報を災害対策本部で一元化できるよう、デジタル技術を活用した関係機関で共有する仕組みづくりを図る必要がある。

○孤立防止のための情報伝達体制の整備

- ・緊急情報を全市民に迅速に伝達するため、情報伝達手段を多重化することが必要である。
- ・山間部等における災害時の孤立防止のため、携帯電話不感地域の対応として、衛星通信網等を活用した多様な伝達手段の確保を促進する。

○要配慮者対策の促進

(避難行動要支援者対策の促進)

- ・避難行動要支援者名簿の更新、個別避難計画の策定について関係部署、福祉専門職、地域が連携して取組を推進する必要がある。
- ・外国人に向けた迅速かつ的確な災害情報の伝達を行うために、外国人に伝わりやすい「やさしい日本語」を使用する等、外国人に伝わりやすい情報伝達の手法の普及・啓発を図る。また、「災害

時外国人サポーター」を活用するとともに、県の実施する災害時サポーター養成研修の受講等、サポーター登録の周知活動を行い、災害時外国人サポーターの確保に務める必要がある。

○避難体制の整備

(避難体制の整備)

- ・大規模災害に備え、各地区において「避難所運営の手引き」の作成を支援し、地元住民による自主的な避難所運営ができる体制を整えていく必要がある。
- ・各地区における防災リーダーを確保・育成するため、山口県自主防災アドバイザー養成研修を活用して、防災士の確保に務める必要がある。

(避難所備蓄品の整備)

- ・災害は予測が困難で、その規模や種類によって必要な備品は変わることから、避難所運営に必要な備蓄品の購入、管理、確認、見直しを行い、避難者のニーズに応じた備蓄品を整備する。

重要業績評価指標 (KPI)	現状値
【再掲】個別避難計画の策定数	27 件 (令和 6 年度)
市内防災士有資格者数	181 人 (令和 7 年度)
自主防災組織率	93.91% (令和 7 年度)

2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）

2-1) 警察、消防等の被災による救助・救急活動等の絶対的不足

○消防施設等の耐震化

(消防施設の耐震化)

- ・救助・救急活動等の中枢的な役割を担う防災活動拠点となる消防施設の機能を確保するため、消防署等の耐震化等を行う必要がある。

(消防水利施設の整備)

- ・市内には水利不便地域が多く、消火活動に支障をきたす場合もあるため、大規模災害時や水道断水時にも対応できるよう、消火栓との適切な組み合わせを図りながら必要な地域に耐震防火水槽を設置する必要がある。

○救助救出活動の充実強化

(ヘリコプターによる支援体制の整備)

- ・消防防災ヘリコプターによる災害対応をより円滑に安全に実施するため、その支援と併せ、緊急時の離着陸場の確保を進める。

(装備資機材の整備・高度化)

- ・迅速かつ的確な救出救助活動を図るため、消防の各種装備資機材の整備の充実や高度化を推進し、災害対応能力の強化を図る必要がある。

○警察・消防・自衛隊・海上保安庁等の関係機関の連携強化

- ・各種会議や訓練の実施等、警察・消防・自衛隊・海上保安庁等との連携強化を維持しつつ、現場

活動を支援し得る施設等の関連情報があれば、関係機関に提供する必要がある。

- ・ 気象警報等発令時や災害発生中における、県と関係機関との効率的な情報共有システムの必要性、あり方等について、防災システム担当、警察や消防・自衛隊・海上保安庁等の関係機関の意見も伺いながら検討する必要がある。

○災害時の情報伝達の強化

(防災行政無線の耐災害性の強化)

- ・ 民間通信事業者の回線が停止した場合にも、災害対応に必要な情報の迅速な収集・共有や、大規模自然災害に対する人工衛星、I o T、ビッグデータ等、最新の科学技術を活用した防災情報の伝達・収集ができるよう、防災行政無線（衛星系・地上系）について、その耐災害性の向上、情報・通信システムの冗長性の確保、災害リスク情報の伝達手段の強化等を図る必要がある。

○消防職員・消防団員等の確保・育成

- ・ 県消防学校において実施している教育訓練に、消防職員及び消防団員等を積極的に参加させ、各種資格についても計画的に取得させながら、緊急対応の習熟を図る必要がある。
- ・ 地域防災体制の強化に向けて、消防団員の処遇や装備の拡充・改善を図るとともに、火災予防や防災啓発活動、訓練・指導を活性化し、団員の資質向上に努める。さらに、広報活動や消防団協力事業所表彰などを通じて、消防団員の確保に努める必要がある。

重要業績評価指標 (KPI)	現状値
消防団員の条例定数に対する充足率	72.5% (令和7年度)

2-2) 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

○応援協定の締結・拡充

- ・ 近隣市等や民間企業との災害時の広域応援体制について、平時からその実効性のある運用に向けた取組を推進する必要がある。

○道路の防災対策の推進

(道路の防災対策)

- ・ 大規模災害時における救助・救援活動や緊急物資輸送のため、緊急輸送道路において、橋梁の耐震補強や流失防止対策、斜面の防災対策、冠水対策や無電柱化を推進する必要がある。
- ・ 緊急輸送道路・重要物流道路下に埋設している上下水道管等の老朽化により、道路陥没等の事故が生じ、人命や社会経済活動に甚大な影響をもたらすおそれがあることから、定期点検を実施するとともに、老朽化した施設の更新等を推進する必要がある。
- ・ 道路区域内に存在している耐震化されていない防火水槽は、大規模地震時に道路の陥没などの危険性があるため、長寿命化対策等を講じるか撤去する必要がある。

(道路施設の老朽化対策)

- ・ 大規模災害時にも道路の機能を発揮させるため、橋梁等については定期点検を行い、健全度の把握を進めるとともに、道路施設の長寿命化計画等を策定し、計画に基づく修繕・更新を推進する必要がある。
- ・ 道路施設の点検・診断、修繕・更新を着実に実施するため、A I等のデジタル技術を活用し、維持管理の高度化・効率化を推進する必要がある。

(道路ネットワークの整備)

- ・大規模災害時にも機能する信頼性の高い道路ネットワークを構築するため、地域の課題や利用者ニーズを踏まえながら、幹線道路や身近な生活道路の整備を推進する必要がある。

重要業績評価指標 (KPI)	現状値
災害時応援協定の締結数	62件 (令和7年度)
【再掲】 橋梁長寿命化計画に基づく修繕実施数 (累計)	11橋 (令和7年度)
【再掲】 橋梁の耐震補強実施数 (累計)	5橋 (令和7年度)
【再掲】 緊急輸送道路・重要物流道路下の水道老朽铸铁管延長	5.2km (令和6年度)

2-3) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

○社会福祉施設の耐震化

- ・高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者の安全を確保するため、社会福祉施設の設置者に対し、耐震診断・耐震改修の必要性の普及・啓発等を行い、耐震化を促進する必要がある。

○災害医療体制の充実

(災害拠点病院の体制強化)

- ・災害拠点病院の通信手段の複数化や研修を通じた機能強化を図るとともに、圏域における災害拠点病院の複数整備を促進する必要がある。

(災害医療に必要な電力や水等の確保)

- ・災害による電力途絶時にも、災害拠点病院の機能を維持するため、非常用電源の十分な確保に努める。
- ・災害時に適切な医療提供体制を維持するため、災害拠点病院及び透析医療機関においては、常に水道水の利用が出来る体制を整備する必要がある。

(広域医療搬送体制の充実)

- ・大規模災害時の医療施設での被災等に備え、定期的な訓練等を実施し、災害派遣医療チーム (DMAT)、医療機関、消防等との連携強化を図る必要がある。

○災害医療に係る人材の養成

(DMAT要員等の養成確保)

- ・国が実施するDMAT研修の活用等により、その機能強化を図るとともに、他の医療チームとの連携を強化する必要がある。
- ・中国地区DMAT実働訓練と一体的に実施するDPAT実働訓練の活用や県が主催して実施するDPAT研修等により、DPATの体制を整備する必要がある。
- ・多数の負傷者が同時に発生し、医療機関の被災も想定される災害時において、迅速かつ適切な医療救護活動ができる体制を整備する必要がある。
- ・被災した精神科病院を継続的に支援するため、DPAT先遣隊の業務を引き継ぐDPATを活動させることができる体制を整備する必要がある。
- ・大規模災害時には、支援に必要な人材の確保が困難となることから、引き続き、DMAT等のチーム員の増加や、広域的な支援、受け入れの仕組みについて、検討を進める必要がある。

○災害医療に携わる人材養成及び体制整備

- ・災害発生時に医療救護活動を円滑に実施するため、様々な医療チームの派遣や患者の受入医療機関の確保の調整等を行う、職種を横断した人材養成に取り組む必要がある。

○災害医療に係る関係機関の連携強化

- ・広域的かつ大規模な災害による多数の負傷者の応急処置、搬送等を迅速かつ適切に実施するため、防災関係機関、医療機関等の連携体制の強化が必要である。

○要配慮者対策の促進

(避難行動要支援者対策の促進)

- ・大規模災害時には、支援に必要な福祉人材の確保が困難となることから、引き続き、災害派遣福祉チーム(DWAT)のチーム員の増加や、広域的な支援、受け入れの仕組みについて、検討を進める必要がある。

○道路の防災対策の推進

(道路の防災対策)

- ・大規模災害時における救助・救援活動や緊急物資輸送のため、緊急輸送道路において、橋梁の耐震補強や流失防止対策、斜面の防災対策、冠水対策や無電柱化を推進する必要がある。
- ・緊急輸送道路・重要物流道路下に埋設している上下水道管等の老朽化により、道路陥没等の事故が生じ、人命や社会経済活動に甚大な影響をもたらすおそれがあることから、定期点検を実施するとともに、老朽化した施設の更新等を推進する必要がある。
- ・道路区域内に存在している耐震化されていない防火水槽は、大規模地震時に道路の陥没などの危険性があるため、長寿命化対策等を講じるか撤去する必要がある。

(道路施設の老朽化対策)

- ・大規模災害時にも道路の機能を発揮させるため、橋梁等については定期点検を行い、健全度の把握を進めるとともに、道路施設の長寿命化計画等を策定し、計画に基づく修繕・更新を推進する必要がある。
- ・道路施設の点検・診断、修繕・更新を着実に実施するため、AI等のデジタル技術を活用し、維持管理の高度化・効率化を推進する必要がある。

○道路ネットワークの整備

- ・大規模災害時にも機能する信頼性の高い道路ネットワークを構築するため、地域の課題や利用者ニーズを踏まえながら、幹線道路や身近な生活道路の整備を推進する必要がある。

○住宅・建築物等の耐震化

(住宅の耐震化)

- ・地震による住宅や多数の者が利用する建築物等の倒壊被害等から市民を守るため、耐震化の普及啓発を図るとともに、国庫補助制度等を活用して引き続き耐震診断・耐震改修を支援し、耐震化を促進する必要がある。

(大規模建築物の耐震化)

- ・多数の者が利用する建築物等について、引き続き耐震診断や耐震改修を支援し、耐震化を促進する必要がある。

○都市の防災機能の向上

(防災・減災のまちづくりの推進)

- ・防災の観点を取り入れた質の高い立地適正化計画の策定を検討する必要がある。

(消防水利施設の耐震化)

- ・大規模地震発生時における大規模火災を防ぐため、耐震性のある消防水利施設の整備を行う。

(都市施設の整備)

- ・延焼防止や避難地・避難路の確保など都市の防災機能の向上を図るため、計画的に市街地における街路や公園等の整備を含めた面的整備を推進する必要がある。

(大規模盛土造成地マップの整備)

- ・より効果的なマップの周知方法について検討を行い、市民の防災意識醸成に向けた取組を推進する必要がある。

○住宅の防災対策の推進

(空き家対策の推進)

- ・防災上の問題等を解決するため、所有者の意識啓発や積極的な情報発信を図るとともに、県と連携して計画的な空家等の適正管理と利活用を促進する必要がある。

重要業績評価指標 (KPI)	現状値
【再掲】社会福祉施設の耐震化率	94.7% (令和7年度)
DMA Tチーム数	2病院5チーム (令和7年度)
【再掲】橋梁の耐震補強実施数 (累計)	5橋 (令和7年度)
【再掲】橋梁長寿命化計画に基づく修繕実施数 (累計)	11橋 (令和7年度)
【再掲】緊急輸送道路・重要物流道路下の水道老朽铸铁管延長	5.2km (令和6年度)

2-4) 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

○避難体制の整備

(避難体制の整備)

- ・大規模災害に備え、各地区において「避難所運営の手引き」の作成を支援し、地元住民による自主的な避難所運営ができる体制を整えていく。
- ・各地区における防災リーダーを確保・育成するため、山口県自主防災アドバイザー養成研修を活用して、防災士の確保に務める。

(避難所等の確保)

- ・地域における率先避難・呼びかけ避難体制づくりを進めていくとともに、協定による民間施設の活用など避難先確保を推進する必要がある。

(避難所備蓄品の整備)

- ・災害は予測が困難で、その規模や種類によって必要な備品は変わることから、避難所運営に必要な備蓄品の購入、管理、確認、見直しを行い、避難者のニーズに応じた備蓄品を整備する。

重要業績評価指標 (KPI)	現状値
個別避難計画の策定数 (累計)	27件 (令和6年度)
【再掲】災害時応援協定の締結数	62協定 (令和7年度)

2-5) 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

○応援協定の締結・拡充

- ・近隣市等や民間企業との災害時の広域応援体制について、平時からその実効性のある運用に向けた取組を推進する必要がある。

○上下水道施設等の耐震化等の促進

(水道施設の耐震化)

- ・水道施設の耐震化には費用と時間を要することから、将来を見据えた資産の効率的かつ効率的運用を定めたアセットマネジメント計画に基づき、施設の健全度・需要度に基づく施設整備計画を策定し、国の補助制度や効率的な整備に資する新技術等の活用等により事業の進捗を図る必要がある。
- ・災害時における水道の長期間にわたる機能停止を防ぐため、水道基幹施設の耐震化を図るとともに、必要に応じて広域連携を考慮した施設整備計画を策定する必要がある。
- ・災害時においても防災拠点施設、大規模避難所及び災害拠点病院等における水道供給システムを維持し続けるために、水道管路の耐震化を図る必要がある。

(応急給水体制の整備)

- ・日本水道協会や国土交通省等における応急給水体制が機能するよう、活動内容等の情報伝達方法、緊急時用の連絡網を整備することにより、正確かつ迅速な情報共有を図る必要がある。
- ・災害時における応急給水体制や応急復旧体制を確保するため、災害に応じた個別マニュアルや水道BCPに基づく訓練の実施や、定期的な見直しを行うとともに、応急給水に必要な体制の整備を促進する。

(ガス管の耐震化)

- ・都市ガスのガス管について、耐震性・耐腐食性に優れたポリエチレン管等に更新し、埋設ガス管の耐震化を進める必要がある。

○避難体制の整備

(避難体制の整備)

- ・大規模災害に備え、各地区において「避難所運営の手引き」の作成を支援し、地元住民による自主的な避難所運営ができる体制を整えていく必要がある。
- ・各地区における防災リーダーを確保・育成するため、山口県自主防災アドバイザー養成研修を活用して、防災士の確保に務める必要がある。

(避難所等の確保)

- ・地域における率先避難・呼びかけ避難体制づくりを進めていくとともに、協定による民間施設の活用など避難先確保を推進する必要がある。

(避難所備蓄品の整備)

- ・災害は予測が困難で、その規模や種類によって必要な備品は変わることから、避難所運営に必要な備蓄品の購入、管理、確認、見直しを行い、避難者のニーズに応じた備蓄品を整備する。

○道路の防災対策の推進

(道路の防災対策)

- ・大規模災害時における救助・救援活動や緊急物資輸送のため、緊急輸送道路において、橋梁の耐震補強や流失防止対策、斜面の防災対策、冠水対策や無電柱化を推進する必要がある。
- ・緊急輸送道路・重要物流道路下に埋設している上下水道管等の老朽化により、道路陥没等の事故が生じ、人命や社会経済活動に甚大な影響をもたらすおそれがあることから、定期点検を実施するとともに、老朽化した施設の更新等を推進する必要がある。
- ・道路区域内に存在している耐震化されていない防火水槽は、大規模地震時に道路の陥没などの危険性があるため、長寿命化対策等を講じるか撤去する必要がある。

(道路施設の老朽化対策)

- ・大規模災害時にも道路の機能を発揮させるため、橋梁等については定期点検を行い、健全度の把握を進めるとともに、道路施設の長寿命化計画等を策定し、計画に基づく修繕・更新を推進する必要がある。
- ・道路施設の点検・診断、修繕・更新を着実に実施するため、A I等のデジタル技術を活用し、維持管理の高度化・効率化を推進する必要がある。

(道路ネットワークの整備)

- ・大規模災害時にも機能する信頼性の高い道路ネットワークを構築するため、地域の課題や利用者ニーズを踏まえながら、幹線道路や身近な生活道路の整備を推進する必要がある。

○港湾・空港施設の整備等

(港湾施設の整備)

- ・大規模災害時に必要な港湾の機能を発揮できるように、県や関係機関と連携して、耐震強化岸壁の整備や予防保全計画に基づいた老朽化対策を推進する必要がある。
- ・「港湾事業継続計画（港湾BCP）」の実効性を高めるため、県や関係機関と連携して、必要に応じて更新に取り組む必要がある。

(漁港施設の整備)

- ・老朽化する漁港施設について、機能保全計画（個別施設計画）を策定し、施設の維持管理・更新等の老朽化対策を推進する必要がある。

重要業績評価指標（KPI）	現状値
【再掲】災害時応援協定の締結数	62 協定（令和7年度）
水道の急所施設である導水管・送水管の耐震化完了率	48.7%（令和6年度）
埋設ガス管の耐震化	88%（令和元年度）
【再掲】橋梁の耐震補強実施数（累計）	5 橋（令和7年度）
【再掲】橋梁長寿命化計画に基づく修繕実施数（累計）	11 橋（令和7年度）

2-6) 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

○孤立防止のための情報伝達体制の整備

- ・緊急情報を全市民に迅速に伝達するため、情報伝達手段を多重化することが必要である。携帯不感地域及び電波微弱地域解消についても、通信事業者による整備を促進する必要がある。
- ・山間部等における災害時の孤立防止のため、携帯電話不感地域の対応として、衛星通信網等を活用した多様な伝達手段の確保を促進する必要がある。

○中山間地域の避難対策

- ・山間部は災害時に孤立の可能性のある小規模集落・高齢集落が存在することから、一時的な避難場所の確保や、UAVなどの離着陸場所の適地選定等の防災対策を促進する必要がある。

○道路の防災対策の推進

(道路の防災対策)

- ・大規模災害時における救助・救援活動や緊急物資輸送のため、緊急輸送道路において、橋梁の耐震補強や流失防止対策、斜面の防災対策、冠水対策や無電柱化を推進する必要がある。
- ・緊急輸送道路・重要物流道路下に埋設している上下水道管等の老朽化により、道路陥没等の事故が生じ、人命や社会経済活動に甚大な影響をもたらすおそれがあることから、定期点検

を実施するとともに、老朽化した施設の更新等を推進する必要がある。

- ・道路区域内に存在している耐震化されていない防火水槽は、大規模地震時に道路の陥没などの危険性があるため、長寿命化対策等を講じるか撤去する必要がある。

(道路施設の老朽化対策)

- ・大規模災害時にも道路の機能を発揮させるため、橋梁等については定期点検を行い、健全度の把握を進めるとともに、道路施設の長寿命化計画等を策定し、計画に基づく修繕・更新を推進する必要がある。
- ・道路施設の点検・診断、修繕・更新を着実に実施するため、A I等のデジタル技術を活用し、維持管理の高度化・効率化を推進する必要がある。

○道路ネットワークの整備

- ・大規模災害時にも機能する信頼性の高い道路ネットワークを構築するため、地域の課題や利用者ニーズを踏まえながら、幹線道路や身近な生活道路の整備を推進する必要がある。

○山地災害対策の推進

(治山事業の推進)

- ・近年の局地的な豪雨により山地災害が多発している現状を踏まえ、特に、山麓に近接した集落の安全性の向上を図るため、国の補助制度等を活用した復旧対策や予防対策を通じて、計画的に山地防災機能の強化を図る必要がある。

重要業績評価指標 (KPI)	現状値
【再掲】橋梁の耐震補強実施数 (累計)	5 橋 (令和7年度)
【再掲】橋梁長寿命化計画に基づく修繕実施数 (累計)	11 橋 (令和7年度)

2-7) 大規模な自然災害と感染症との同時発生

○感染症対策の推進

- ・被災地において、感染症が発生・まん延しないよう集団免疫獲得のため、平時から定期的予防接種の対象者が確実に予防接種を受ける必要がある。

○上下水道施設等の耐震化等の促進

(水道機能の確保)

- ・災害時における水道の長期間にわたる機能停止を防ぐため、水道基幹施設の耐震化を図るとともに、必要に応じて広域連携を考慮した施設整備計画を策定する必要がある。
- ・災害時においても防災拠点施設、大規模避難所及び災害拠点病院等における水道供給システムを維持し続けるために、水道管路の耐震化を図る必要がある。

(下水道機能の確保)

- ・災害時における下水道の長期間にわたる機能停止を防ぐため、下水道施設の老朽化対策や耐震化等を、下水道ストックマネジメント計画等に基づき着実に進めていく必要がある。
- ・下水道施設が被災した場合に、早期に機能を回復させるため、下水道BCPの実効性を高める必要がある。

○合併処理浄化槽設置整備事業の推進

- ・合併処理浄化槽は、災害に強く早期に復旧可能であり、頻発する災害への対応力強化の観点からも単独処理浄化槽やくみ取りからの転換を促進する必要がある。

重要業績評価指標 (KPI)	現状値
予防接種法に基づく予防接種MR (麻しん・風疹混合) 接種率	第1期 96.5%、第2期 94.1% (令和6年度)
【再掲】水道の急所施設である導水管・送水管の耐震化完了率	48.7% (令和6年度)
下水道の急所施設である下水道管路の耐震化完了率	0% (令和5年度)

3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

3-1) 被災による現地の消防機能の大幅な低下による救出救助活動の遅れ

○消防施設等の耐震化

(消防施設の耐震化)

- ・救助・救急活動等の中枢的な役割を担う防災活動拠点となる消防施設の機能を確保するため、消防署等の耐震化等を促進する必要がある。

(消防水利施設の整備)

- ・市内には水利不便地域が多く、消火活動に支障をきたす場合もあるため、大規模災害時や水道断水時にも対応できるよう、消火栓との適切な組み合わせを図りながら必要な地域に耐震防火水槽を設置する必要がある。

○救助救出活動の充実強化

(装備資機材の整備・高度化)

- ・災害発生時の救出救助活動を迅速・的確に実施するため、消防の装備資機材の整備・充実や、高度化を図る必要がある。

○消防職員・消防団員等の確保・育成

- ・地域防災体制の強化に向けて、消防団員の処遇や装備の拡充・改善を図るとともに、火災予防や防災啓発活動、訓練・指導を活性化し、団員の資質向上に努める。さらに、広報活動や消防団協力事業所表彰などを通じて、消防団員の確保に努める必要がある。

重要業績評価指標 (KPI)	現状値
消防団員の条例定数に対する充足率	72.5% (令和7年度)

3-2) 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

○業務継続計画 (BCP) の実効性に向けた取組

- ・策定済みのBCPの見直しや、各所属における周知徹底など、実効性の確保に向けた取組を進める必要がある。

○防災拠点となる公共施設等の強化

(防災拠点となる公共施設等の耐震化)

- ・公共施設は、災害対応の拠点となる重要な施設であり、耐震改修工事や建替等の取組を推進する必要がある。

(防災拠点施設における上下水道システムの確保)

- ・避難、救護その他応急対策活動の拠点となる施設における上下水道システムの確保のため、防災

拠点施設までの水道施設及び防災拠点施設からの下水道施設の耐震化を図る。

(防災拠点施設における電力の確保)

- ・避難、救護その他応急対策活動の拠点となる施設における電力の確保が求められることから、自立・分散型電力の確保や、省・創・蓄エネ設備の普及拡大を図る必要がある。

○消防施設等の耐震化

(消防施設の耐震化)

- ・救助・救急活動等の中核的な役割を担う防災活動拠点となる消防施設の機能を確保するため、消防署等の耐震化等を促進する必要がある。

(消防水利施設の整備)

- ・市内には水利不便地域が多く、消火活動に支障をきたす場合もあるため、大規模災害時や水道断水時にも対応できるよう、消火栓との適切な組み合わせを図りながら必要な地域に耐震防火水槽を設置する必要がある。

○住宅・建築物等の耐震化

(住宅の耐震化)

- ・住宅の耐震化率は、84.2%（令和5年度）と、山口県86.1%（令和5年度）、全国水準（約87%、H30）を下回っていることから、住宅耐震診断・耐震改修への更なる支援や、必要な情報を的確に提供できるよう、より効果的な耐震化に係る普及啓発を行い、住宅の耐震化を促進する必要がある。

(大規模建築物の耐震化)

- ・多数の者が利用する建築物等について、引き続き耐震診断や耐震改修を支援し、耐震化を促進する必要がある。

○災害時の情報伝達の強化

(防災行政無線の耐災害性の強化)

- ・市災害対策本部における災害対応に必要な情報の迅速な収集・共有や、市民に対する防災情報の伝達が可能となるよう、防災行政無線について、その耐災害性の向上や情報・通信システムの冗長性の確保に努めるとともに、多様な情報収集・伝達手段の確保を図る必要がある。

○情報通信技術における業務継続計画（ICT-BCP）の推進

- ・策定済みの業務継続計画等（BCP、ICT-BCP）に基づき、災害発生時においても非常時優先業務に係る必要人数、参集可能職員数、非常時優先業務を支えるシステムやネットワーク等の稼働を確保するとともに、職員への周知徹底を図るなど、実効性の確保に努める。

○道路の防災対策の推進

(道路の防災対策)

- ・大規模災害時における救助・救援活動や緊急物資輸送のため、緊急輸送道路において、橋梁の耐震補強や流失防止対策、斜面の防災対策、冠水対策や無電柱化を推進する必要がある。
- ・緊急輸送道路・重要物流道路下に埋設している上下水道管等の老朽化により、道路陥没等の事故が生じ、人命や社会経済活動に甚大な影響をもたらすおそれがあることから、定期点検を実施するとともに、老朽化した施設の更新等を推進する必要がある。
- ・道路区域内に存在している耐震化されていない防火水槽は、大規模地震時に道路の陥没などの危険性があるため、長寿命化対策等を講じるか撤去する必要がある。

(道路施設の老朽化対策)

- ・大規模災害時にも道路の機能を発揮させるため、橋梁等については定期点検を行い、健全度の把握を進めるとともに、道路施設の長寿命化計画等を策定し、計画に基づく修繕・更新を推進する必要がある。
- ・道路施設の点検・診断、修繕・更新を着実に実施するため、A I等のデジタル技術を活用し、維持管理の高度化・効率化を推進する必要がある。

○道路ネットワークの整備

- ・大規模災害時にも機能する信頼性の高い道路ネットワークを構築するため、地域の課題や利用者ニーズを踏まえながら、幹線道路や身近な生活道路の整備を推進する必要がある。

○津波・高潮対策の推進

(海岸保全施設の整備)

- ・過去に繰り返し甚大な被害が発生した高潮や、発生が懸念される地震・津波に備えるため、海岸保全基本計画に基づき、計画的に海岸保全施設の整備・点検を推進するとともに、長寿命化計画に基づき、U A V等のデジタル技術の活用により、インフラメンテナンスの高度化・効率化を推進し、老朽化対策を進める。

○洪水対策の推進

(河川改修の推進)

- ・近年の気候変動を考慮すると、集中豪雨はいつどこで発生してもおかしくない状況にあり、市民の暮らしの安心・安全を確保するためには、洪水対策が重要であることから、河川浚渫等の維持管理を着実に推進する必要がある。
- ・河川の変状を早期に発見し、対応を図るため、航空レーザ測量やU A V等のデジタル技術を活用した河川の変状監視を推進する必要がある。

重要業績評価指標 (KPI)	現状値
防災拠点等となる公共施設（地域交流センター）の耐震化済施設数	7 施設（令和 7 年度）
防災拠点の再生可能エネルギー普及率	12.5%（令和 5 年度）
【再掲】水道の急所施設である導水管・送水管の耐震化完了率	48.7%（令和 6 年度）
【再掲】下水道の急所施設である下水道管路の耐震化完了率	0%（令和 5 年度）
住宅の耐震化率	84.2%（令和 5 年度）
【再掲】耐震診断義務付け対象建築物の耐震化率	50%（令和 7 年度）
【再掲】橋梁の耐震補強実施数	5 橋（令和 7 年度）
【再掲】橋梁長寿命化計画に基づく修繕実施数（累計）	11 橋（令和 7 年度）
【再掲】緊急輸送道路・重要物流道路下の水道老朽铸铁管延長	5.2km（令和 6 年度）

4 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

4-1) サプライチェーンの寸断等による企業の生産力・経営執行力低下による事業活動の縮小・停止

○企業BCP策定の支援

- ・ B C Pを策定していない中小企業について、事業継続力強化計画の策定・認定支援等を通じた策定支援を行うとともに、策定済の中小企業についても、関係企業と連携した B C Pの策定等、内容の充実に向けた支援を行う必要がある。

○上水道及び工業用水道の安定供給

- ・ 大規模災害時において、上水道及び工業用水道の早期復旧は、社会経済活動の早期復旧に多大な影響を与えることから、安定供給に向けてあらゆる検討を行う必要がある。

○道路の防災対策の推進

(道路の防災対策)

- ・ 大規模災害時における救助・救援活動や緊急物資輸送のため、緊急輸送道路において、橋梁の耐震補強や流失防止対策、斜面の防災対策、冠水対策や無電柱化を推進する必要がある。
- ・ 緊急輸送道路・重要物流道路下に埋設している上下水道管等の老朽化により、道路陥没等の事故が生じ、人命や社会経済活動に甚大な影響をもたらすおそれがあることから、定期点検を実施するとともに、老朽化した施設の更新等を推進する必要がある。
- ・ 道路区域内に存在している耐震化されていない防火水槽は、大規模地震時に道路の陥没などの危険性があるため、長寿命化対策等を講じるか撤去する必要がある。

(道路施設の老朽化対策)

- ・ 大規模災害時にも道路の機能を発揮させるため、橋梁等については定期点検を行い、健全度の把握を進めるとともに、道路施設の長寿命化計画等を策定し、計画に基づく修繕・更新を推進する必要がある。
- ・ 道路施設の点検・診断、修繕・更新を着実に実施するため、A I等のデジタル技術を活用し、維持管理の高度化・効率化を推進する必要がある。

○道路ネットワークの整備

- ・ 大規模災害時にも機能する信頼性の高い道路ネットワークを構築するため、地域の課題や利用者ニーズを踏まえながら、幹線道路や身近な生活道路の整備を推進する必要がある。

○港湾・空港施設の整備等

(港湾施設の整備)

- ・ 大規模災害時において、港湾施設は緊急物資海上輸送基地として非常に重要な施設であり、その機能が確保できるよう、県や関係機関と連携して岸壁等の耐震化を進める必要がある。
- ・ 重要港湾（小野田港）において、大規模地震等により突発的な港湾運営環境の危機的事象が発生しても、港湾機能の低下を最小限に抑えられるよう、対応の方針、体制等を示すとともに、それを実現するための対策を取りまとめた「山口県港湾事業継続計画（H29.2）」（港湾 B C P）の策定が完了しているが、この計画に基づき、県や関係機関と連携して対応していく必要がある。

(漁港施設の整備)

- ・ 老朽化する漁港施設について、機能保全計画（個別施設計画）を策定し、施設の維持管理・更新等の老朽化対策を推進する必要がある。

○津波・高潮対策の推進

(海岸保全施設の整備)

- ・ 過去に繰り返し甚大な被害が発生した高潮や、発生が懸念される地震・津波に備えるため、海岸保全基本計画に基づき、計画的に海岸保全施設の整備・点検を推進するとともに、長寿命化計画に基づき、U A V等のデジタル技術の活用により、インフラメンテナンスの高度化・効率化を推

進し、老朽化対策を進める。

(高潮ハザードマップの整備)

- ・国のマニュアルに基づく最大規模の高潮による浸水想定に対応した高潮ハザードマップの整備に取り組む必要がある。

○洪水対策の推進

(河川改修の推進)

- ・近年の気候変動を考慮すると、集中豪雨はいつどこで発生してもおかしくない状況にあり、市民の暮らしの安心・安全を確保するためには、洪水対策が重要であることから、河川浚渫等の維持管理を着実に推進する必要がある。
- ・河川の変状を早期に発見し、対応を図るため、航空レーザ測量やUAV等のデジタル技術を活用した河川の変状監視を推進する必要がある。

重要業績評価指標 (KPI)	現状値
【再掲】 橋梁の耐震補強実施数	5 橋 (令和 7 年度)
【再掲】 橋梁長寿命化計画に基づく修繕実施数 (累計)	11 橋 (令和 7 年度)
【再掲】 緊急輸送道路・重要物流道路下の水道老朽铸铁管延長	5.2km (令和 6 年度)

4-2) コンビナート・高圧ガス施設等の重要な産業施設の損壊、火災、爆発等に伴う有害物質等の大規模拡散・流出

○有害物質対策の推進

- ・災害時の有害物質の生活環境への排出を防止するため、事業者に対して、有害物質の使用・保管管理及び流出・拡散の未然防止の監視など、防災対策の徹底を促す必要がある。

○石油コンビナート防災対策の強化

(石油コンビナート防災体制の強化)

- ・コンビナートにおける重大な事故(大規模な火災、爆発等)の発生は、起きてはならない事態であるため、市として防災計画の見直し・修正や、防災訓練、保安担当者会議等で、事故防止対策の推進を継続的に行う必要がある。
- ・石油コンビナート等総合防災訓練により、災害時における防災関係機関との連携による防災活動の習熟や、防災関係機関相互の協力体制の強化を、継続的に図る必要がある。

(石油コンビナート区域の耐震強化)

- ・石油タンクについては耐震基準適合済であり、防災計画を踏まえた被害軽減措置及び地震被害を想定した防災訓練等により、防災体制の強化を図る必要がある。

○津波・高潮対策の推進

(海岸保全施設の整備)

- ・過去に繰り返し甚大な被害が発生した高潮や、発生が懸念される地震・津波に備えるため、海岸保全基本計画に基づき、計画的に海岸保全施設の整備・点検を推進するとともに、長寿命化計画に基づき、UAV等のデジタル技術の活用により、インフラメンテナンスの高度化・効率化を推進し、老朽化対策を進める。

(高潮ハザードマップの整備)

- ・国のマニュアルに基づく最大規模の高潮による浸水想定に対応した高潮ハザードマップの

整備に取り組む必要がある。

4-3) 基幹的交通ネットワークの機能停止

○道路の防災対策の推進

(道路の防災対策)

- ・大規模災害時における救助・救援活動や緊急物資輸送のため、緊急輸送道路において、橋梁の耐震補強や流失防止対策、斜面の防災対策、冠水対策や無電柱化を推進する必要がある。
- ・緊急輸送道路・重要物流道路下に埋設している上下水道管等の老朽化により、道路陥没等の事故が生じ、人命や社会経済活動に甚大な影響をもたらすおそれがあることから、定期点検を実施するとともに、老朽化した施設の更新等を推進する必要がある。
- ・道路区域内に存在している耐震化されていない防火水槽は、大規模地震時に道路の陥没などの危険性があるため、長寿命化対策等を講じるか撤去する必要がある。

(道路施設の老朽化対策)

- ・大規模災害時にも道路の機能を発揮させるため、橋梁等については定期点検を行い、健全度の把握を進めるとともに、道路施設の長寿命化計画等を策定し、計画に基づく修繕・更新を推進する必要がある。
- ・道路施設の点検・診断、修繕・更新を着実に実施するため、A I等のデジタル技術を活用し、維持管理の高度化・効率化を推進する必要がある。

○道路ネットワークの整備

- ・大規模災害時にも機能する信頼性の高い道路ネットワークを構築するため、地域の課題や利用者ニーズを踏まえながら、幹線道路や身近な生活道路の整備を推進する必要がある。

○港湾・空港施設の整備等

(港湾施設の整備)

- ・大規模災害時において、港湾施設は緊急物資海上輸送基地として非常に重要な施設であり、その機能が確保できるよう、県や関係機関と連携して岸壁等の耐震化を進める必要がある。
- ・重要港湾（小野田港）において、大規模地震等により突発的な港湾運営環境の危機的事象が発生しても、港湾機能の低下を最小限に抑えられるよう、対応の方針、体制等を示すとともに、それを実現するための対策を取りまとめた「山口県港湾事業継続計画（H29.2）」（港湾BCP）の策定が完了しているが、この計画に基づき、県や関係機関と連携して対応していく必要がある。

(漁港施設の整備)

- ・老朽化する漁港施設について、機能保全計画（個別施設計画）を策定し、施設の維持管理・更新等の老朽化対策を推進する必要がある。

○津波・高潮対策の推進

(海岸保全施設の整備)

- ・過去に繰り返し甚大な被害が発生した高潮や、発生が懸念される地震・津波に備えるため、海岸保全基本計画に基づき、計画的に海岸保全施設の整備・点検を推進するとともに、長寿命化計画に基づき、UAV等のデジタル技術の活用により、インフラメンテナンスの高度化・効率化を推進し、老朽化対策を進める。

(高潮ハザードマップの整備)

- ・国のマニュアルに基づく最大規模の高潮による浸水想定に対応した高潮ハザードマップの整備に取り組む必要がある。

○洪水対策の推進

(河川改修の推進)

- ・近年の気候変動を考慮すると、集中豪雨はいつどこで発生してもおかしくない状況にあり、市民の暮らしの安心・安全を確保するためには、洪水対策が重要であることから、河川浚渫等の維持管理を着実に推進する必要がある。
- ・河川の変状を早期に発見し、対応を図るため、航空レーザ測量やUAV等のデジタル技術を活用した河川の変状監視を推進する必要がある。

重要業績評価指標 (KPI)	現状値
【再掲】橋梁長寿命化計画に基づく修繕実施数 (累計)	11 橋 (令和 7 年度)
【再掲】橋梁長寿命化計画に基づく点検	23 橋 (令和 6 年度)
【再掲】緊急輸送道路・重要物流道路下の水道老朽铸铁管延長	5.2km (令和 6 年度)

4-4) 食料等の安定供給の停滞に伴う市民生活・社会経済活動への甚大な影響

○農業生産基盤の整備・保全

- ・区画が狭小で農道や水路が整備されていない農地は、被災を機に、耕作放棄地化するおそれがあることから、区画整理等を行い、農業生産力を強化する必要がある。
- ・畑作物の生産を拡大し、食料の安定供給を図るためには、水田の高機能化を進め、土地利用率を向上させる必要がある。
- ・農事組合法人を中心とした営農の継続や集落機能の維持を図るためには、中山間地域への支援が必要である。
- ・農業生産法人や土地改良区に加えて、自治会や子ども会等の非農家との連携を進めることによって活動組織を強化し、地域が一体となった農地や農業用施設の保全活動を推進する必要がある。

○農地防災の推進

- ・本市のため池は、築造年が古いものが多く老朽化が進んでおり、豪雨等で決壊し、下流の人家や公共施設に被害を与えるおそれがあることから、ため池の改修や廃止等の対策に取り組んでいく必要がある。
- ・地すべりの危険性のある個所について、地すべりによる災害を未然に防ぐ必要がある。
- ・老朽化した農業用施設は、豪雨や地震時等に機能不全になり、農業生産が停滞するおそれがあることから、施設の修繕や更新等の長寿命化対策に取り組んでいく必要がある。
- ・河川流水の流下を阻害する要因ともなる頭首工を改修し、豪雨等による災害を未然に防ぐ必要がある。
- ・老朽化が進んでいる排水機場の改修等を行い、豪雨等による農地や人家・公共施設等の湛水を未然に防ぐ必要がある。

○農業生産体制の強化

- ・事前の災害情報及び技術対策資料の提供、災害発生後の関係機関との連携による被害実態の把握

や被害状況に則した技術対策の樹立については、速やかに実施している。

- ・食料等の調達・安定供給については、災害発生時の交通・通信の途絶のため、受託事業者からの災害救助用米穀の迅速な輸送ができないことが懸念される。

○救援物資の輸送等

- ・災害応急対策活動を円滑に実施するため、緊急輸送道路や重要物流道路の確保と、これを中心とした災害道路ネットワークの構築が必要である。また、山口県道路啓開計画に沿って市内緊急輸送道路等の啓開作業に速やかに対応する必要がある。
- ・山間部は災害時に孤立の可能性のある小規模集落・高齢集落が存在することから、一時的な避難場所への物流手段として、UAVなどを活用する体制を整える必要がある。
- ・陸上交通経路の遮断や、離島航路の不通等、最悪の事態発生時における物資の運搬等に備え、関係機関と連携して漁業調査船及び漁業取締船を活用する体制を整える必要がある。

○道路の防災対策の推進

(道路の防災対策)

- ・大規模災害時における救助・救援活動や緊急物資輸送のため、緊急輸送道路において、橋梁の耐震補強や流失防止対策、斜面の防災対策、冠水対策や無電柱化を推進する必要がある。
- ・緊急輸送道路・重要物流道路下に埋設している上下水道管等の老朽化により、道路陥没等の事故が生じ、人命や社会経済活動に甚大な影響をもたらすおそれがあることから、定期点検を実施するとともに、老朽化した施設の更新等を推進する必要がある。
- ・道路区域内に存在している耐震化されていない防火水槽は、大規模地震時に道路の陥没などの危険性があるため、長寿命化対策等を講じるか撤去する必要がある。

(道路施設の老朽化対策)

- ・大規模災害時にも道路の機能を発揮させるため、橋梁等については定期点検を行い、健全度の把握を進めるとともに、道路施設の長寿命化計画等を策定し、計画に基づく修繕・更新を推進する必要がある。
- ・道路施設の点検・診断、修繕・更新を着実に実施するため、AI等のデジタル技術を活用し、維持管理の高度化・効率化を推進する必要がある。

○道路ネットワークの整備

- ・大規模災害時にも機能する信頼性の高い道路ネットワークを構築するため、地域の課題や利用者ニーズを踏まえながら、幹線道路や身近な生活道路の整備を推進する必要がある。

○港湾・空港施設の整備等

(港湾施設の整備)

- ・大規模災害時において、港湾施設は緊急物資海上輸送基地として非常に重要な施設であり、その機能が確保できるよう、県や関係機関と連携して岸壁等の耐震化を進める必要がある。
- ・重要港湾（小野田港）において、大規模地震等により突発的な港湾運営環境の危機的事象が発生しても、港湾機能の低下を最小限に抑えられるよう、対応の方針、体制等を示すとともに、それを実現するための対策を取りまとめた「山口県港湾事業継続計画（H29.2）」（港湾BCP）の策定が完了しているが、この計画に基づき、県や関係機関と連携して対応していく必要がある。

(漁港施設の整備)

- ・老朽化する漁港施設について、機能保全計画（個別施設計画）を策定し、施設の維持管理・更新等の老朽化対策を推進する必要がある。

重要業績評価指標 (KPI)	現状値
【再掲】防災重点農業用ため池の整備箇所数	2 箇所 (令和 7 年度)
農業施設整備箇所数 (累計)	4 箇所 (令和 7 年度)
【再掲】橋梁長寿命化計画に基づく修繕実施数 (累計)	11 橋 (令和 7 年度)
【再掲】橋梁長寿命化計画に基づく点検	23 橋 (令和 6 年度)
【再掲】緊急輸送道路・重要物流道路下の水道老朽铸铁管延長	5.2km (令和 6 年度)

4-5) 農地・森林や生態等の被害に伴う荒廃・多面的機能の低下

○山地災害対策の推進

(治山事業の推進)

- ・治山ダム等の整備は着実に推進しているが、近年の局地的な豪雨により山地災害が多発しており、その復旧対策や山地災害の発生を未然に防止する予防対策のため、今後も計画的に整備を進める必要がある。

(保安林指定の推進)

- ・水源のかん養や山地災害防止等、森林の有する公益的機能を発揮させるため、保安林指定については着実に推進している。今後も、ダム上流や砂防指定地上流において重要な役割を果たしている森林等について計画的に保安林指定を進める必要がある。

(荒廃森林の整備)

- ・奥山等の荒廃した森林の公益的機能の回復を図るため、荒廃森林の整備を着実に推進している。今後も、人工林の間伐や繁茂竹林の伐採等により、森林の有する公益的機能の回復を推進する必要がある。

○農業生産基盤の整備・保全

- ・農業生産法人や土地改良区に加えて、自治会や子ども会等の非農家との連携を進めることによって活動組織を強化し、地域が一体となった農地や農業用施設の保全活動を推進する必要がある。

5 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、情報通信サービス、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

5-1) テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNS等、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態

○情報通信技術における業務継続計画 (ICT-BCP) の推進

- ・災害発生時においても、応急業務や優先度の高い通常業務を支えるシステムやネットワーク等の

稼働が確保できるよう、情報通信技術における業務継続計画（ICT-BCP）に沿って業務を行う体制を確保する必要がある。

○多様な情報伝達手段の確保

- ・市民の適切な避難行動につながるよう、迅速かつ的確な防災情報の伝達に向け、さらなる多重化に努め、定期的な情報伝達訓練を実施する必要がある。

○防災行政無線の耐災害性の強化

- ・市災害対策本部における災害対応に必要な情報の迅速な収集・共有や、市民に対する防災情報の伝達が可能となるよう、防災行政無線について、その耐災害性の向上や情報・通信システムの冗長性の確保に努めるとともに、多様な情報収集・伝達手段の確保を図る必要がある。

○通信事業者等の災害対応力強化

- ・通信事業者においては、災害時に備え、市と連携し、設置要請のあった避難所等における早期通信手段確保のための災害時用公衆電話の設置を進める。
- ・放送事業者においては、送信所の整備や予備電源設備等のバックアップ設備の整備など、災害時に放送中断がないよう放送体制の整備に取り組む必要がある。

5-2) 電力供給ネットワーク（発電所・送配電設備）や石油・LNPガス等の燃料供給施設等の機能停止

○電力の安定供給体制の確保

（電力の長期供給停止の防止）

- ・電気設備の自然災害に対する耐性評価、基準の整備等が、国において今後進められる。これらを踏まえ電気事業者は、発電所・送電線網や電力システムの災害対応力強化及び復旧迅速化を図る必要がある。

（発電施設の老朽化・耐震化対策等の推進）

- ・発電所の老朽化が進んでおり、長期的な視点に立って更新を進めることが必要である。

（再生可能エネルギーの導入促進）

- ・山口県地球温暖化対策実行計画（第2次計画改定版）に基づき、県内の自然特性に加え、再生可能エネルギーによる県内産業の技術力を活かし、省・創・蓄エネの組み合わせによる多様な再生可能エネルギーの導入に向けた取組を推進する必要がある。

○石油コンビナート防災対策の強化

（石油コンビナート防災体制の強化）

- ・コンビナートにおける重大な事故（大規模な火災、爆発等）の発生は、起きてはならない事態であるため、市として防災計画の見直し・修正や、防災訓練、保安担当者会議等で、事故防止対策の推進を継続的に行う必要がある。
- ・石油コンビナート等総合防災訓練により、災害時における防災関係機関との連携による防災活動の習熟や、防災関係機関相互の協力体制の強化を、継続的に図る必要がある。

（石油コンビナート区域の耐震強化）

- ・石油タンクについては耐震基準適合済であり、防災計画を踏まえた被害軽減措置及び地震

被害を想定した防災訓練等により、防災体制の強化を図る必要がある。

○道路の防災対策の推進

(道路の防災対策)

- ・大規模災害時における救助・救援活動や緊急物資輸送のため、緊急輸送道路において、橋梁の耐震補強や流失防止対策、斜面の防災対策、冠水対策や無電柱化を推進する必要がある。
- ・緊急輸送道路・重要物流道路下に埋設している上下水道管等の老朽化により、道路陥没等の事故が生じ、人命や社会経済活動に甚大な影響をもたらすおそれがあることから、定期点検を実施するとともに、老朽化した施設の更新等を推進する必要がある。
- ・道路区域内に存在している耐震化されていない防火水槽は、大規模地震時に道路の陥没などの危険性があるため、長寿命化対策等を講じるか撤去する必要がある。

(道路施設の老朽化対策)

- ・大規模災害時にも道路の機能を発揮させるため、橋梁等については定期点検を行い、健全度の把握を進めるとともに、道路施設の長寿命化計画等を策定し、計画に基づく修繕・更新を推進する必要がある。
- ・道路施設の点検・診断、修繕・更新を着実に実施するため、A I等のデジタル技術を活用し、維持管理の高度化・効率化を推進する必要がある。

○道路ネットワークの整備

- ・大規模災害時にも機能する信頼性の高い道路ネットワークを構築するため、地域の課題や利用者ニーズを踏まえながら、幹線道路や身近な生活道路の整備を推進する必要がある。

○津波・高潮対策の推進

(海岸保全施設の整備)

- ・過去に繰り返し甚大な被害が発生した高潮や、発生が懸念される地震・津波に備えるため、海岸保全基本計画に基づき、計画的に海岸保全施設の整備・点検を推進するとともに、長寿命化計画に基づき、U A V等のデジタル技術の活用により、インフラメンテナンスの高度化・効率化を推進し、老朽化対策を進める。

重要業績評価指標 (KPI)	現状値
公共施設の再生可能エネルギー発電出力	127.5 kw (令和6年度)
埋設ガス管の耐震化	90.3% (令和5年度)
【再掲】橋梁の耐震補強実施数	5橋 (令和7年度)
【再掲】橋梁長寿命化計画に基づく修繕実施数 (累計)	11橋 (令和7年度)
【再掲】緊急輸送道路・重要物流道路下の水道老朽铸铁管延長	5.2km (令和6年度)

5-3) 上下水道等の長期間にわたる機能停止

○上下水道施設等の耐震化等の促進

(下水道機能の確保)

- ・災害時における下水道の長期間にわたる機能停止を防ぐため、下水道施設の老朽化対策や耐震化等を、下水道ストックマネジメント計画等に基づき着実に進めていく必要がある。
- ・下水道施設が被災した場合に、早期に機能を回復させるため、下水道BCPの実効性を高め

る必要がある。

(水道機能の確保)

- ・水道施設の耐震化には費用と時間を要することから、将来を見据えた資産の効率的かつ効率的運用を定めたアセットマネジメント計画に基づき、施設の健全度・需要度に基づく施設整備計画を策定し、国の補助制度や効率的な整備に資する新技術等の活用等により事業の進捗を図る必要がある。
- ・災害時における水道の長期間にわたる機能停止を防ぐため、水道基幹施設の耐震化を図るとともに、必要に応じて広域連携を考慮した施設整備計画を策定する必要がある。
- ・災害時においても防災拠点施設、大規模避難所及び災害拠点病院等における水道供給システムを維持し続けるために、水道管路の耐震化を図る必要がある。

(応急給水体制の整備)

- ・日本水道協会や国土交通省等における応急給水体制が機能するよう、活動内容等の情報伝達方法、緊急時用の連絡網を整備することにより、正確かつ迅速な情報共有を図る必要がある。
- ・災害時における応急給水体制や応急復旧体制を確保するため、災害に応じた個別マニュアルや水道BCPに基づく訓練の実施や、定期的な見直しを行うとともに、応急給水に必要な体制の整備を促進する。

重要業績評価指標 (KPI)	現状値
【再掲】水道の急所施設である導水管・送水管の耐震化完了率	48.7% (令和6年度)
【再掲】下水道の急所施設である下水道管路の耐震化完了率	0% (令和5年度)

5-4) 地域交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

○道路の防災対策の推進

(道路の防災対策)

- ・大規模災害時における救助・救援活動や緊急物資輸送のため、緊急輸送道路において、橋梁の耐震補強や流失防止対策、斜面の防災対策、冠水対策や無電柱化を推進する必要がある。
- ・緊急輸送道路・重要物流道路下に埋設している上下水道管等の老朽化により、道路陥没等の事故が生じ、人命や社会経済活動に甚大な影響をもたらすおそれがあることから、定期点検を実施するとともに、老朽化した施設の更新等を推進する必要がある。
- ・道路区域内に存在している耐震化されていない防火水槽は、大規模地震時に道路の陥没などの危険性があるため、長寿命化対策等を講じるか撤去する必要がある。

(道路施設の老朽化対策)

- ・大規模災害時にも道路の機能を発揮させるため、橋梁等については定期点検を行い、健全度の把握を進めるとともに、道路施設の長寿命化計画等を策定し、計画に基づく修繕・更新を推進する必要がある。
- ・道路施設の点検・診断、修繕・更新を着実に実施するため、AI等のデジタル技術を活用し、維持管理の高度化・効率化を推進する必要がある。

○道路ネットワークの整備

- ・大規模災害時にも機能する信頼性の高い道路ネットワークを構築するため、地域の課題や

利用者ニーズを踏まえながら、幹線道路や身近な生活道路の整備を推進する必要がある。

○港湾・空港施設の整備等

(港湾施設の整備)

- ・大規模災害時において、港湾施設は緊急物資海上輸送基地として非常に重要な施設であり、その機能が確保できるよう、県や関係機関と連携して岸壁等の耐震化を進める必要がある。
- ・重要港湾（小野田港）において、大規模地震等により突発的な港湾運営環境の危機的事象が発生しても、港湾機能の低下を最小限に抑えられるよう、対応の方針、体制等を示すとともに、それを実現するための対策を取りまとめた「山口県港湾事業継続計画（H29.2）」（港湾BCP）の策定が完了しているが、この計画に基づき、県や関係機関と連携して対応していく必要がある。

(漁港施設の整備)

- ・老朽化する漁港施設について、機能保全計画（個別施設計画）を策定し、施設の維持管理・更新等の老朽化対策を推進する必要がある。

重要業績評価指標（KPI）	現状値
【再掲】橋梁の長寿命化計画に基づく修繕実施数（累計）	11 橋（令和 7 年度）
【再掲】橋梁長寿命化計画に基づく点検	23 橋（令和 6 年度）
【再掲】緊急輸送道路・重要物流道路下の水道老朽铸铁管延長	5.2km（令和 6 年度）

6 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・復興できる条件を整備する

6-1) 復旧復興を担う人材（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復旧復興が大幅に遅れる事態

○迅速な復旧・復興に向けた取組

(建設産業の担い手確保・育成)

- ・市内建設産業は、災害時の応急・復旧対策を担う中核的存在として重要な役割を果たしているが、業者数及び就業者数ともに長年にわたって減少傾向が続いており、このままでは、いずれその役割を果たせなくなることが懸念されている。将来にわたって、建設産業がその役割を果たし続けるには、マンパワーの絶え間ない確保が何より重要であり、担い手の確保・育成に継続的に取り組んでいく必要がある。

○応援協定の締結・拡充

- ・広域応援体制整備を進めてきており、今後は、円滑な運用に向け、訓練等を通じて実効性を高めていく必要がある。

重要業績評価指標 (KPI)	現状値
【再掲】災害時応援協定の締結数	62 協定 (令和 7 年度)
広域応援協定締結数	3 協定 (令和 7 年度)

6-2) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧復興が大幅に遅れる事態

○災害廃棄物処理対策の推進

- ・近年、大規模の自然災害等が頻発する中、災害発生時には山陽小野田市災害廃棄物処理計画に沿った災害廃棄物の処理体制の構築を図る必要がある。
- ・災害により各市町のごみ処理施設に被害が生じる等、処理が困難となる場合、近隣市町や近隣県へのごみ処理の受入調整を要する。このため、県内市町での相互支援体制や中国地区での広域に渡る災害廃棄物処理に係る連携・協力体制の強化が必要である。

6-3) 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧復興が大幅に遅れる事態

○消防職員・消防団員等の確保・育成

- ・県消防学校において実施している教育訓練に、消防職員及び消防団員等を積極的に参加させ、各種資格についても計画的に取得させながら、緊急対応の習熟を図る必要がある。
- ・地域防災体制の強化に向けて、消防団員の処遇や装備の拡充・改善を図るとともに、火災予防や防災啓発活動、訓練・指導を活性化し、団員の資質向上に努める。さらに、広報活動や消防団協力事業所表彰などを通じて、消防団員の確保に努める必要がある。

○地域防災力の充実強化

(地域ぐるみの防災活動の促進)

- ・地域における防災活動を促進するため、各地域で図上訓練、実働訓練等の実施や地域ぐるみによる防災活動の取組支援など、県と連携して、地域防災力の充実・強化に努める必要がある。

○消防施設等の耐震化

(消防施設の耐震化)

- ・救助・救急活動等の中枢的な役割を担う防災活動拠点となる消防施設の機能を確保するため、消防署の耐震化等を行う必要がある。

(消防水利施設の整備)

- ・市内には水利不便地域が多く、消火活動に支障をきたす場合もあるため、大規模災害時や水道断水時にも対応できるよう、消火栓との適切な組み合わせを図りながら必要な地域に耐震防火水槽を設置する必要がある。

○救助救出活動の充実強化

(ヘリコプターによる支援体制の整備)

- ・消防防災ヘリコプターによる災害対応をより円滑に安全に実施するため、その支援と併せ、緊急時の離着陸場の確保を進める。

(装備資機材の整備・高度化)

- ・迅速かつ的確な救出救助活動を図るため、消防の各種装備資機材の整備の充実や高度化を推進し、災害対応能力の強化を図る必要がある。

(警察通信システムの確保)

- ・災害発生時、警察を含む関係機関との通信システムが機能停止とならないよう、機能を維持するための通信機器等の整備を促進する必要がある。

○警察・消防・自衛隊・海上保安庁等の関係機関の連携強化

- ・各種会議や訓練の実施等、警察・消防・自衛隊・海上保安庁等との連携強化を維持しつつ、現場活動を支援し得る施設等の関連情報があれば、関係機関に提供する必要がある。
- ・気象警報等発令時や災害発生中における、県と関係機関との効率的な情報共有システムの必要性、あり方等について、防災システム担当、警察や消防・自衛隊・海上保安庁等の関係機関の意見も伺いながら検討する必要がある。

○防災教育等

(防災教育等)

- ・停電を想定した避難訓練や本震と余震を想定した避難訓練の実施のほか、より実効性のある日時等を事前に告げない避難訓練の実施に向けて、好事例の情報発信や啓発活動に取り組む必要がある。
- ・学校教育や避難・伝達訓練などの様々な取組を通じて、防災意識を着実に向上させるため、VR等のデジタル技術を活用したリアルな災害体験などを通じて、自助・共助となる力の育成を図る必要がある。
- ・山陽小野田市WEBマップや山陽小野田市防災気象情報システムを活用した防災教育を推進するとともに、これまで以上に大学、气象台、防災士等の専門機関や関係機関、専門家等の知見を活かした防災教育を促進する必要がある。

重要業績評価指標 (KPI)	現状値
消防団員の条例定数に対する充足率	72.5% (令和7年度)
自主防災組織率	93.91% (令和7年度)

6-4) 基幹インフラの損壊により復旧復興が大幅に遅れる事態

○道路の防災対策の推進

(道路の防災対策)

- ・大規模災害時における救助・救援活動や緊急物資輸送のため、緊急輸送道路において、橋梁の耐震補強や流失防止対策、斜面の防災対策、冠水対策や無電柱化を推進する必要がある。
- ・緊急輸送道路・重要物流道路下に埋設している上下水道管等の老朽化により、道路陥没等の事故が生じ、人命や社会経済活動に甚大な影響をもたらすおそれがあることから、定期点検を実施するとともに、老朽化した施設の更新等を推進する必要がある。
- ・道路区域内に存在している耐震化されていない防火水槽は、大規模地震時に道路の陥没などの危険性があるため、長寿命化対策等を講じるか撤去する必要がある。

(道路施設の老朽化対策)

- ・大規模災害時にも道路の機能を発揮させるため、橋梁等については定期点検を行い、健全度の把握を進めるとともに、道路施設の長寿命化計画等を策定し、計画に基づく修繕・更

新を推進する必要がある。

- ・道路施設の点検・診断、修繕・更新を着実に実施するため、A I等のデジタル技術を活用し、維持管理の高度化・効率化を推進する必要がある。

○道路ネットワークの整備

- ・大規模災害時にも機能する信頼性の高い道路ネットワークを構築するため、地域の課題や利用者ニーズを踏まえながら、幹線道路や身近な生活道路の整備を推進する必要がある。

○港湾・空港施設の整備等

(港湾施設の整備)

- ・大規模災害時において、港湾施設は緊急物資海上輸送基地として非常に重要な施設であり、その機能が確保できるよう、県や関係機関と連携して岸壁等の耐震化を進める必要がある。
- ・重要港湾（小野田港）において、大規模地震等により突発的な港湾運営環境の危機的事象が発生しても、港湾機能の低下を最小限に抑えられるよう、対応の方針、体制等を示すとともに、それを実現するための対策を取りまとめた「山口県港湾事業継続計画（H29.2）」（港湾BCP）の策定が完了しているが、この計画に基づき、県や関係機関と連携して対応していく必要がある。

(漁港施設の整備)

- ・老朽化する漁港施設について、機能保全計画（個別施設計画）を策定し、施設の維持管理・更新等の老朽化対策を推進する必要がある。

○上水道及び工業用水道の安定供給

- ・大規模災害時において、上水道及び工業用水道の早期復旧は、社会経済活動の早期復旧に多大な影響を与えることから、安定供給に向けてあらゆる検討を行う必要がある。

○迅速な復旧・復興に向けた取組

(地籍調査の促進)

- ・地籍調査は、正確な土地の基礎的情報の明確化を通じて、事前防災対策の推進や被災後の復旧・復興事業の迅速化に寄与するため、正確かつ最新の調査データを維持していく必要がある。

○被災者生活支援システムの活用

- ・被災者の迅速な生活再建を実現するため、被災者生活再建支援システムの活用を推進する必要がある。

重要業績評価指標（KPI）	現状値
【再掲】橋梁長寿命化計画に基づく修繕実施数（累計）	11橋（令和7年度）
【再掲】橋梁長寿命化計画に基づく点検	23橋（令和6年度）
【再掲】緊急輸送道路・重要物流道路下の水道老朽铸铁管延長	5.2km（令和6年度）

6-5) 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

○迅速な復旧・復興に向けた取組

(応急仮設住宅の迅速な供与)

- ・想定される最大の被害に基づく応急仮設住宅の必要戸数の建設に必要な面積が十分に確保できているだけでなく、また設置に当たってのライフライン等との接続も調査が必要であり、引き続き建設候補地の選定が必要である。また、平常時から市町や関係団体と連携して、応急仮設住宅の

供与に向けた検討・調整をしておく必要がある。

6-6) 貴重な文化財や環境的資産の喪失等による有形・無形の文化の衰退・損失

○文化財防災対策の促進

- ・過疎化・少子高齢化の進行、さらには大規模な災害の発生により、無形民俗文化財が消滅する可能性は高くなっていることから、映像等のデジタルデータによる記録保存を促進する必要も高まっている。
- ・指定・未指定に関わらず、地域の貴重な財産である文化財を後世に残していくため、現状を把握して、適正な保存管理に努める必要がある。
- ・文化財建造物を災害から守り、利用者の安全を確保するため、文化財の特性に応じた防災対策を促進する必要がある。
- ・歴史的建造物の専門家や民間団体（建築士会）等との連携をより強化し、災害時に備えて受援体制の整備を進める必要である。

6-7) 風評被害等による地域経済等への甚大な影響

○的確な情報の発信

- ・災害発生時に、関係機関とも連携しながら、多様な伝達手段を用いて正しい情報を的確に発信する必要がある。

(2) 施策分野ごとの脆弱性評価結果

(個別施策分野)

1) 行政機能／消防等／防災教育等

《行政機能》

○防災拠点となる公共施設等の強化

(防災拠点となる公共施設等の耐震化)

- ・公共施設は、災害対応の拠点となる重要な施設であり、耐震改修工事や建替等の取組を推進する必要がある。

(防災拠点施設における電力の確保)

- ・避難、救護その他応急対策活動の拠点となる施設における電力の確保が求められることから、自立・分散型電力の確保や、省・創・蓄エネ設備の普及拡大を図る必要がある。

(防災拠点施設における上下水道システムの確保)

- ・避難、救護その他応急対策活動の拠点となる施設における上下水道システムの確保のため、防災拠点施設までの水道施設及び防災拠点施設からの下水道施設の耐震化を図る。

○業務継続計画等（BCP、ICT-BCP）の実効性に向けた取組

- ・災害発生時においても、応急業務や優先度の高い通常業務を支えるシステムやネットワーク等の稼働が確保できるよう、業務継続計画等（BCP、ICT-BCP）に基づき、平時において点検・訓練等を実施するとともに業務継続計画等（BCP、ICT-BCP）を定期的に見直す必要がある。

○応援協定の締結・拡充

- ・広域応援体制整備を進めてきており、今後は、円滑な運用に向け、訓練等を通じて実効性を高めていく必要がある。

○避難体制の整備

(避難体制の整備)

- ・大規模災害に備え、各地区において「避難所運営の手引き」の作成を支援し、地元住民による自主的な避難所運営ができる体制を整えていく必要がある。
- ・防災に関する情報を、確実な避難行動に繋げていくため、地域の災害リスクをあらかじめ把握し、地域で呼びかけあって避難する具体的な体制づくりを進めていく必要がある。
- ・各地区における防災リーダーを確保・育成するため、山口県自主防災アドバイザー養成研修を活用して、防災士の確保に務める必要がある。

(避難所等の確保)

- ・災害の種類や被災状況（施設の被災を含む。）により、避難者数や収容者数は変わり、局所的に避難所・避難場所が不足する可能性もあることから、引き続き、施設改修による追加等、協定による民間施設の活用など避難先確保を図る必要がある。
- ・予備的な公共施設、協定による民間施設の活用、近隣市等との相互受入れ等により、収容先を確

保する必要がある。

(避難所備蓄品の整備)

- ・災害は予測が困難で、その規模や種類によって必要な備品は変わることから、避難所運営に必要な備蓄品の購入、管理、確認、見直しを行い、避難者のニーズに応じた備蓄品を整備する。

○中山間地域の避難対策

- ・山間部は災害時に孤立の可能性のある小規模集落・高齢集落が存在することから、一時的な避難場所の確保や、UAVなどの離着陸場所の適地選定等の防災対策を促進する必要がある。

重要業績評価指標 (KPI)	現状値
防災拠点等となる公共施設（地域交流センター）の耐震化済施設数	7施設（令和6年度）
防災拠点の再生可能エネルギー普及率	12.5%（令和5年度）
広域応援協定締結数：3協定（令和7年度）	3協定（令和7年度）
下水道の急所施設である下水道管路の耐震化完了率	0%（令和5年度）
水道の急所施設である導水管・送水管の耐震化完了率	48.6%（令和6年度）

《消防》

○消防施設等の耐震化

(消防施設の耐震化)

- ・救助・救急活動等の中枢的な役割を担う防災活動拠点となる消防施設の機能を確保するため、消防署の耐震化等を促進する必要がある。

(消防水利施設の整備)

- ・市内には水利不便地域が多く、消火活動に支障をきたす場合もあるため、大規模災害時や水道断水時にも対応できるよう、消火栓との適切な組み合わせを図りながら必要な地域に耐震防火水槽を設置する必要がある。

○救助救出活動の充実強化

(ヘリコプターによる支援体制の整備)

- ・消防防災ヘリコプターによる災害対応をより円滑に安全に実施するため、通信機器整備による情報共有や緊急時の離着陸場の整備が必要である。

(装備資機材の整備・高度化)

- ・災害発生時の救出救助活動を迅速・的確に実施するため、消防の装備資機材の整備・充実や、高度化を図る必要がある。

(警察通信システムの確保)

- ・災害発生時、警察を含む関係機関との通信システムが機能停止とならないよう、機能を維持するための通信機器等の整備を促進する必要がある。

○警察・消防・自衛隊・海上保安庁等の関係機関の連携強化

- ・各種会議や訓練の実施等、警察・消防・自衛隊・海上保安庁等との連携強化を維持しつつ、現場活動を支援し得る施設等の関連情報があれば、関係機関に提供する必要がある。
- ・気象警報等発令時や災害発生中における、県と関係機関との効率的な情報共有システムの必要性、あり方等について、防災システム担当、警察や消防・自衛隊・海上保安庁等の関係機関の意見も伺いながら検討する必要がある。

○消防職員・消防団員等の確保・育成

- ・ 県消防学校において実施している教育訓練に、消防職員及び消防団員等を積極的に参加させ、各種資格についても計画的に取得させながら、緊急対応の習熟を図る必要がある。
- ・ 地域防災体制の強化に向けて、消防団員の処遇や装備の拡充・改善を図るとともに、火災予防や防災啓発活動、訓練・指導を活性化し、団員の資質向上に努める。さらに、広報活動や消防団協力事業所表彰などを通じて、消防団員の確保に努める必要がある。

重要業績評価指標 (KPI)	現状値
消防団員の条例定数に対する充足率	72.5% (令和7年度)

《防災教育》

○防災教育等

- ・ 停電を想定した避難訓練や本震と余震を想定した避難訓練の実施のほか、より実効性のある日時等を事前に告げない避難訓練の実施に向けて、好事例の情報発信や啓発活動に取り組む必要がある。
- ・ 学校教育や避難・伝達訓練などの様々な取組を通じて、防災意識を着実に向上させるため、VR等のデジタル技術を活用したリアルな災害体験などを通じて、自助・共助となる力の育成を図る必要がある。
- ・ 山陽小野田市WEBマップや山陽小野田市防災気象情報システムを活用した防災教育を推進するとともに、これまで以上に大学、気象台、防災士等の専門機関や関係機関、専門家等の知見を活かした防災教育を促進する必要がある。

2) 住宅・都市／環境

《住宅・都市》

○学校施設等の耐震化

- ・ 学校施設等は、児童生徒が日中の大半を過ごす場であり、災害時の避難場所となることから、設置者によって耐震化を完了する必要がある、本市においては完了済。

○住宅・建築物等の耐震化

(住宅の耐震化)

- ・ 住宅の耐震化率は、84.2%(令和5年度)で全国水準90%(令和5年度)を下回っていることから、引き続き住宅耐震診断・耐震改修への支援、耐震化に係る普及啓発を行い、住宅の耐震化を促進する必要がある。

(大規模建築物の耐震化)

- ・ 多数の者が利用する建築物等について、引き続き、耐震診断や耐震改修に対する支援を行い、早急な耐震化を促進する必要がある。

○都市の防災機能の向上

(防災・減災のまちづくりの推進)

- ・ 様々な災害リスクが高まる中、災害に強い都市の形成を図るためハード・ソフトを組み合わせた総合的な防災・減災対策について都市計画マスタープランに盛り込むことにより、都市防災を推進する必要がある。
- ・ 防災の観点を取り入れた質の高い立地適正化計画の策定を検討する必要がある。

(消防水利施設の耐震化)

- ・大規模地震発生時における大規模火災を防ぐため、耐震性のある消防水利施設の整備を行う。

(都市施設の整備)

- ・延焼防止や避難地・避難路の確保など都市の防災機能の向上を図るため、計画的に市街地における街路や公園等の整備を含めた面的整備を推進する必要がある。

(大規模盛土造成地マップの整備)

- ・大規模盛土造成地に対する市民の防災意識醸成のためには、適切な情報提供が重要であり、大規模盛土造成地マップの、より効果的な周知方法について検討を行い、市民の防災意識醸成に向けた取組を推進する必要がある。

○住宅の防災対策の推進

(住宅の防火対策の推進)

- ・火災発生時の逃げ遅れによる被害を防止するために、寝室等の条例に適合する全ての箇所への住宅用火災警報器の設置を促進するとともに、適切な維持管理や交換に関する啓発を推進する必要がある。
- ・大規模地震発生後の漏電等による電気火災の発生を抑止するための感震ブレーカー等の設置について、普及啓発を行う必要がある。

(空き家対策の推進)

- ・防災上の問題等を解決するため、所有者の意識啓発や積極的な情報発信を図るとともに、県と連携して計画的な空家等の適正管理と利活用を促進する必要がある。

(老朽市営住宅の整備)

- ・老朽化が著しい市営住宅について、入居者や周辺住民の安全性の確保のため市営住宅の除却や建替事業を推進する必要がある。

○文化財防災対策の促進

- ・過疎化・少子高齢化、地域コミュニティの衰退により、無形民俗文化財の存続が困難になる中、災害を受けた際に消滅する可能性があることから、映像等の記録保存に取り組む必要がある。
- ・指定・未指定に関わらず、地域の貴重な財産である文化財を後世に残していくため、現状を把握して、適正な保存管理に努める必要がある。
- ・文化財建造物の耐震診断・耐震補強等、所有者や管理者による倒壊防止策をはじめ、各文化財の特性に応じた予防計画の策定や消防設備の整備充実を支援するとともに、防災思想の普及啓発や防火訓練の実施により、広く市民の意識の高揚を図る必要がある。
- ・歴史的建造物の専門家や民間団体（県建築士会）等との連携を図り、災害時に備えて受援体制の整備を進める必要である。

○内水対策の促進

(下水道（雨水）の整備)

- ・気候変動による降雨量の増大等により、内水被害が頻発していることを踏まえ、内水による浸水被害の軽減を図るため、下水道（雨水）の整備を引き続き進めていく必要がある。

(内水ハザードマップの整備)

- ・気候変動による降雨量の増大等を考慮し、内水による浸水被害が発生することを想定して、想定最大規模降雨を基にした内水ハザードマップの作成・公表を進めていく必要がある。

○上下水道施設等の耐震化等の促進

(下水道機能の確保)

- ・災害時における下水道の長期間にわたる機能停止を防ぐため、下水道施設の老朽化対策や耐震化等を、下水道ストックマネジメント計画等に基づき着実に進めていく必要がある。
- ・下水道施設が被災した場合に、早期に機能を回復させるため、下水道BCPの実効性を高める必要がある。

(水道施設の耐震化)

- ・水道施設の耐震化には費用と時間を要することから、将来を見据えた資産の効率的かつ効率的運用を定めたアセットマネジメント計画に基づき、施設の健全度・需要度に基づく施設整備計画を策定し、国の補助制度や効率的な整備に資する新技術等の活用等により事業の進捗を図る。
- ・災害時における水道の長期間にわたる機能停止を防ぐため、水道基幹施設の耐震化を図るとともに、必要に応じて広域連携を考慮した施設整備計画を策定。
- ・災害時においても防災拠点施設、大規模避難所及び災害拠点病院等における水道供給システムを維持し続けるために、水道管路の耐震化を図る。

(ガス管の耐震化)

- ・都市ガスのガス管について、耐震性・耐腐食性に優れたポリエチレン管等に更新し、埋設ガス管の耐震化を進める必要がある。

(応急給水体制の整備)

- ・日本水道協会や国土交通省等における応急給水体制が機能するよう、活動内容等の情報伝達方法、緊急時用の連絡網を整備することにより、正確かつ迅速な情報共有を図る必要がある。
- ・災害時における応急給水体制や応急復旧体制を確保するため、災害に応じた個別マニュアルや水道BCPに基づく訓練の実施や、定期的な見直しを行うとともに、応急給水に必要な体制の整備を促進する。

○合併処理浄化槽設置整備事業の推進

- ・合併処理浄化槽は、災害に強く早期に復旧が可能であり、頻発する災害への対応力強化の観点からも単独処理浄化槽やくみ取りからの転換を促進する必要がある。

重要業績評価指標 (KPI)	現状値
【再掲】下水道の急所施設である下水道管路の耐震化完了率	0% (令和5年度)
【再掲】水道の急所施設である導水管・送水管の耐震化完了率	48.6% (令和6年度)
住宅の耐震化率	86.1% (山口県R5)
耐震診断義務付け対象建築物の耐震化率	50% (令和7年度)
住宅用火災警報器の設置率	79.2% (令和7年度)
特定空家解決数 (累計)	4件 (令和6年度)
空き家バンク登録戸数 (累計)	65戸 (令和6年度)
埋設ガス管の耐震化	90.3% (令和5年度)

《環境》

○災害廃棄物処理対策の推進

- ・近年、大規模の自然災害等が頻発する中、災害発生時には山陽小野田市災害廃棄物処理計画に沿った災害廃棄物の処理体制の構築を図る必要がある。
- ・災害により各市町のごみ処理施設に被害が生じる等、処理が困難となる場合、近隣市町や近隣県

へのごみ処理の受入調整を要する。このため、県内市町での相互支援体制や中国地区での広域に渡る災害廃棄物処理に係る連携・協力体制の強化が必要である。

○有害物質対策の推進

- ・災害時の有害物質の生活環境への排出を防止するため、事業者に対して、有害物質の使用・保管管理及び流出・拡散の未然防止の監視など、防災対策の徹底を促す必要がある。

重要業績評価指標 (KPI)	現状値
環境基準の達成度 (大気～硫黄酸化物、浮遊粒子状物質等)	100% (H30年度)

3) 保健医療・福祉

○災害拠点病院・社会福祉施設の耐震化

- ・市内の災害拠点病院については山陽小野田市民病院及び山口労災病院が該当し、救命救急センターは市内にはない。山陽小野田市民病院及び山口労災病院は全ての建物について耐震性のある病院であり、今後も大規模災害時の医療体制の確保を図っていく必要がある。
- ・社会福祉施設の耐震化率は、全国平均92.5% (令和元年度)、県平均90.0% (令和元年度) を上回る94.7% (令和7年度) と高水準となっているが、改修予定のない施設も存在するため、災害時の利用者等の安全確保を図るため、耐震化を促進する必要がある。

○災害医療体制の充実

(災害拠点病院の体制強化)

- ・災害時に、多数の傷病者に適切に医療を行うことができるよう、災害拠点病院を中心とする医療機関の連携体制を構築し、災害に対応できる体制を整える必要がある。

(災害医療に必要な電力や水等の確保)

- ・災害による電力等ライフライン途絶時にも、災害拠点病院の機能を維持するため、非常用電源等の十分な確保を図る必要がある。
- ・災害時に適切な医療提供体制を維持するため、災害拠点病院及び透析医療機関においては、常に上下水道システムの利用が出来る体制を整備する必要がある。

(広域医療搬送体制の充実)

- ・大規模災害や集団救急発生時には単独の機関のみで対応するのは限界があるため、県が実施する定期的な訓練等を通じて、医療機関・消防機関の連携強化を図る必要がある。

○災害医療に係る人材の養成

(DMAT要員等の養成確保)

- ・国が実施するDMAT研修の活用等により、その機能強化を図るとともに、他の医療チームとの連携を強化する必要がある。
- ・中国地区DMAT実働訓練と一体的に実施するDPAT実働訓練の活用や県が主催して実施するDPAT研修等により、DPATの体制を整備する必要がある。
- ・多数の負傷者が同時に発生し、医療機関の被災も想定される災害時において、迅速かつ適切な医療救護活動ができる体制を整備する必要がある。
- ・被災した精神科病院を継続的に支援するため、DPAT先遣隊の業務を引き継ぐDPATを活動させることができる体制を整備する必要がある。
- ・大規模災害時には、支援に必要な人材の確保が困難となることから、引き続き、DMAT等のチー

ム員の増加や、広域的な支援、受け入れの仕組みについて、検討を進める必要がある。

○災害医療に係る関係機関の連携強化

- ・広域のかつ大規模な災害による多数の負傷者の応急処置、搬送等を適切に実施するため、防災関係機関、医療機関等の連携体制の強化が必要である。

○要配慮者対策の促進

(避難行動要支援者対策の促進)

- ・避難行動要支援者名簿の更新、個別避難計画の策定について関係部署、福祉専門職、地域が連携して取組を推進する必要がある。
- ・外国人に向けた迅速かつ確かな災害情報の伝達を行うために、外国人に伝わりやすい「やさしい日本語」を使用する等、外国人に伝わりやすい情報伝達の手法の普及・啓発を図る。また、「災害時外国人サポーター」を活用するとともに、県の実施する災害時サポーター養成研修の受講等、サポーター登録の周知活動を行い、災害時外国人サポーターの確保に務める必要がある。
- ・大規模災害時には、支援に必要な福祉人材の確保が困難となることから、引き続き、災害派遣福祉チーム(DWAT)のチーム員の増加や、広域的な支援、受け入れの仕組みについて、検討を進める必要がある。

(福祉避難所の指定)

- ・避難所生活で特別な配慮が必要な高齢者や障害者等を受け入れる福祉避難所の確保とあわせて、有事の際の適切な対応に向けた運営や連携協力のために、平時から十分な連携を取り合う必要がある。

○感染症対策の推進

- ・災害時の感染症の発生回避・まん延防止のため、平時から定期の予防接種の確実な実施を推進する必要がある。

重要業績評価指標 (KPI)	現状値
社会福祉施設の耐震化率	94.7% (令和7年度)
予防接種法に基づく予防接種MR (麻しん・風疹混合) 接種率	第1期 96.5%、第2期 94.1% (令和6年度)
DWATチーム	2病院5チーム
やさしい日本語教室開催数	1回 (令和7年度)
個別避難計画の策定数 (累計)	27件 (令和6年度)

4) 産業・エネルギー

○企業BCP策定の支援

- ・BCPを策定していない中小企業について、事業継続力強化計画の策定・認定支援等を通じた策定支援を行うとともに、策定済の中小企業についても、関係企業と連携したBCPの策定等、内容の充実に向けた支援を行う必要がある。

○電力の安定供給体制の確保

(電力の長期供給停止の防止)

- ・電気事業者においては、電気設備の自然災害に対する耐性評価等に基づき、発電所・送電線網や電力システムの災害対応力強化及び復旧迅速化を図る必要がある。

(再生可能エネルギーの導入促進)

- ・太陽光発電の導入が急激に拡大し、バイオマスについても増加しているが、立地制約の強い風力、水力等の電源の導入は限定的である。エネルギー供給源の多様化のため、引き続き、太陽熱、森林バイオマス、小水力等の再生可能エネルギーの導入を促進する必要がある。

○上水道及び工業用水道の安定供給

- ・大規模災害時において、上水道及び工業用水道の早期復旧は、社会経済活動の早期復旧に多大な影響を与えることから、安定供給に向けてあらゆる検討を行う必要がある。

○石油コンビナート防災対策の強化

(石油コンビナート防災体制の強化)

- ・コンビナートにおける重大な事故（大規模な火災、爆発等）の発生は、起きてはならない事態であるため、市として防災計画の見直し・修正や、防災訓練、保安担当者会議等で、事故防止対策の推進を継続的に行う必要がある。
- ・石油コンビナート等総合防災訓練により、災害時における防災関係機関との連携による防災活動の習熟や、防災関係機関相互の協力体制の強化を、継続的に図る必要がある。

(石油コンビナート区域の耐震強化)

- ・石油タンクについては耐震基準適合済であり、防災計画を踏まえた被害軽減措置及び地震被害を想定した防災訓練等により、防災体制の強化を図る必要がある。

重要業績評価指標 (KPI)	現状値
公共施設の再生可能エネルギー発電出力	127.5 kw (令和6年度)
【再掲】埋設ガス管の耐震化	90.3% (令和5年度)

5) 情報・通信

○情報通信技術における業務継続計画 (ICT-BCP) の推進

- ・災害発生時においても、応急業務や優先度の高い通常業務を支えるシステムやネットワーク等の稼働が確保できるよう、情報通信技術における業務継続計画 (ICT-BCP) に基づき、平時において点検・訓練等を実施するとともに情報通信技術における業務継続計画 (ICT-BCP) を定期的に見直す必要がある。

○多様な情報伝達手段の確保

- ・有事の際には、市民の迅速かつ確実な避難が可能となるよう、多様な情報伝達手段の確保が必要である。

○災害時の情報伝達の強化

(防災行政無線の耐災害性の強化)

- ・民間通信事業者の回線が停止した場合にも、市災害対策本部における災害対応に必要な情報の迅速な収集・共有や、大規模自然災害に対する人工衛星、IoT、ビッグデータ等、最新の科学技術を活用した防災情報の伝達・収集ができるよう、防災行政無線について、その耐災害性の向上、情報・通信システムの冗長性の確保、災害リスク情報の伝達手段の強化等を図る必要がある。

○的確な情報の発信

- ・災害発生時において、関係機関と連携しながら、多様な情報伝達手段を用いた的確な情報発信に努める必要がある。
- ・情報の素早い収集・整理と効率的な利活用のため、災害対応に必要な情報を災害対策本部

で一元化できるよう、デジタル技術を活用した関係機関で共有する仕組みづくりを図る必要がある。

○孤立防止のための情報伝達体制の整備

- ・山間部等における災害時の孤立防止のため、携帯電話不感地域の対応として、衛星通信網等を活用した多様な伝達手段の確保を促進する必要がある。

○通信事業者等の災害対応力強化

- ・情報通信インフラについては、通信事業者において中継伝送路の冗長化・多ルート化や通信ビルの耐震化等を推進しているが、災害時に備え、避難施設等における通信手段を早期に確保する必要がある。
- ・放送事業者においては、送信所の整備や予備電源設備等のバックアップ設備の整備など、災害時に放送中断がないよう放送体制の整備に取り組む必要がある。

重要業績評価指標 (KPI)	現状値
市防災メール登録数	3,552 件 (令和 6 年度)
防災ラジオ普及数	2,002 台 (令和 7 年度)
LINE ともだち登録者数	7,569 件 (令和 6 年度)
Jアラート屋外スピーカー設置箇所数	14 箇所 (令和 7 年度)

6) 交通・物流

○道路の防災対策の推進

(道路の防災対策)

- ・大規模災害時における救助・救援活動や緊急物資輸送、避難ルート確保のため、緊急輸送道路等において、橋梁の耐震補強や流失防止対策、冠水対策や斜面の防災対策を推進する必要がある。
- ・道路斜面は大規模地震や豪雨等で崩壊等の被害を受けやすい。このため、道路法面点検を実施して現状を把握するとともに、必要な対策を講じて減災に努める必要がある。
- ・大規模地震時の電柱の倒壊による道路閉塞のリスクを軽減するため、市内主要市道等において、無電柱化を推進する必要がある。
- ・緊急輸送道路・重要物流道路下に埋設している上下水道管等の老朽化により、道路陥没等の事故が生じ、人命や社会経済活動に甚大な影響をもたらすおそれがあることから、定期点検を実施するとともに、老朽化した施設の更新等を推進する必要がある。
- ・道路区域内に存在している耐震化されていない防火水槽は、大規模地震時に道路の陥没などの危険性があるため、長寿命化対策等を講じるか撤去する必要がある。

(道路施設の老朽化対策)

- ・大規模災害時にも道路の機能を発揮させるため、橋梁等については定期点検を行い、健全度の把握を進めるとともに、道路施設の長寿命化計画等を策定し、計画に基づく修繕・更新を推進する必要がある。
- ・道路施設の点検・診断、修繕・更新を着実に実施するため、AI等のデジタル技術を活用し、維持管理の高度化・効率化を推進する必要がある。

○道路ネットワークの整備

- ・大規模災害時にも機能する信頼性の高い道路ネットワークを構築するため、地域の課題や利用者

ニーズを踏まえながら、幹線道路や身近な生活道路の整備を推進する必要がある。

○港湾・空港施設の整備等

(港湾施設の整備)

- ・大規模災害時において、港湾施設は緊急物資海上輸送基地として非常に重要な施設であり、その機能が確保できるよう、県や関係機関と連携して岸壁等の耐震化を進める必要がある。
- ・大規模災害時の緊急物資海上輸送基地として中核的な役割を担う港湾において、施設の老朽化により、大規模災害時に必要な港湾の機能を発揮できないおそれがあることから、施設管理者である県や関係機関と連携を図り、老朽化対策を進める必要がある。
- ・重要港湾（小野田港）において、大規模地震等により突発的な港湾運営環境の危機的事象が発生しても、港湾機能の低下を最小限に抑えられるよう、対応の方針、体制等を示すとともに、それを実現するための対策を取りまとめた「山口県港湾事業継続計画（H29.2）」（港湾BCP）の策定が完了しているが、この計画に基づき、県や関係機関と連携して対応していく必要がある。

(漁港施設の整備)

- ・拠点漁港において、発災時にも漁船及び緊急物資輸送船舶の係留及び入出港が可能となるよう、県と連携して岸壁、防波堤等の耐震・耐津波化を推進する必要がある。

○救援物資の輸送等

- ・災害応急対策活動を円滑に実施するため、緊急輸送道路や重要物流道路の確保と、これを中心とした災害道路ネットワークの構築が必要である。また、山口県道路啓開計画に沿って市内緊急輸送道路等の啓開作業に速やかに対応する必要がある。
- ・山間部は災害時に孤立の可能性のある小規模集落・高齢集落が存在することから、一時的な避難場所への物流手段として、UAVなどを活用する体制を整える必要がある。
- ・陸上交通経路の遮断や、離島航路の不通等、最悪の事態発生時における物資の運搬等に備え、関係機関と連携して漁業調査船及び漁業取締船を活用する体制を整える必要がある。

重要業績評価指標（KPI）	現状値
橋梁長寿命化修繕計画に基づく修繕実施数（累計）	11橋（令和7年度）
橋梁の耐震補強実施数（累計）	5橋（令和7年度）
緊急輸送道路・重要物流道路下の水道老朽铸铁管延長	5.2km（令和6年度）
計画期間内に整備を完了する市道の延長（R8～R12 累計）	0m（令和7年度）

7) 農林水産

○農地防災の推進

- ・本市のため池については、築造年が古いものが多く老朽化が進んでおり、豪雨等で決壊し、下流の人家や公共用施設に被害を与えるおそれがあることから、ため池の改修や廃止等の対策に取り組んでいく必要がある。
- ・地すべりの危険性のある個所について、地すべりによる災害を未然に防ぐ必要がある。
- ・老朽化した農業用施設は、豪雨や地震時等に機能不全になり、農業生産が停滞するおそれがあることから、施設の修繕や更新等の長寿命化対策に取り組んでいく必要がある。
- ・河川流水の流下を阻害する要因ともなる頭首工を改修し、豪雨等による災害を未然に防ぐ必要がある。

- ・老朽化が進んでいる排水機場の改修等を行い、豪雨等による農地や人家・公共施設等の湛水を未然に防ぐ必要がある。

○農業生産基盤の整備・保全

- ・区画が狭小で農道や水路が整備されていない農地は作業効率や生産性が低い状況にあり、被災を機に、耕作放棄地化するおそれがあることから、水田の区画整理や水路、農道などの農業生産基盤整備を行うなど、農業生産力を強化する必要がある。
- ・畑作物の生産を拡大し、食料の安定供給を図るためには、水田の高機能化を進め、土地利用率を向上させる必要がある。
- ・農事組合法人を中心とした営農の継続や集落機能の維持を図るためには、中山間地域への支援が必要である。
- ・農業生産法人や土地改良区に加えて、自治会や子ども会等の非農家との連携を進めることによって活動組織を強化し、地域が一体となった農地や農業用施設の保全活動を推進する必要がある。

○農業生産体制の強化

- ・市、農業団体、普及組織、試験研究機関等が連携し、高度かつ多様な技術課題に対応できる体制を整備し、普及指導活動を効率的に推進する必要がある。
- ・需要の拡大に確実に対応し、効率的で持続的な経営が可能な法人等の経営体を核とした生産体制を強化するため、農事組合法人を重点対象とした機械・施設整備等低コストで効率的な生産体制を構築する必要がある。

重要業績評価指標（KPI）	現状値
防災重点農業用ため池の整備箇所数	2箇所（令和7年度）
農業施設整備箇所数（累計）	4箇所（令和7年度）

8) 国土保全・土地利用

○津波・高潮対策の推進

（海岸保全施設の整備）

- ・これまでも台風襲来に伴い高潮被害を受けていることから、護岸堤防の嵩上げや内水排除のための排水機場整備等を計画的かつ早期に進める必要がある。

（海岸堤防の整備・点検）

- ・津波・高潮等から市民の生命や財産を守るため、海岸堤防の整備（計画高までの整備と耐震化）や防災施設（海岸堤防）の点検、点検結果に基づく対策を、県と連携して計画的に進める必要がある。

○洪水対策の推進

（河川改修、ダム建設の推進）

- ・近年では、平成22年7月の梅雨前線豪雨（2010年）、令和4年から3年続いた6・7月豪雨等による浸水被害を防止するため、市が管理する準用河川について、浚渫等を行いながら、維持していく必要がある。

（洪水ハザードマップの整備）

- ・気候変動に伴い頻発・激甚化する水害に備え、引き続き、河川の監視体制の強化や住民等へ提供する防災情報の充実を図るため、近年の豪雨災害を踏まえ、水位計や監視カメラの増設を実施す

る必要がある。

- ・気候変動に伴い激甚化・頻発化する水害への治水対策となる流域治水の実効性を高めるため、水害リスク情報の空白域解消が求められており、水防警報河川以外の河川について、想定最大規模の洪水に対応した浸水想定区域の公表や洪水ハザードマップの作成等を進める必要がある。

(河川管理施設の耐震化)

- ・大規模地震により堤防が倒壊・沈下すれば、高潮時に海水が越えて甚大な浸水被害が発生するおそれがある。県管理の2級河川の整備については、県や関係機関と連携して取り組むが、市が管理する準用河川等の堤防については早急な整備が困難であるため、災害時には排水機場に接続する河川について、優先的に河川閉塞等の障害除去や耐震化を推進する必要がある。

(河川管理施設の老朽化対策)

- ・排水機場等の老朽化が進んでおり、長寿命化計画に基づき、計画的に老朽化対策を推進する必要がある。また、県が所有する施設については、連携して老朽化対策を推進していく必要がある。

○山地災害対策の推進

(治山事業の推進)

- ・近年の局地的な豪雨により山地災害が多発しており、その復旧や未然防止のため、今後も計画的に整備を進める必要がある。

(保安林指定の推進)

- ・水源のかん養や山地災害防止等、森林の有する公益的機能を発揮させるため、ダム上流や砂防指定地上流において重要な役割を果たしている森林等について、県と連携して計画的に保安林指定を進める必要がある。

(荒廃森林の整備)

- ・奥山等の荒廃した森林の公益的機能の回復を図るため、荒廃森林の整備を着実に推進している。今後も、人工林の間伐や繁茂竹林の伐採等により、森林の有する公益的機能の回復を推進する必要がある。

○土砂災害対策の推進

(土砂災害防止施設の整備等)

- ・土砂災害を防止・軽減するため、土砂災害防止施設の整備を、県や関係機関と連携して危険性や緊急性の高い箇所から重点的・計画的に進める必要がある。
- ・老朽化による機能低下を防止し、土砂災害防止施設の所定の機能・性能を維持・確保するため、県や関係機関と連携して長寿命化計画に基づき適正に対策を実施する必要がある。

○迅速な復旧・復興に向けた取組

(地籍調査の促進)

- ・地籍調査は、正確な土地の基礎的情報の明確化を通じて、事前防災対策の推進や被災後の復旧・復興事業の迅速化に寄与するため、正確かつ最新の調査データを維持していく必要がある。

(応急仮設住宅の迅速な供与)

- ・想定される最大の被害に基づく応急仮設住宅の必要戸数の建設に必要な面積が十分に確保できているだけでなく、また設置に当たってのライフライン等との接続も調査が必要であり、引き続き建設候補地の選定が必要である。また、平常時から市町や関係団体と連携して、応急仮設住宅の供与に向けた検討・調整をしておく必要がある。

重要業績評価指標 (KPI)	現状値
河川カメラ設置箇所数	13 箇所 (厚狭川、有帆川、大正川、桜川、前場川、糸根川、沖中川、長田屋川)
水位計設置箇所数	11 箇所 (令和 7 年度)

(横断的分野)

9) リスクコミュニケーション

○地域防災力の充実強化

(防災意識の醸成)

- ・災害による被害を最小限に抑えるためには、「自らの命は自らが守る」という「自助」、「自分たちの地域は自分たちで守る」という「共助」の精神に基づく、地域防災力の充実強化を図る必要がある。
- ・各各種ハザードマップや災害教訓事例集、AR・VR等のデジタル技術を導入し、研修の開催等を通じて防災知識の普及・啓発を図るとともに、市民や民間事業者等が参加する防災訓練を通じて平時から防災意識の醸成を図る必要がある。

(地域ぐるみの防災活動の促進)

- ・自主防災アドバイザーの養成・派遣等を通じて、地域防災の要である自主防災組織の活性化を推進するとともに、地区運営協議会等による地域ぐるみの防災活動を促進する必要がある。
- ・避難所の円滑な開設・運営に当たっては、予め学校施設の避難所としての利用方法を決めておくことが重要であることから、地域の状況に応じ、学校の教育活動の再開・継続に支障のない範囲で、要配慮者スペースの確保、熱中症対策等を図るための体育館・特別教室・普通教室の利用、避難者及び避難所の運営に資する活動を行う者の校内通信環境の利用等について学校と市町の担当部局や関係機関等と協議し、共通認識を図る必要がある。

(防災の担い手づくり)

- ・地域ぐるみによる防災活動の促進、防災意識の醸成に係る取組等を通じて、自主防災組織の育成や消防団員の確保など防災の担い手づくりの取組を進める必要がある。
- ・山口県自主防災アドバイザー養成研修を活用して、防災士の確保に務める必要がある。

(中山間地域づくりの推進)

- ・集落の小規模高齢化が進む中、災害発生時にも、生活機能・サービスを地域で支え合うことができるよう、「山口県中山間地域づくりビジョン」「山陽小野田市中山間地域づくり指針」に基づき、広域的な範囲で集落機能や日常生活を支え合う中山間地域づくりを推進するとともに、住民主体の地域づくりを進める必要がある。

重要業績評価指標 (KPI)	現状値
自主防災組織カバー率	93.91% (令和 7 年度)
市内防災士有資格者数	181 人 (令和 7 年度)

10) 人材育成

○人材の育成・確保

- ・災害に関する実践的な知識・技能と的確な判断力を習得できるよう、防災研修を実施するとともに、災害時に迅速な対応が行えるよう、各種訓練を通じて災害対応力の向上を図る必要がある。
- ・国が進める災害マネジメント総括支援員等の確保を行うため、国の定めた専門研修に市の職員を参加させる必要がある。

○災害医療に携わる人材養成及び体制整備

- ・災害発生時に医療救護活動を円滑に実施するため、様々な医療チームの派遣や患者の受入医療機関の確保の調整等を行う、職種を横断した人材養成に取り組む必要がある。

重要業績評価指標 (KPI)	現状値
災害マネジメント総括支援員等の確保	0人 (令和6年度)
やさしい日本語教室開催数	1回 (令和7年度)

11) 官民連携

○応援協定の締結・拡充

- ・災害時に生活必需品等の物資並びに緊急輸送手段を確保できるよう民間事業者と協定を締結し、流通備蓄による対策を進めており、平時から実効性のある運用に向けた取組を推進する必要がある。

○被災地支援活動に対する支援体制整備

- ・被災者ニーズに的確に対応した職員やボランティアの派遣を行う必要がある。

重要業績評価指標 (KPI)	現状値
災害時応援協定の締結数	62協定 (令和7年度)
災害ボランティアセンター研修会開催回数	0回/年 (令和7年度)

12) 老朽化対策

○公共施設等の適切な維持管理

(公共施設等の総合的なマネジメントの推進)

- ・公共施設の老朽化の顕在化が進んでおり、近い将来、多くの施設について順次修繕や更新が必要な時期を迎え、多額の経費が必要となることが見込まれている。また、財政状況の悪化が見込まれる中、公共施設等の修繕・更新や維持管理にかかる経費をいかに適正な水準に抑制し、公共施設等のマネジメントを進める必要がある。
- ・水道施設の老朽化対策には費用と時間を要することから、将来を見据えた資産の効率的かつ効率的運用を定めたアセットマネジメント計画に基づき、施設の健全度・需要度に基づく施設整備計画を策定し、国の補助制度や効率的な整備に資する新技術等の活用等により事業の進捗を図る必要がある。

(公共土木施設等の老朽化対策の推進)

- ・これまでの対症療法的な維持管理である「事後保全」から、中長期的な視点に基づき不具合や故障が生じる前に予防的に対策を行う「予防保全」へと転換し、計画的な維持管理を実施する必要がある。
- ・都市基盤施設の安心・安全の確保や長寿命化の推進に当たっては、技術力の確保が重要であるこ

とから、研修等を通じ、専門的技術力を有する職員を継続的に養成し、適切に維持管理ができる体制を整える必要がある。

- ・管理する多くの公共土木施設等の点検・診断、修繕・更新をより適切に実施するため、維持管理の高度化・効率化を図る必要がある。

重要業績評価指標 (KPI)	現状値
【再掲】橋梁の長寿命化修繕計画に基づく修繕実施数 (累計)	11 橋 (令和 7 年度)
【再掲】下水道の急所施設である下水道管路の耐震化完了率	0% (令和 5 年度)
【再掲】水道の急所施設である導水管・送水管の耐震化完了率	48.6% (令和 6 年度)

13) 研究・技術開発

○衛星画像・UAV等の災害時の活用

- ・地震や津波、水害等による被災状況について、広域的かつ迅速に把握するため、国や県、山口東京理科大学等と連携し、衛星画像等の活用を進める必要がある。

重要業績評価指標 (KPI)	現状値
衛星データ防災利用研修参加 : 1 回/年 (令和 7 年度)	1 回/年 (令和 7 年度)

14) デジタル活用

○A I 等を活用した防災システム

- ・激甚・頻発化する自然災害から市民の生命・財産を守るため、デジタル技術を活用した迅速な気象情報の発表や避難指示等を行えるよう防災DXの推進に取り組む必要がある。

重要業績評価指標 (KPI)	現状値
【再掲】河川カメラ設置箇所数	13 箇所 (令和 7 年度)
【再掲】水位計設置箇所数 : 11 箇所 (令和 7 年度)	11 箇所 (令和 7 年度)
【再掲】LINE ともだち登録者数	7,569 人 (令和 6 年度)

用語解説

本計画に記載されている用語などで、専門的な用語、十分に定着していない用語などについて、その解説を記載しています。

あ

● ICT

「Information & Communications Technology」の略。コンピューターや情報通信ネットワークなど情報通信技術のこと。

● AI

「Artificial Intelligence」の略で、人工知能のこと。学習や推論、判断等の機能を備えたシステム。

● AR

拡張現実と呼ばれる。現実世界にデジタル情報を重ね合わせて表示する技術。
Augmented Reality

● インフラ

基盤、下部構造などの意味を持つ英単語。一般の外来語としては、道路や鉄道、上下水道、発電所・電力網、通信網、港湾、空港、灌漑・治水施設などの公共的・公益的な設備や施設、構造物などを指すことが多い（社会インフラ）。

● Lアラート（災害情報共有システム）

自治体などが発する地域（ローカル）の災害情報を集約し、テレビやネット等の多様なメディアを通して一括配信するサービスのこと。

か

● 海岸保全施設

高潮や津波、波浪による災害や海岸侵食を防止するため、海岸線に設置する施設のこと。堤防、護岸、離岸堤、消波ブロック、水門などがある。

● 河川

河川は、治水の難度や整備の重要度から判断され分類される。

「一級河川」：一級水系内に含まれる河川。国土交通省が管理し、河川法が適用される。

「二級河川」：二級水系内に含まれる河川。都道府県が管理し、河川法が適用される。

「準用河川」：一級河川や二級河川に指定された水系以外で、市町村が管理する河川。河川法が準用される。

「普通河川」：一級河川、二級河川、準用河川の

いずれでもなく、河川法の適用・準用を受けていない河川（法定外河川）。

● 感震ブレーカー

地震を感知すると自動的にブレーカーを落として電気を止める装置のこと。

● 救命救急センター

初期救急（比較的軽症な救急患者への医療提供）、二次救急（入院治療を必要とする救急患者への医療提供）で対応できない重症及び複数の診療科領域にわたる重篤な患者を 24 時間体制で受け入れて医療を行う三次救急の医療機関のこと。

● 救命救急士

厚生労働大臣の免許を受けて、医師の指示の下に救急救命処置を行うことを業とする者で、救急救命士が活動する為の構造になっている救急車を高規格救急車という。

● 急傾斜地

傾斜度が 30 度以上である土地のこと。急傾斜地崩壊防止施設とは、急傾斜地崩壊危険区域内にある擁壁、排水施設その他の急傾斜地の崩壊を防止するための施設をいう。

● 緊急輸送道路

地震直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するため、高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線道路並びにこれらの道路と知事が指定する防災拠点を連絡する道路のこと。

● 警戒レベル

住民が災害発生の危険度を直感的に理解し、的確に避難行動ができるようにするため、避難に関する情報や防災気象情報に付記して伝える 5 段階のレベルのこと。

● 下水道ストックマネジメント計画

処理場や管路などの下水道施設全体の中長期的な施設状態を予測しながら、維持管理、改築を一体的に捉えて計画的・効率的に施設を管理するための計画のこと。

● KPI（重要業績評価指標）

「Key Performance Indicators」の略。目標を達成する上で、その達成度合いを計測・監視するための定量的な指標のこと。

●個別施設計画

施設ごとの長寿命化計画のこと。

●個別避難計画

要支援者ごとに事前に作成する避難計画のこと。災害が発生した際や災害発生の可能性があるときに、誰と一緒に避難するか、どこへ避難するかなどを事前に決めておき、適切で効果的な避難を行うための計画。

●コミュニティスクール

学校と保護者や地域住民が共に知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え、「地域とともにある学校づくり」を進める仕組みのこと。保護者や地域住民などから構成される学校運営協議会が設けられている。

さ

●災害医療コーディネーター

災害発生時において、県が行う災害対策に参画し、医療救護活動等に関する助言・調整を行う災害救急医療に精通した医療従事者のこと。

●災害拠点病院

災害時の医療を担う中核施設として、24 時間体制による傷病者の受け入れや医療チームを編成し医療救護活動を行う医療機関のこと。

●災害派遣医療チーム（DMAT）

災害発生直後の急性期において、迅速かつ適切な救急医療を提供することができるよう、専門的な訓練を受けた医師・看護師・業務調整員で構成される医療チームのこと。（Disaster Medical Assistance Team）

●災害ボランティアセンター

主に災害発生時のボランティア活動を効率よく推進するための組織のこと。被災地でのニーズの把握、ボランティアの受入、人数調整・資機材の貸出、活動の実施等が主な役割となる。

●災害廃棄物

災害発生時には家屋等の被害によるコンクリートがらや木くず、廃家電などの廃棄物が大量に発生しており、このような非常災害により生じた廃棄物を災害廃棄物と定義している。特徴として、平時の一般廃棄物や産業廃棄物と異なり、突発的、一時的に大量に発生すること、性状において処理方法が多様となることなどがある。

●再生可能エネルギー

太陽光や太陽熱、風力、水力、バイオマスなど、一度利用しても比較的短期間に再生が可能で、資源が枯渇しないエネルギーのこと。発電時や利用時に二酸化炭素をほとんど排出しない優れたエネルギー。

●サプライチェーン

商品や製品が消費者の手元に届くまでの、原材料・部品の調達から製造、在庫管理、配送、販売、消費までの全体の一連の流れのこと。供給連鎖ともいわれる。

●GIS

地理的位置を手がかりに、位置に関する情報を持ったデータ（空間データ）を総合的に管理・加工し、視覚的に表示し、高度な分析や迅速な判断を可能にする技術のこと。

Geographic Information System

●自主防災組織

「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚、連帯感に基づき、自主的に結成する組織であり、災害による被害を予防し、軽減するための活動を行う組織のこと。災害対策基本法においては「住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織」として、市町村がその充実に努めなければならない旨規定されている。

●Jアラート

弾道ミサイル攻撃に関する情報や緊急地震速報、津波警報、気象警報などの緊急情報を、人工衛星及び地上回線を通じて全国の都道府県、市町村等に送信し、市町村防災行政無線（同報系）等を自動起動することにより、人手を介さず瞬時に住民等に伝達するシステムのこと。

●地すべり防止区域

現に地すべりをしている区域又は地すべりをするおそれのきわめて大きい区域（地すべり区域）と、これに隣接する地域のうち、地すべり区域の地すべりを助長し、若しくは誘発するおそれのきわめて大きい地域を合わせた地域で、公共の利害に密接な関連を有するものとして指定された地域のこと。

●指定緊急避難場所

住民等が災害の危険から緊急的に逃れる際の避難先（災害類型ごとに指定）のこと。

●指定避難所

被災者が一定期間避難生活する場として指定された施設のこと。

●重要港湾

国際戦略港湾（全国5港）及び国際拠点港湾（全国18港）以外の港湾であって、海上輸送網の拠点となる港湾その他の国の利害に重大な関係を有する港湾のこと。全国に102 港あり、山口県では岩国港、三田尻中関港、宇部港、小野田港が該当。

●集落営農法人

1～数集落を単位に、関係農家の農地利用の合意形成のもと、集落内の相当数の農家が参加して集落内農地の相当面積を集積し、効率的な営農を実践する法人のこと。

●循環型社会形成推進地域計画

廃棄物処理法第5条の2に規定する基本方針に基づき、広域的かつ総合的に廃棄物処理・リサイクル施設の整備等を推進することにより、循環型社会の形成を図ることを目的として市町村が作成する計画。

●冗長化

システムの一部に何らかの障害が発生した場合に備えて、障害発生後でもシステム全体の機能を維持し続けられるように、予備装置を平常時からバックアップとして配置し運用しておくこと。

●浚渫

港湾・河川・運河などの水底に堆積した土砂などを取り除く土木工事のこと。

●信号機電源付加装置

停電の際、自動的に発動発電機が作動し、信号機等に電力供給する装置のこと。

●図上訓練

参加者が自ら災害時に想定される危険等を地図上に書き込んでいく訓練のことで、大災害をイメージしながら、住まいや周辺地域に潜むリスクを可視化し、避難経路や避難場所などの確認、災害対応や事前対策の検討を行う。頭の中で行う防災訓練であり、参加者のレベルに応じて問題の検討から実際の防災訓練まで幅広く応用することが可能。ワークショップ形式で手軽に実施でき、最近では自治体などの訓練でも広く利用されている。

た

●大規模盛土造成地

盛土造成地のうち、①谷埋め型で盛土の面積が3,000㎡以上のもので、②腹付け型で盛土する前の地盤面の水平面に対する角度が20度以上で、かつ、盛土の高さが5m以上のものこと。

●耐震診断

既存の建築物の構造的強度を調べ、想定される地震に対する安全性（耐震性）、受ける被害の程度を判断するもので、地震による破砕・倒壊を未然に防ぐため、その恐れの有無を把握する目的で行われる。

●多面的機能

農林水産業や農山漁村が果たす様々な機能のこと。農林水産物等の供給機能だけでなく、国土や環境の保全、自然とのふれあいを通じた教育の場の提供、地域色豊かな伝統文化の継承などの機能がある。

●多面的機能支払（制度）

地域が共同で行う、水路・農道等の泥上げや草刈り、補修などにより、地域の多面的機能を支える活動や、地域資源の質的向上を図る活動を支援する制度のこと。

●地域高規格道路

高規格幹線道路を補完し、地域道路ネットワークの軸を形成する、連携・交流・連結のいずれかの機能を持つ高規格な道路のこと。

●地区運営協議会

地区運営協議会は、本市における地域運営組織の名称であり持続可能な地域づくりの仕組み。地域運営組織とは、地域の暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域内の様々な関係主体（自治会協議会、ふるさとづくり協議会、地区社会福祉協議会、セーフティネットワークなど）が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織のこと。令和6年9月末に市内11地区に設立されている。

●地区防災計画

一定の地区内の住民や事業者が、当該地区の特性に応じた自発的な防災活動を定めた計画のこと。

●地籍調査

国土調査の一環として行う土地の調査のことで、一筆ごとの土地について、その所有者、地番、地目を調査するとともに、境界の確認・測量、面積の測定を行い、現況にあった正確な地図（地籍図）及び台帳（地籍簿）を作成する。

●中山間地域

一般的には、平野の周辺部から山間部に至るまとまった平坦な耕地が少ない地域のこと。山口県では、地域振興5法（離島振興法、山村振興法、半島振興法、特定農山村法、過疎地域自立促進特別措置法）の適用地域又は農林水産省の農業地域類型区分による山間農業地域、中間農業地域のいずれかに該当する地域を指す。

●中山間地域等直接支払（制度）

農業生産条件が不利な状況にある中山間地域等において、協定に基づき、5年以上継続して農業生産活動等を行う農業者等を支援する制度のこと。

●長寿命化

施設が保有している機能の低下を極力抑え、適切な利用の継続を図ることを目的に、施設の老朽化が進む前に調査を行い計画的な管理や補修工事を実施すること。

●長寿命化計画

維持管理費の縮減や更新費用の平準化を図るため、具体的な対応方針を定めた計画のこと。

●DX

デジタルトランスフォーメーションの略。情報通信技術の活用により人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること。

●DPAT（災害派遣精神医療チーム）

大規模な自然災害等の発生時に、被災地域の精神保健医療ニーズを把握し、専門的な精神科医療の

提供、精神保健活動の支援等の活動を行うことができるよう、専門的な研修・訓練を受けた医師・看護師・業務調整員等で構成されるチームのこと。
Disaster Psychiatric Assistance Team

●DMAT（災害派遣医療チーム）

災害発生直後の急性期において、迅速かつ適切な救急医療を提供することができるよう、専門的な訓練を受けた医師・看護師・業務調整員で構成される医療チームのこと。
Disaster Medical Assistance Team

●DWA T（災害派遣福祉チーム）

大規模災害時に一般避難所などで高齢者や障がい者、子どもなどの災害要配慮者に対し、福祉的な支援を行う民間の福祉専門職で構成されるチームのこと。
Disaster Welfare Assistance Team

●頭首工

農業用水を取水するため、河川に造られた堰や取り入れ口及び付帯施設などの施設の総称。

●道路冠水

洪水や河川の氾濫などにより、道路が広範囲に水に浸かる・覆われる状況を指す。「浸水」は家屋など建物の場合に使われる。

●特設公衆電話

災害発生時等の緊急時に避難所等に設置され、通話料無料で利用される電話のこと。災害発生後に速やかに利用できるよう、避難所として指定される施設等にあらかじめ加入者回線を設置し、災害発生後に、その加入者回線に電話機を接続して利用する「事前設置型」の特設公衆電話の設置が進められている。

●都市計画区域

自然的・社会的条件、人口、産業、土地利用、交通量等の現況とその推移を考慮して、一体の都市として、総合的に整備・開発・保全する必要のある区域のこと。

●都市計画区域マスタープラン

「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の通称。「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」とは、都市計画法において、都道府県または指定都市が都市計画区域について定める、都市計画の目標や区域区分の決定の有無等についての方針。

●土砂災害防止施設

土石流を止める砂防ダムやがけ崩れを防ぐ擁壁など、土砂災害を防ぐための施設の総称。

●土地改良区

一定の地域内の農業用排水施設、農業用道路等の新設、管理、区画整理、農用地の造成埋立て、干拓、農用地等の災害復旧等の土地改良事業を行うことを目的とした組織で、土地改良法の規定に

より、都道府県知事の認可を受けて設立される法人のこと。

な

●内水

河川の水を「外水」と呼ぶのに対し、堤防で守られた内側の土地（居住地）にある水を「内水」という。河川の水が溢れなくても、側溝、下水道などの排水能力を超える大雨や、排水する先の河川水位の上昇などで排水出来なくなることにより内水氾濫が生じる。

●南海トラフ地震

南海トラフ（静岡県の駿河湾から九州東方沖までの約700kmにわたって続く深い溝状の地形）沿いで発生する大規模な地震のこと。これまで100～150年周期で発生し、今後30年以内の発生確率は80%とされている。

●農業用施設

農業用施設とは、農業振興地域の整備に関する法律によって定められている。代表的なものとして、農畜産物を生産、集荷、調製、貯蔵または出荷するための施設、農業生産資材を貯蔵または保管するための施設、自己の生産する農畜産物等を原料または材料に使用して製造または加工するための施設及び、それらのものを販売するための施設や廃棄された農産物または廃棄された農業生産資材を処理するための施設がある。

●農地所有適格人

稲作のような土地利用型農業をはじめ、施設園芸、畜産など、農業を営む法人が農地を所有するためには、農地法に定める一定の要件を満たす必要があり、その要件を満たした法人のこと。形態として農事組合法人、持分会社などがある。

は

●排水機場

高潮時などに、河川や水路への逆流を防止するための水門と、大雨によって増水した河川や水路の水を海などへ強制的に汲み出すためのポンプ場等の施設の総称。

●ハザードマップ

災害時に、住民が迅速かつ安全に避難し、人的被害を最小限度に食い止めることを目的として、予想される被害の程度や避難情報等の各種情報を分かりやすく表示した地図のこと。津波、高潮、洪水、内水、土砂災害などのハザードマップがある。

●BCP

事業（業務）継続計画（Business Continuity Plan）の略。自然災害などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平時に行うべき活動や緊急時

における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のこと。

●P D C A サイクル

「Plan＝計画・Do＝実行・Check＝評価・Action＝改善」の4つの英単語の頭文字で、P→D→C→A→P……といった具合に、4つの段階を循環的に繰り返し行うことで、仕事を改善・効率化することができる方法のこと。

●避難行動要支援者

高齢者、障害者、乳幼児等、防災上特に配慮を要する者（要配慮者）のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する者のこと。

●VR

仮想現実と呼ばれる。専用のゴーグルで人間の視界を覆うように360°の映像を映すことで、実際にその空間にいるような感覚を得られる技術。

Virtual Reality

●福祉避難所

介護の必要な高齢者や障害者など、一般の避難所では生活に支障を来す人に対してケアが行われるほか、要配慮者に配慮したポータブルトイレ、手すりや仮設スロープなどバリアフリー化が図られた避難所のこと。

●保安林

水源のかん養、災害の防備、生活環境の保全・形成などの公益的機能を高度に発揮させるため、森林法に基づき指定された森林（全部で17種類）のこと。保安林に指定されると、こうした機能が失われないように、立木の伐採や開発行為などが制限される。一方で所有者等には免税等の優遇措置が講じられている。

●防災行政無線

県及び市町村が「地域防災計画」に基づき、それぞれの地域における防災、応急救助、災害復旧に関する業務に使用することを主な目的として、併せて平常時には一般行政事務に使用できる無線局のこと。

●防災ラジオ

本市においては、災害情報について、コミュニティFM局及び市役所本庁舎に設置している起動装置からの電波を受信し自動起動し、迅速に情報伝達ができる仕組みとしている。なお、令和3年度からはJアラートとも連動させ、機能を強化している。

●防災士

特定非営利活動法人日本防災士機構による民間資格。「自助・共助・協働を原則とし公助との連携充実につとめて、社会の様々な場で減災と社会の防災力向上のための活動が期待され、さらに、そのために十分な意識・知識・技能を有する者として認められた人」と定義されている。

ま

●無電柱化

電力線や通信線等を収容する電線共同溝などの整備により電線類を地中化するなど、道路から電柱をなくすこと。これにより、道路空間が開放的ですっきりしたものとなり、良好な景観形成が図られる。さらに、台風や地震等の災害時に、電柱が倒れたり、電線が垂れ下がったりといった危険をなくすことなども目的とする。

や

●やさしい日本語

「やさしい日本語」とは、普段使われている言葉を外国人にもわかるように配慮した日本語のこと。

●UAV

無人航空機。人が搭乗しない航空機のこと。
Unmanned Aerial Vehicle

●要配慮者

高齢者、障害者、乳幼児等、防災上特に配慮を要する者のこと。

●予防保全型の維持管理

損傷が軽微である早期段階に予防的な修繕等を実施することで機能の保持・回復を図る維持管理手法のこと。

ら

●ライフライン

市民生活の基盤となる生命線。電気、ガス、上下水道、電話、交通、通信などの都市生活を支えるシステム（インフラストラクチャー）の総称。

●リスクコミュニケーション

リスク要因やそのリスクを低減するための取組について、関係者が情報を共有しつつ、それぞれの立場から意見や情報を交換すること。リスクに関する正しい知識と理解が深まり、リスク低減に向けた取組を有効に機能させることができる。

●立地適正化計画

市町が都市全体の観点から作成する、居住機能や福祉・医療・商業等の都市機能の立地、公共交通の充実等に関する包括的なマスタープランのこと。

●老朽危険空家等

市内に所在し、年間を通して使用実績のない常時無人な状態の建築物で、その不良度、周囲に対する危険度が「山陽小野田市老朽危険空家等除却促進補助金交付要綱」で定める基準を満たしているものをいう。

◆施策分野ごとの主な個別事業一覧◆

山陽小野田市国土強靱化地域計画（第4章）に掲げる施策分野ごとの推進方針に基づく強靱化の取組みを着実に進めるため、主に以下の個別事業を推進します。

なお、当該一覧については、推進方針の進捗状況等を踏まえて、適時適切に見直しを行うこととします。

(1) 行政機能／消防等／防災教育等

●避難体制の整備

避難所等整備事業	総務課
避難所の標識について、平成25年災害対策基本法改正により定められた「指定緊急避難場所」及び「指定避難所」に全国的に標準化された避難所の標識を設置することが望ましいこととされているため、避難所に標準化された避難所標識を設置するもの。また、山間部等における災害時の孤立防止のため、携帯電話不感地域の対応として、衛星通信網等を活用した多様な伝達手段の確保を行う。	
防災情報システム関係事業	総務課
市民への防災情報提供は、自助、共助を促し、災害からの「逃げ遅れがゼロ」を目指す上での必須条件であり、確実に防災情報を伝達するため、複数の伝達手段を用意することが重要である。 このうち、Jアラートはミサイル攻撃等の国民保護関係情報や緊急地震速報の発令時に市内14カ所に設置した屋外スピーカー及び学校等の既存放送設備を利用して防災情報を提供するものである。なお、FM波が繋がりにくい施設については、現行機器の老朽化更新に合わせてIP告知受信機（LTE網活用）に変更していく必要がある。	
都市公園施設整備事業	都市計画課
有帆緑地については、平成13年度に公共残土処分場と緑地を一体整備し、平成29年度には公共残土処分場への受入れが完了したため、防災に対応する一時避難場所としても利用可能な緑地としての整備を行う。	
都市公園開設事業	都市計画課
「緑の基本計画」に基づき、公園が不足している地域について、住民合意のもと、一時的な避難場所としても利用可能な公園の整備を行う。当面は、地元からの要望のある高須地区と上の台地区において公園整備を進める。	
避難所応急給水体制整備事業	水道局
災害時における飲料水や生活用水確保のため、「指定緊急避難場所」及び「指定避難所」における応急給水体制の整備を進める。	
上下水道耐震化計画推進事業	水道局・下水道課
避難、救護その他応急対策活動の拠点となる施設における上下水道システムの確保のため、防災拠点施設までの水道施設及び防災拠点施設からの下水道施設の耐震化を図る。	
防災知識普及啓発事業	総務課
学校教育や避難・伝達訓練などの様々な取組を通じて、防災意識を着実に向上させるため、VR等のデジタル技術を活用したリアルな災害体験などを通じて、自助・共助となる力の育成を図る。	

●警察・消防等の関係機関の連携強化

総合防災訓練事業	総務課
災害対策基本法第48条の規定により、総合防災訓練の実施が義務付けられており、災害発生時に迅速かつ確かな行動をとるためには、市、防災関係機関、市民それぞれがとるべき行動を想定した実践的訓練が必要となる。	

(2) 住宅・都市／環境

●学校施設等の耐震化

公立保育所整備事業	子育て支援課
保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする施設である公立保育所を整備・大規模改修することにより、保育所の健全な運営に寄与すると共に、安全な保育を実施する保育環境の整備を図る。	
私立保育所整備助成事業	子育て支援課
保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする施設である私立保育所の整備・大規模改修に対し、整備費を保護することにより、保育所の健全な運営に寄与すると共に、安全な保育を実施する保育環境の整備を図る。	
公立保育所環境整備事業	子育て支援課
公立保育所再編基本計画において、当面、継続するとした公立保育所の施設、設備及び遊具等の老朽化が進む部分や緊急的に修繕が必要な個所について、園児に危険が及ぶことがないように、所要の修繕や機器更新等を図る。	
児童クラブ施設整備事業	子育て支援課
核家族化や共働き世帯の増加により児童クラブの需要が増加しており、校区によって生じている待機児童の解消を図るための拡充整備を実施する。また、施設の老朽化による大規模修繕や周辺整備等、児童を安全に保育するための環境整備を図る。	
小・中学校施設長寿命化改修事業（防災機能強化）	教育総務課
学校施設の非構造部材の耐震化等により、建物の耐久性を高め、防災機能を強化するとともに施設の長寿命化を行う。 ○対象校：赤崎小学校、厚狭小学校、厚陽小中学校、小野田中学校	

●住宅・建築物等の耐震化

建築物耐震化促進事業（民間木造住宅耐震診断）	建築住宅課
安全で安心なまちづくりのため、生活の基盤である木造住宅の耐震診断を行うことにより、地震による被害を最小限に抑え、市民の生命と財産を守ることを目的とする。なお、財源については国の住宅・建築物安全ストック形成事業の交付金を活用する。	
建築物耐震化促進事業（民間木造住宅耐震改修事業）	建築住宅課
既存の木造住宅の地震に対する安全性の向上を図り、地震に強いまちづくりを進めることを目的として、市内に存する木造住宅の耐震改修を実施する者（すなわち、木造住宅耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満と診断された木造住宅を、建築士の算出による上部構造評点が0.7以上とし、かつ改修前より上部構造評点が向上するために実施する補強工事を行った者をいう。）に対し、予算の範囲内で補助を行う。なお、財源については国の住宅・建築物安全ストック形成事業の交付金を活用する。	

●都市の防災機能の向上

都市計画基本方針策定事業	都市計画課
山陽小野田市総合計画や山口県都市計画区域マスタープランなどの上位計画や関係計画を踏まえ、地域の特性や課題、住民の意向を反映しながら、本市の都市計画に関する総合的な指針として、都市計画マスタープランを策定する。人口減少社会において、コンパクトなまちづくりを推進するため、都市機能や居住の誘導を図る区域の設定や方針、また居住誘導区域等における防災・減災対策を定める防災指針に基づき、立地適正化計画を策定する。	
大規模盛土造成地変動予測調査事業	都市計画課
大地震時等における滑動崩落による宅地の被害を軽減するため、変動予測調査を行い、住民への情報提供等を図る。	

●住宅の防災対策の推進

空家等活用推進事業（空き家利活用改修補助）	生活安全課
市内に存在する空き家の利活用の促進及び住環境の向上を図ることを目的に、空き家バンク制度に登録した物件について当該空き家の購入契約や賃貸借契約した個人に対し当該空き家改修費の一部を補助する。	
空家等管理確保事業（老朽危険空家等除却支援事業）	生活安全課
倒壊や建築材の落下の恐れのある老朽危険空家等の除却（解体）を促進し、地域の生活環境の保全及び安全で安心なまちづくりを実現するため、市内にある老朽危険空家等の除却（解体）を行う所有者等に対し、除却（解体）費用の一部を補助する。	
老朽市営住宅整備事業	建築住宅課
市営住宅の適正管理の一環として、老朽化した高経年の市営住宅のうち、倒壊や建築材の落下の恐れがあるものについては、除却（解体・改修）を行う。また、必要に応じて新しい市営住宅の整備（建替事業）を行い、安全な住居の提供を行う。なお、財源については国の公営住宅整備事業の交付金を活用する。	

●内水対策の促進

雨水排水対策事業	下水道課
排水機場の適正な運転管理を行い、浸水被害を防ぐとともに、施設の維持管理を適切に行う。	
浸水対策事業	下水道課
ハード・ソフト両面から、浸水被害の未然防止や軽減、最小化を図るため、下水道（雨水）の整備や内水ハザードマップの策定を推進する。	

●上下水道施設等の耐震化等の促進

下水道管渠長寿命化事業、処理場・ポンプ場長寿命化事業	下水道課
下水道施設の老朽化対策や耐震化等には多くの費用と年月を要することから、ストックマネジメント計画、上下水道耐震化計画に基づき、計画的に事業の進捗を図る。また、下水道BCPの実効性を高めるため、下水道BCPの継続的な見直しや訓練の実施を推進する。	
水道施設耐震化事業	水道局

被災に伴う長期断水を防ぎ被害を最小限に抑えるため、水道施設の耐震化を計画的に進めていく。当面は、水道基幹施設の耐震化を図るとともに、災害時において防災拠点施設、大規模避難所及び災害拠点病院等における水道供給システムを維持し続けるために、当該施設への水道管路の耐震化を図る。

●災害廃棄物処理対策の推進

一般廃棄物処理基本計画及び災害廃棄物処理基本計画策定業務	環境課
一般廃棄物処理基本計画は、平成30年度を基準年とし令和2年度（初年度）から令和16年度（計画目標年度）までの15年間で計画期間と定めている。今後は、概ね5年ごとに改正するほか、計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合にも見直しを行うものとする。また、平成26年度3月災害廃棄物対策指針（環境省）を踏まえ、令和2年3月に災害廃棄物処理基本計画を策定したが、状況の変化に応じて改定する。	
環境・公害監視事業	環境課
市内協定締結企業を中心に、工場からの大気・水質・騒音及び振動について調査を行う。また、市内の大気や水質等の状況についても環境基準の適合状況を調査する。	

（3）保健医療・福祉

●災害拠点病院・社会福祉施設の耐震化

高齢者施設への防災防犯等への支援事業	高齢福祉課
高齢者施設利用者の安全性確保を目的として、施設の防災・減災・防犯改修を行う事業者に対し、国の地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金を活用して補助金を交付することにより、高齢者福祉の向上を図る。	

（4）産業・エネルギー

●企業BCP策定の支援

中小企業相談所補助事業	商工労働課
中小企業の経営体質強化のため、国・県や商工会議所と連携して、中小企業相談所（両商工会議所内に設置）による講習会の開催、経営診断、巡回指導等を実施する。BCPを策定していない中小企業について、関係部署や商工会議所と連携して策定支援を行う。	

●電力の安定供給体制の確保

地球温暖化対策事業	環境課
地球温暖化対策推進に関する法律に基づき、山陽小野田市率先実行計画に従い、日常業務の中で省エネルギーなどの環境への負荷を低減する取組みとしてEV等の蓄電池を搭載した環境性能の高い自動車を導入する。また、災害時には、蓄電池の機能を備えているため避難所でも活用する。	

●上水道及び工業用水道の安定供給

水道BCPの策定	水道局
水道施設の耐震化には費用や時間を要することから、災害時にも機能を確保する水道BCPに基づく訓練の実施や、BCPの定期的な見直しを推進する。	

(5) 情報・通信

●多様な情報伝達手段の確保

防災メール配信事業	総務課
災害時に、迅速な市民への防災情報の伝達は、被害を最小限に止めるため、必要不可欠である。防災メールは緊急時の有効な情報伝達手段の1つであり、その利用促進をより一層図る必要がある。また、大規模災害発生時に、より多くの職員の参集を可能とするため、全職員がメールを登録するよう促進する。	
防災ラジオ助成事業	総務課
FM 山陽小野田と連携し、防災ラジオを避難行動要支援者利用施設や自主防災組織、一般世帯などに有償で配布することにより、災害時の情報収集を迅速にできるようにし、自発的な自助・共助の推進を図る。	

●災害時の情報伝達の強化

防災無線機更新事業	総務課
大規模災害時には、電話線の断絶やアンテナ塔の倒壊により、多くの地域で通信連絡手段の断絶が発生することが想定される。このため、MCA 無線機を関係部署及び避難所等に設置しているが、故障等も目立つようになり、交換時期も過ぎていることから、I P無線も利用できるMCA 無線への更新が必要である。	
FM波によるJ-A L E R T情報伝達事業・受信機等更新事業	総務課
国が発するJ - A L E R T(全国瞬時警報システム：緊急地震速報、弾道ミサイル情報など)を防災ラジオと連動させ、既存の小・中学校等の放送設備から緊急放送を一秒でも早く、児童、生徒、防災ラジオ購入者に伝えるとともに、本庁舎からも緊急放送を行うことのできるシステムとなる。	

(6) 交通・物流

●道路の防災対策の推進

橋梁補修事業	土木課
長寿命化計画に基づき橋梁の修繕を推進するとともに、緊急輸送道路及び跨線橋等の落橋・倒壊時に重大な被害が予測される橋梁については、耐震補強を推進する。	
橋梁長寿命化点検事業	土木課
橋梁点検は、5年に一度の頻度で点検することが義務付けられており「山陽小野田市橋梁等長寿命化修繕計画」に基づき、順次点検を行って橋梁の健全度を診断するとともに、老朽化の把握を行い、修繕を計画的に推進する。	
道路橋梁維持補修事業	土木課
災害時に緊急輸送道路、重要物流道路及びそれらを補完する道路として機能が発揮できるように、定期的な巡回や修繕を行い機能保全対策を推進する。	
市道舗装リフレッシュ事業	土木課
舗装の老朽化により、災害時に安全な道路機能が発揮できない恐れがあることから舗装の修繕を行い通行環境の維持を推進する。	
通学路安全対策事業	土木課
災害時には避難路として機能発揮できる歩道等について、地域の課題や利用者のニーズを踏まえつつ整備を推進する。	

緊急輸送道路等老朽管整備計画策定事業	水道局
緊急輸送道路・重要物流道路下に埋設している管路など、事故発生時に社会的影響が大きい老朽化している水道管路の更新を計画的に推進する。	

●道路ネットワークの整備

県道改良事業負担金	土木課
災害時にも機能する道路ネットワークを構築するため、県や関係機関と連携をして道路の整備を推進する。	
市道道路改良事業	土木課
災害時にも機能する道路ネットワークを構築するため、地域の課題や利用者のニーズを踏まえつつ道路の整備を推進する。	

●港湾施設の整備等

港湾施設整備事業	土木課
大規模災害時に必要な港湾の機能を発揮できるよう、県や関係機関と連携をして耐震強化岸壁の整備や予防保全計画に基づいた老朽化対策を推進する。	
漁港施設機能保全事業	農林水産課
漁業の作業効率と安全性の向上を図るため、機能保全計画を策定する。この機能保全計画策定事業による機能診断の結果、老朽化等により危険な状態が判明した場合、計画的に補修を行う。	
護岸・道路・泊地等の漁業施設補修事業	農林水産課
市内4漁港は築造後年数が経過し、老朽化が激しい。定期的・計画的に補修工事を行うことで、施設の長寿命化及び改修に係るコストダウンを図る。	
漁港整備事業	農林水産課
漁船の大型化に伴う休憩、陸揚げ施設の不足、用地不足及び干潮時の水深不足による出漁制限等の作業環境の向上のため、漁港の外郭施設、係留施設、水域施設及び用地を整備する。対象は、埴生漁港、刈屋漁港、高泊漁港、梶漁港。	

(7) 農林水産

●農地防災の推進

危険ため池改修事業	農林水産課
市内には危険ため池に指定されたため池が5箇所あるが、これらのため池については堤体からの漏水等が確認されており、十分な安全性が確保されていない状態にある。危険ため池については、営農の確保並びに災害の未然防止を図るため、順次、改修していく。	
防災重点ため池改修事業	農林水産課
農業用ため池の管理及び保全に関する法律の制定に基づき、農林水産省が下流に住宅や公共施設があり、施設が決壊した場合に影響を与える恐れがあるため池を「防災重点ため池」と規定。防災上、重要な農業用ため池を山口県が指定。今後、ため池防災推進計画を策定し、整備を行っていく。	

ハザードマップため池の保全・避難対策事業	農林水産課
農業用ため池の管理及び保全に関する法律の制定に基づき、指定された特定農業ため池（防災重点ため池）の91箇所（小野田地区41箇所、山陽地区50箇所）についてハザードマップを作成し、関係する自治会に印刷物の配布を行う。	
土砂災害危険箇所整備事業	土木課
急傾斜地等の土砂災害による重大な被害を防ぐため、緊急性の高い土砂災害警戒区域については、県や関係機関と連携して対策の推進をする。	
急傾斜地崩壊防止施設緊急改築事業	土木課
既存の急傾斜地崩壊対策施設において、老朽化による従前機能の低下の恐れのある施設の改築を、県や関係機関と連携して推進する。	
林地崩壊防止事業	農林水産課
激甚災害により発生した林地の崩壊を復旧整備し、再度災害の防止を図る。	
災害関連山地災害危険地区対策事業	農林水産課
山地災害危険地区の荒廃山地等で再度災害の防止と林地保全のため緊急的に必要なものを復旧整備する。	
小規模治山事業	農林水産課
国庫補助の対象とならない私有林地の復旧・予防治山事業及び防災林造成事業であって、民生安定上、必要なものを実施する。	
頭首工改修事業	農林水産課
2級河川に農業用水の取水堰として築造されている堰について、機能保全計画に従い老朽化対策事業を行うとともに、豪雨等による災害を未然に防止するため改修工事を実施する（石井手堰、田尻堰、鳴瀬井堰、寝太郎堰）。	
基幹水利施設ストックマネジメント事業（高千帆排水機場）	農林水産課
本施設は昭和44年度に築造され、40年以上が経過している。令和元年度にはポンプ施設の更新は完了したが、付帯施設の更新を行う。	
基幹水利施設ストックマネジメント事業（沖開作・古開作・後瀉排水機場）	農林水産課
県営事業で整備した排水機場で、既に機能診断や保全計画を策定している施設において、年次的にストックマネジメント事業で整備する。	

●農業生産基盤の整備

県営農業競争力強化基盤整備事業（王喜東地区）	農林水産課
農地の大区画化及び農業水利施設の整備を実施し、農地集積・集約化を図ることを目的として、山陽小野田市植生地区 10haを含む54haの農用地について、下関王喜地区として区画整理を実施する。	
県営経営体育成基盤整備事業（郡・川東地区）	農林水産課
郡・川東地区では、ほ場整備されていないことで、作業効率や生産性が低い状況にある。そこで、水田の区画整理や水路、農道などの農業生産基盤整備を行い、効率的かつ安定的な農業経営の確立を目指す。併せて、ほ場整	

備により、地域農業の中心的役割を担う経営体（担い手）に農地の利用集積を進め、担い手が農業生産の相当部分を担う農業構造の確立を図る。	
中山間地域等直接支払交付事業	農林水産課
現在、2地区（靱の木、川上の2箇所）が市と協定を結び、協定農用地の管理、水路・農道等の維持・管理活動を実践している。5年を1期とし、集落協定を結び定農用地の管理、水路・農道等の維持・管理活動を実施している。現在は6期対策（令和7年度～11年度）を実施中である。	
多面的機能推進事業	農林水産課
担い手に集中している水路農道等の維持管理、補修を地域全体で実施することにより、担い手の負担を軽減し、耕作放棄地の発生を防止する。また、農業用施設の更新を行うことで作業環境を改善する。活動農用地面積を維持していくことが目標となる。	

●農業生産体制の強化

農業次世代人材投資事業	農林水産課
次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農直後の経営確立を支援する資金（経営開始型（5年以内））を交付する。	
新規就農・就業者定着支援事業	農林水産課
新規就農者を雇用又は、構成員として受け入れた法人が、国の農の雇用事業を2年間活用した後に継続して雇用等を行う場合、単県事業で最長3年間の支援を行う。また、国の雇用就農資金を活用した場合は、単県事業で最長5年間の支援を行う。	
新規就農者支援事業	農林水産課
経営の不安定な就農初期段階の新規就農者に対し、経営の安定化及び次世代を担う農業者を確保・育成することを目的に、農業用機械又は施設等の整備に要する経費の一部を補助する。	
農業生産者支援事業（担い手支援事業）	農林水産課
担い手の育成・確保を図るため、経営発展を目指す認定農業者の農業用機械・施設の導入経費の一部を補助する。	

（8）国土保全・土地利用

●津波・高潮対策の推進

刈屋漁港海岸保全施設整備	農林水産課
内水排除のために平成元年度に西の浜排水機場が設置されたが、築造後30年以上を経て老朽化が著しいため、長寿命化計画を策定し、整備を行う。	
県営海岸保全施設整備（松屋埴生・黒崎開作）	農林水産課
高潮に対し堤防高が不十分であり、護岸や陸閘、水門など老朽化した施設の整備を行う。	
ハザードマップ普及事業	総務課

災害が発生した場合、被害を最小限に止めるためには、その地域がどのような災害のおそれがあるかを事前に熟知し、それに対する対策を講じておく必要があるため、ハザードマップの市民への周知が必要である。	
海岸防災事業	土木課
山口南沿岸海岸保全基本計画に基づき、高潮や津波による被害から防護するため、県や関係機関と連携して海岸護岸整備など対策の推進をする。	

●洪水対策の推進

河川維持管理事業	土木課
豪雨災害時に洪水の発生を抑制することや被害が大規模災害の要因となることを防ぐため、県や関係機関と連携して河川等の適切な維持を推進する。	
河川浚渫事業	土木課
豪雨災害時に洪水の発生を抑制することや被害が大規模災害の要因となることを防ぐため、浚渫等を実施して適切な維持を推進する。	
雨水排水機場維持管理事業	土木課
高潮や豪雨時における低平地の洪水被害を軽減するため、排水機場の適切な運転管理を行うとともに、県が所有する施設については、県や関係機関と連携して長寿命化を推進する。	
アンダーパス排水施設整備事業	土木課
豪雨災害時に市道のアンダーパス部については、冠水被害が生じる恐れがあるため、老朽化した機械等の更新を行い重大事故の発生を防ぐ。	

●山地災害対策の推進

市有林整備事業	農林水産課
多面的機能を有する森林を、無秩序な伐採や開発、荒廃から守り、長期的な視点にたった計画的かつ適切な森林の取扱いを推進する。	
森林経営管理事業	農林水産課
森林経営管理法に基づき、私有人工林における森林経営の意向調査を行い、森林所有者自らが経営管理を実行できない森林を市が経営管理の委託を受け、森林経営に適した森林は意欲と能力のある林業経営体に経営管理の再委託を行う。市が経営管理の委託を受けた森林のうち、自然的条件に照らして林業経営に適さない森林や再委託に至るまでの森林は市が間伐等の経営管理を実施する。また、森林環境整備基金からの繰入金を財源に、民有林の整備環境促進、荒廃抑制を目的に林道及び作業道の路網整備を実施する。	
里山等整備支援事業	農林水産課
野生鳥獣の隠れ家や土砂災害等の原因にもなり得る集落周辺の繁茂竹林を継続して伐採することにより、生活環境の保全や災害の防止を図る。	
砂防設備整備事業	土木課
溪流からの濁流による公共施設や民地への災害による重大な被害を防ぐため、緊急性の高い区域については、県や関係機関と連携して対策の推進をする。	

(9) リスクコミュニケーション

●地域防災力の充実強化

防災知識普及啓発事業	総務課
市民が災害時に迅速かつ適切な行動をとるためには、災害に対するより正確な知識を持つことが必要である。出前講座や防災講演会などの機会を活用し、防災意識の普及啓発を図っていく。	
自主防災組織等育成事業	総務課
自主防災組織の活動を活発かつ継続的なものにするため、防災資機材や訓練に要した経費の補助を行う。	
地域防災訓練事業	総務課
市民の防災意識の向上及び地区防災組織活動の充実等を図るため、地区防災組織が実施する防災訓練に対し経費を補助する。	
防災士育成事業	総務課
自主防災組織の活動を充実させ、更に衰退させないためには、地域のリーダー的存在が不可欠である。そのため、地域の防災リーダーを育成するため、各地区の防災士育成を支援する。	
地域運営組織推進事業	
地域の暮らしを守るため、地域で暮らす方々が中心となり、様々な地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践することを目的とした地域運営組織を推進するため、各地区の協議会に対し財政的支援、人的支援を実施する。	
地域おこし協力隊募集事業	シティセールス課
集落内また集落間のネットワーク強化の促進や活動支援のため、有能な人材を募集し、その活動を支援する。	

(10) 人材育成

●人材の育成・確保

災害対策専門職員育成事業	総務課
昨今頻発している大規模災害に対して、市には迅速かつ的確な対応が強く求められており、市民の生死を左右する災害対応の最前線に立つ市役所職員には、より一層の危機管理・防災に対する専門的知識が必要となっている。災害対策に関する研修を総務課の職員を中心に、災害に関する実践的な知識・技能と的確な判断力を習得できるよう、防災研修を実施するとともに、災害時に迅速な対応が行えるよう、各種訓練を通じて災害対応力の向上を図る。また、国が進める災害マネジメント総括支援員等の確保を行うため、国の定めた専門研修に市の職員を参加させる。	

(11) 官民連携

●応援協定の締結・拡充

総合的防災体制整備事業	総務課
迅速かつ効果的な応急対策が実施できるよう、協定の締結・拡充など、民間事業者等との連携・支援体制の整備に努める。	

(12) 老朽化対策

●公共施設等の適切な維持管理

山陽小野田市公共施設等総合管理計画	企画課
「山陽小野田市公共施設等総合管理計画」に基づき、個別施設計画を作成し、災害時に拠点となる公共施設や道路等が使用不可能とならないよう適切な維持管理、修繕、更新等を行う。	
山陽小野田市水道事業アセットマネジメント計画	水道局
水道施設の老朽化対策には費用と時間を要することから、将来を見据えた資産の効率的かつ効率的運用を定めたアセットマネジメント計画を策定し、施設の健全度・需要度に基づく施設整備計画を策定し、国の補助制度や効率的な整備に資する新技術等の活用等により事業の進捗を図る。	

(13) 研究・技術開発

●公共施設等の適切な維持管理

山口東京理科大学との連携	企画課
防災対策の高度化を進めるため、大学等と連携し、衛星画像の防災利用等の研究・技術開発を促進を行う。	

(14) デジタル活用

●デジタルを活用した行政サービスの向上及び防災行政運営の効率化

ビジネスチャットツール導入事業	デジタル推進課
業務の効率化や省力化、災害時における迅速な情報伝達と論議・相談への対応、セキュリティ性の確保の面からビジネスチャットツールを導入する。	
防災情報システム関係事業（再掲）	総務課
市民への防災情報提供は、自助、共助を促し、災害からの「逃げ遅れがゼロ」を目指す上での必須条件であり、確実に防災情報を伝達するため、複数の伝達手段を用意することが重要である。 このうち、Jアラートはミサイル攻撃等の国民保護関係情報や緊急地震速報の発令時に市内14カ所に設置した屋外スピーカー及び学校等の既存放送設備を利用して防災情報を提供するものである。なお、FM波がつながりにくい施設については、現行機器の老朽化更新に合わせてIP告知受信機（LTE網活用）に変更していく必要がある。	